

第2編

共通対策編

第1章 基本的考え方

第1節 基本的考え方

本編は、県地域防災計画の第3編地震災害対策編、第4編津波災害対策編、第5編風水害等対策編、第6編火山災害対策編、第7編海上災害対策編、第8編航空災害対策編、第9編鉄道災害対策編、第10編道路災害対策編、第11編危険物等災害対策編、第12編大規模な火事災害対策編、第13編林野火災対策編に共通する事項を定めるものとする。

第3編から第13編の対策については、それぞれの対策編によるほか、本編（共通対策編）によるものとする。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強い県土づくり、まちづくり

第1款 道路等交通関係施設の整備と管理

第1項 基本方針

道路・鉄道等の公共施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、災害発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、各施設ごとに被害を最小限にとどめるための安全性の確保及び被害軽減のための諸施策を実施する必要がある。

第2項 対策

1 道路施設

【県、市町村、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

(1) 道路施設の安全性の向上

ア 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

イ 落石や斜面崩壊などの恐れのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

ア 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

イ 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

ウ 都市の防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。

エ 都市の防災区画を形成する道路の整備を推進する。

オ 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

(3) 緊急用河川敷道路の整備

災害時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。

(4) 道の駅の防災機能強化

防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置づけ、その機能強化に努める。

(5) 道路情報提供装置の整備

災害時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

(6) 高速道路ミッシングリンク（未連結区間）の早期解消

発災後の避難、救助・救急搬送、救援物資輸送において「命の道」となる東九州自動車道及び九州中央自動車道の整備を促進する。

2 鉄道施設

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社(宮崎総合鉄道事業部)】

災害の発生に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、安全性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

ア 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター（保線・電力・信号通信）	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター（保線・電力・信号通信）	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
	本所（土木・建築）	日豊本線	市棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
宮崎空港線		田吉～宮崎空港		
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター（保線）	吉都線	吉松～都城	

イ 地震観測施設等の整備

鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこなない、2次災害防止に努める。

<地震計の設置場所>

線区	地震計設置箇所数（位置）
日豊本線	7（南延岡、南日向、都農、日向新富、宮崎、田野、都城）
日南線	1（油津）
吉都線	3（吉松、小林、都城）

3 港湾、漁港施設

【県、宮崎港湾・空港整備事務所】

(1) 港湾の耐震化の推進

港湾の機能が麻痺することを回避し、緊急物資等の輸送基地等としての機能を果たし得るように十分な耐震性を有する岸壁を国の計画と整合を図りながら整備し、今後の保全に努める。

ア 細島港 県北部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。さらに、幹線物資の輸送拠点として機能するために、国際コンテナターミナルの既設岸壁の耐震強化を図る。

イ 宮崎港 県中部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁を整備している。

ウ 油津港 県南部における緊急物資等の輸送拠点として、耐震強化岸壁の整備している。

(2) 漁港の安全性の確保

県北部、県中部、県南部における輸送・復興支援拠点として、北浦漁港、川南漁港、都井漁港において耐震強化岸壁を整備しており、その他拠点漁港においても、地域の救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、漁港の安全性の確保及び被害軽減のための整備を推進する。

4 空港施設の整備と管理

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 現況

宮崎空港の空港・航空保安施設は、土木施設、建築施設、管制施設、無線施設、航空灯火、電気施設及び機械施設により構成されている。これらの施設の耐震基準は、施設固有の分野で使用されている基準等に準拠しつつ、空港としての特殊性を考慮して定められている。

なお、事務所庁舎、管制塔、無線施設及び電源施設の局舎は、新しい耐震設計基準による建築基準法及び官庁施設の総合耐震設計基準に基づき設計・建築されている。

(2) 安全確保対策

空港・航空保安施設の安全対策について、次の措置を講じており、今後の保全に努める。

ア 商用電源の停電に備えて、非常用発電装置（発動発電機2基）を設置しており、津波浸水対策として非常用発電装置設置場所の水密性を向上させている。

イ 管制用対空通信施設については、非常用発電装置の停止に備えて、無停電（バッテリー）装置を整備しており、さらに管制塔には緊急用対空通信装置（充電式）を設置している。また、緊急用対空通信施設を充電するための小型発電機を備えている。

ウ 電話の不通に備えて、県防災無線電話が設置されている。

5 その他

【県、市町村】

県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。

第2款 ライフライン施設の機能確保

第1項 基本方針

電力、電話、ガス、上下水道等施設は、日常の生活に必要なものであり、その復旧に長期間を要することは、災害後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。

第2項 対策

1 上水道施設の整備

【水道事業者】

水道事業者は、応急給水体制や応急復旧体制等の整備を図り、災害時においては飲料水及び生活用水等を確保するために関係機関と連携し、積極的に対応するものとする。

また、基幹的施設等の安全性を確保するとともに、給水区域のブロック化やグループ化など給水への影響を最小限度におさえられるよう、安全性の高い水道システムを構築し、災害に強い水道づくりを推進するものとする。

- ① 応急給水・復旧体制の整備
- ② 相互応援体制の整備
- ③ 基幹的施設の安全性の向上
- ④ 安全性の高い水道システムの構築
- ⑤ 給水の安全性の確保

【県】

県は、応急給水体制に対応するため、広域的観点から供給拠点の設定を行うとともに、災害時における飲料水としての適否を確認するための水質検査体制の整備を図るものとする。

また、応援資機材等の情報収集を行うとともに、応急給水や応急復旧での相互応援体制の整備を図るものとする。

- ① 広域相互応援体制の整備
- ② 供給拠点の設定
- ③ 応援資機材等の情報収集
- ④ 水質検査体制の整備

2 下水道施設の整備

【市町村】

処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、下水道が有すべき機能を確保できるよう、既設においては段階的に、新設においては建設当初の段階から耐震対策を講じるものとし、耐震対策が十分整わない状況下で被災した場合等においても、最低限の目的を達成するため、暫定的対応に直ちに着手できるよう下水道BCP策定等を行い対応を図るものとする。

【県】

市町村が行う耐震対策等に関する助言等を行うものとする。

3 工業用水道施設の整備

【県】

県工業用水道施設の災害予防対策は、次によるものとする。

(1) 施設の安全性の向上

工業用水道施設の計画的な改良・修繕を行うことにより安全性を向上させる。

(2) 体制面の対策

ア 保安の確保

設備の巡視、点検を行い保安の確保を図るものとする。

イ 災害復旧要員及び資機材等の確保

災害時に備え、災害復旧要員や資材、機材等の確保体制を確立するものとする。

ウ 情報連絡体制

災害時に備え、立地企業、関係機関・団体、住民等への情報連絡体制を確立するものとする。

エ 防災に関する訓練

災害時に備え、企業局及び立地企業・関係団体が一体となって訓練に努めるものとする。

4 ガス施設の整備

【宮崎ガス株式会社】

ガス施設の災害発生を未然に防止するための対策は、次によるものとする。

(1) 工場設備

ア 設備の保全基準の維持

施設全体について、台風、地震、火災等の災害に対する予防対策として、施設のそれぞれについて保全基準(点検、検査基準)を策定の上実施するものとする。

イ 台風及び地震対策

工場は「災害予防計画」を策定し、警戒体制及び非常体制の具体的措置を定めるものとする。

ウ 防火管理

工場は「火災予防計画」及び「消防計画」を策定し、防火責任者を選任して次の予防点検を実施する。

(ア) 調査

毎年1回、危険物関係及び高圧ガス関係防火対象物並びに消火設備について調査しリスト及び配置図を作成する。

(イ) 防火責任者の予防点検

防火責任者は、次の事項について定期及び臨時の点検を行う。

建物、工作物、火気使用場所、危険物関係施設、電気機械設備、消火設備、通報設備、避難救助設備、その他

(2) 導管設備

導管の材質接合方法、工事方法等の設置基準及び作業基準を定めて実施するほか、次のような保安対策を平常業務として実施する。

ア 漏洩調査

導管漏洩調査、臭覚調査、橋梁管調査、自社地下埋設物調査、大口需要家調査、需要家巡回調査を定期的に実施するほか、漏洩多発箇所、自社工事跡等について重点的に特別調査を実施する。

イ 他工事現場の防護

他企業の地下埋設工事等については、宮崎県地下埋設工事等連絡協議会において策定した長期計画に基づき、関係機関と緊密な連絡の下に導管等の防護に当たる。

ウ 中圧路線調査

前記の漏洩調査以外に、路線パトロール及び毎年1回特別調査を実施する。

(3) 需要家関係施設

ア 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩防止策として、メーター入口の手前には、すべてメーターガス栓を取付ける。又、流量センサー、圧力センサー、感震器等と接続された遮断回路及び遮断弁を内蔵したマイコンメーターの普及を図る。

イ 引込管内径 70mm 以上の需要家その他必要と認められる需要家には、道路と敷地の境界付近部分に遮断バルブを設置する。

ウ 各需要家宅の屋内におけるガス漏洩早期発見対策として、ガス漏れ警報器等の普及を図る。

5 電力施設の整備

(1) 九州電力及び九州電力送配電における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

ア 電力設備の災害予防措置

(ア) 水害対策

a 水力発電施設

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各事業所の特異性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化(窓の密閉化・ケーブルダクトの閉鎖等)等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について点検・整備を実施する。

- ① ダム、取水口の諸設備及び調整池・貯水池の上下流護岸
- ② 導水路と溪流との交叉地点及びその周辺地形との関係
- ③ 護岸、水制工、山留壁
- ④ 土捨場
- ⑤ 水位計

b 送電設備

(a) 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

(b) 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

c 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ及び窓の改造、出入口の角落とし、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では、屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は基本にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水耐水構造化又は防水壁等を組み合わせて対処する。

(イ) 風害対策

建築基準法、電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は補強等により対処する。

- (ウ) 塩害対策
塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。
- a 送電設備
耐塩がいし又はがいし増結で対処するとともに、必要に応じがいし掃除を実施する。
 - b 変電設備
塩分測定装置により、がいしの汚損状況の把握を行い、必要に応じてがいし洗浄を実施する。
 - c 配電設備
耐塩用がいし、耐塩用変圧器等を使用するとともに、必要に応じがいし等の洗浄を実施する。
- (エ) 雷害対策
- a 送電設備
架空地線の設置、アークホーンの取付け、接地抵抗の低減を行うとともに、アーマロッドの取付け等を行う。
また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止、又は拡大防止に努める。
 - b 変電設備
「電気設備に関する技術基準」による雷害対策のほか、必要な箇所には耐雷遮へいの強化を行う。また、重要系統の保護継電装置を強化する。
 - c 配電設備
架空地線の設置及び耐雷機材（アレスター、限流アークホーン等）の取付けによる雷害対策を実施する。
- (オ) 土砂崩れ対策
土砂崩れ対策は、地形、地質等を考慮して、状況によりよう壁、石積み、排水溝などの対策を実施する。
また、災害期前後には、巡視点検の強化、社外モニターの活用などにより被害の未然防止に努める。
なお、土砂採取、土地造成などの人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係箇所へのPRを徹底する。
- イ 防災業務施設及び設備の整備
- (ア) 観測、予報施設及び設備の整備
局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量等の観測施設及び設備を強化、整備する。
 - (イ) 通信連絡施設及び設備の強化、整備
災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。
- ウ 災害対策用資機材等の輸送、整備点検
災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。
また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。
- エ 電気事故の防止
災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて次の事項に対する認識を高めていただくよう広報活動を行う。
- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
 - (イ) 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最奇りの九州電力・九州電力送配電の事業所等に通報すること。
 - (ウ) 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
 - (エ) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。

- (オ) 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- (カ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。
- (キ) その他事故防止のため留意すべき事項

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の災害予防対策は、次によるものとする。

ア 発電設備

県営発電所は県内に14か所あり、これらの発電所の各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し設計基準や技術基準等に基づいて設置されているとともに、地形や地質等を考慮して所要の補修、補強を実施するなど、十分安全性を有しているが、過去に発生した災害及びこれに伴う被害の実態等を考慮し各設備の被害防止対策を講ずるものとする。

イ 送電設備等

送電線路は5線路、ダム配電線路は4線路ある。これらの各設備は、風水害や雷害、土砂崩れ等に対し技術基準に基づいて設置されているが、鉄塔及び基礎等の点検を行い、災害の発生するおそれのある箇所については、基礎補強等の耐震対策を講ずるものとする。

(3) 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等における電力施設

【病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者】

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。

【県】

県は、大規模停電発生時に電源車の配備等、関係省庁、電気事業者等から円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況、最大燃料備蓄量、燃料確保先、給油口規格等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。

6 通信施設の整備

【西日本電信電話株式会社（宮崎支店）】

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

(1) 通信設備

ア 中継センタの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センタを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散收容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、その円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震・防風対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講じる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発動発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センタが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- ・ 104呼 九州管内の104センタへランダム分散受付される。
- ・ 116呼 宮崎をはじめ九州管内の116センタへ分散受付される。
- ・ 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。

- ・ 115呼 九州管内の115センターへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

(2) 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講じる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講じる。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1款 情報の収集・連絡・分析整理体制の整備

第1項 基本方針

災害時の情報収集・伝達手段として機能する情報通信機器・施設の整備を図るとともに、通信機器操作の習熟に努めるものとする。また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

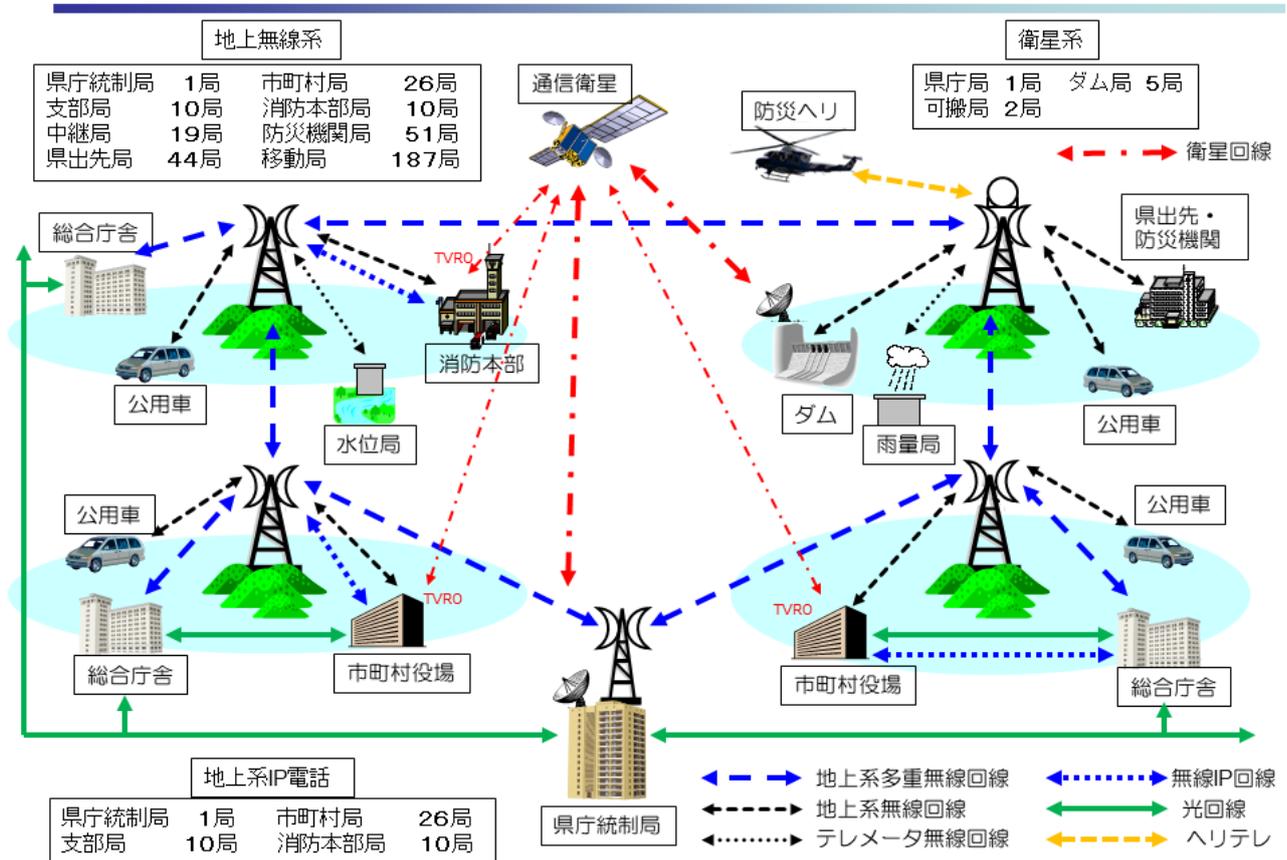
また、収集した情報を的確に分析整理するために必要な体制の整備を図るものとする。

第2項 対策

1 県総合防災情報ネットワークの整備

災害時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ「総合防災情報ネットワーク」を整備し、平成9年度から運用している。これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、最新技術やIP通信網（宮崎行政情報ネットワーク）を活用したシステムを整備している。

総合防災情報ネットワークの概要



2 防災情報処理システム等の機能充実と運用体制の確立

【県(各部局)】

(1) 気象情報等の伝達

災害時には、各機関が出来る限りの的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速かつ確実な情報の収集が必要である。

防災情報処理システムでは、総合情報ネットワークを通じ、気象台、気象会社、気象衛星等からの、様々な気象・地震等のデータを受信し、処理したデータを県出先機関・市町村・消防本部等に配信できるようになっている。

(2) 休日・夜間における情報の収集・伝達

休日・夜間における情報の収集・伝達は、災害監視室からの連絡のほか、職員自動参集システム（携帯メール）により職員を召集し行う。

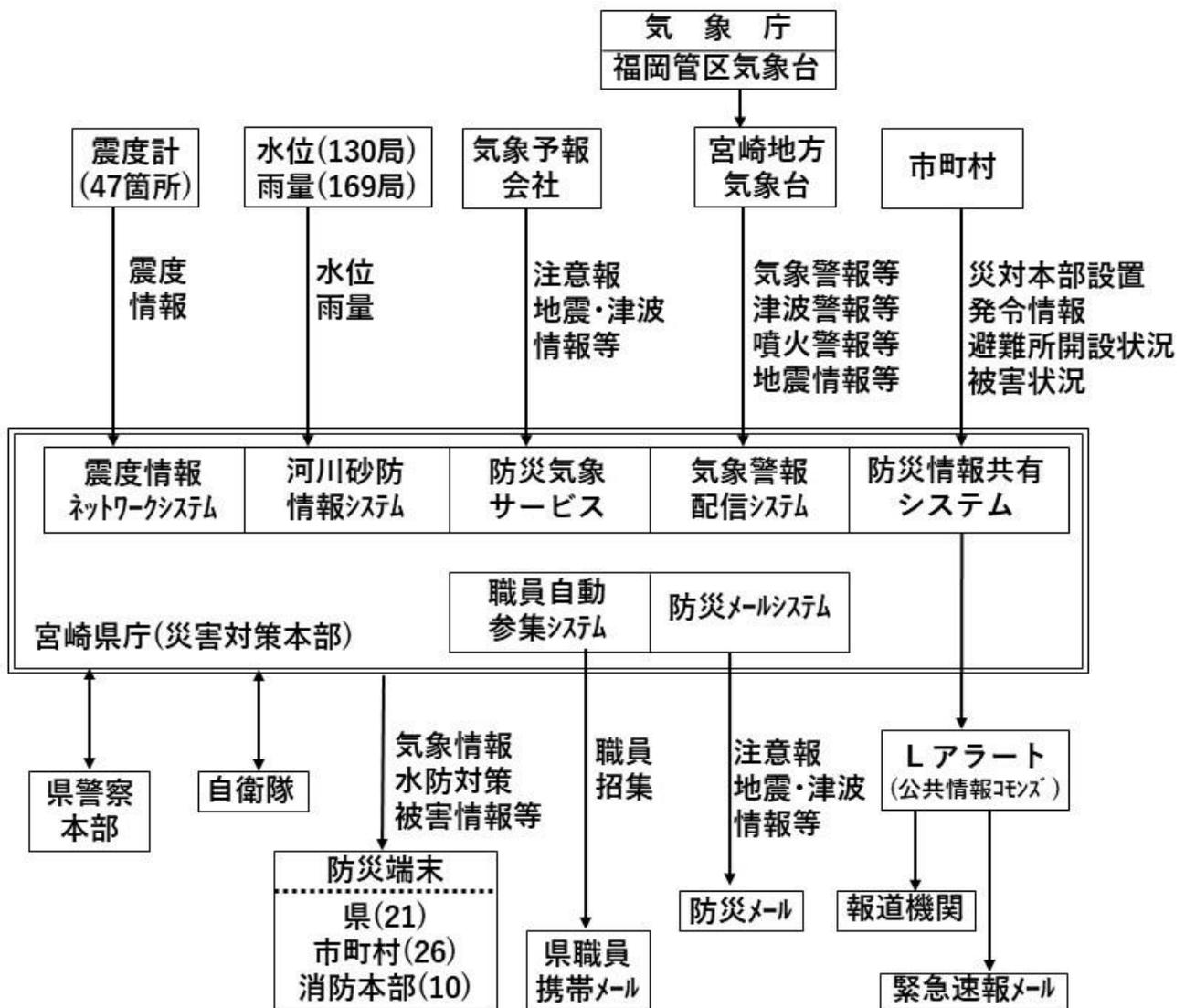
市町村、消防本部等へは、防災情報処理システムにより直ちに気象情報等が伝達される。

(3) 宮崎県防災情報共有システムの整備・運用

市町村からの被害情報、避難所開設状況、発令情報を県災害対策本部で集約し、河川砂防情報システム等と連携し、防災GIS等を利用したシステムを構築することにより、災害情報の共有化や災害対応業務の迅速化を図る。

また、公共情報コモンズ（Lアラート）と連携させることにより、テレビやエリアメール等による県民への災害関連情報の提供機能の充実を図る。

<宮崎県防災情報処理システム>



【市町村、関係機関】

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施するものとするが、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。

また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

3 画像伝送システムの整備充実

総合情報ネットワークを通じて、防災ヘリからの災害現場画像情報を迅速に県及び市町村等で見ることができるシステムを構築している。また、県警ヘリからの映像及び国の河川等の監視カメラの映像も見るができるように整備している。

4 市町村防災行政無線の整備

第11款「被災者等への的確な情報伝達体制の整備」に記載

5 非常通信体制の強化

【県、関係機関】

県は、県総合情報ネットワークのほか、防災相互無線、災害応急復旧用無線電話、孤立防止用無線電話、携帯電話、自動車電話等の整備充実に努める。

また、警察、消防、水防、鉄道、電気等の事務又は事業を行う機関、その他の非常通信連絡会構成員に属する無線局による通信システムを利用することにより、災害に関する通信を確保するよう、非常通信連絡会を通じ、非常通信体制を強化するものとする。

6 通信訓練、研修会の実施等

【県、市町村】

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

7 情報の分析整理

【県、市町村】

(1) 人材育成等

県及び市町村は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ、専門家の意見を活用できるよう努めるものとする。

(2) ハザードマップ等の作成等

県及び市町村は、平常時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等により災害危険性の周知等に生かすものとする。

(3) 地理情報システムの構築等

県及び市町村は、災害対策を支援する地理情報システムの構築について推進に努めるとともに、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努めるものとする。

(4) 最新の情報通信関連技術の導入

県及び市町村は、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

第2款 活動体制の整備

第1項 基本方針

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。

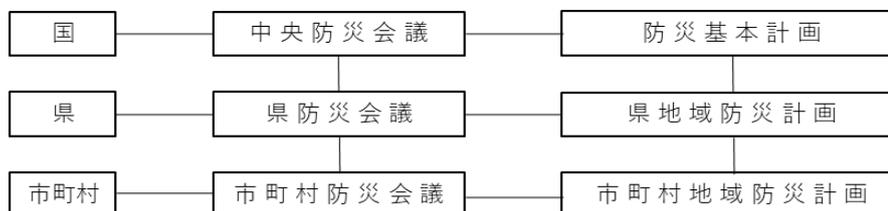
第2項 対策

1 組織体制の整備

(1) 県の組織体制整備

【県(各部局)】

県は、防災会議を設置して、地域防災計画を作成し、それに基づき、市町村及び防災関係機関との協力体制の整備を図るものとする。基本法によって定められている国、県及び市町村の防災会議と防災計画の体系は次のとおりである。



ア 県防災会議

県は、基本法第14条に基づき宮崎県防災会議を設置し、地域防災計画の作成及びその実施促進等を行う。

防災会議は、知事を会長とし、次表のとおり指定地方行政機関の長等の法定委員や指定公共機関の役員及び自主防災組織を構成する者等のうちから知事から任命された委員をもって組織し、委員の属する機関の職員のうちから幹事を任命し、委員を補佐する。

法定委員（指定地方行政機関の長又は職員・陸自の長・県警察本部長等）		
※ 第 1 号	九州管区警察局長	九州産業保安監督部長
	九州総合通信局長	九州地方整備局長
	九州財務局宮崎財務事務所長	九州運輸局宮崎運輸支局長
	九州厚生局宮崎事務所長	大阪航空局宮崎空港事務所長
	宮崎労働局長	国土地理院九州地方測量部長
	九州農政局長	宮崎地方気象台長
	九州森林管理局長	宮崎海上保安部長
	九州経済産業局総務企画部長	九州地方環境事務所長
2	陸上自衛隊第43普通科連隊長	
3	宮崎県教育委員会教育長	
4	宮崎県警察本部長	
5	副知事 危機管理統括監	総合政策部次長（県民生活・文化祭担当） 福祉保健部指導監査・援護課長
知事任命委員（市町村長・消防機関・指定公共機関及び指定地方公共機関の長等）		
6	宮崎県市長会長 宮崎県町村長会長	宮崎県消防長会長 公益財団法人宮崎県消防協会会長
7	日本郵便株式会社宮崎中央郵便局長 日本銀行宮崎事務所長 日本赤十字宮崎県支部事務局長 日本放送協会宮崎放送局長 西日本高速道路株式会社九州支社 宮崎高速道路事務所長 九州旅客鉄道株式会社 宮崎総合鉄道事業部長 西日本電信電話株式会社宮崎支店長 日本通運株式会社宮崎支店長 九州電力株式会社執行役員宮崎支店長 株式会社宮崎日日新聞社経済部部長	株式会社宮崎放送報道部部長 株式会社テレビ宮崎報道制作局報道部部長待遇 株式会社エフエム宮崎代表取締役社長 宮崎ケーブルテレビ株式会社代表取締役社長 公益社団法人宮崎県医師会長 公益社団法人宮崎県看護協会会長 宮崎瓦斯株式会社代表取締役社長 一般社団法人宮崎県LPガス協会会長 宮崎交通株式会社代表取締役社長 一般社団法人宮崎県トラック協会専務理事 KDDI株式会社西日本テクニカルセンター長 一般社団法人宮崎県建設業協会会長
8	宮崎県防災士ネットワーク理事長 社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会会長 宮崎県男女共同参画センター所長	宮崎県婦人防火クラブ連絡協議会会長 宮崎大学教授

※災害対策基本法第15条第5項による区分

イ 関連する県の防災組織

(ア) 県災害対策本部

a 設置の根拠

基本法第23条

b 所掌事務

地域防災計画の定めによる県地域の災害予防及び災害応急対策の実施

c 組織

第3章第1節「県災害対策本部等の設置」に記載

(イ) 県水防本部

a 設置の根拠

水防法第7条

b 所掌事務

県内の各河川、海岸における水災の警戒と防御

c 組織

風水害等対策編第3章第3節第1款水防計画に記載

ウ 県災害対策会議による庁内体制の整備

副知事を議長とする宮崎県災害対策会議を適宜開催し、災害対策に関して庁内の連絡調整を図り、これを総合的、計画的、統一的に推進するものとする。(宮崎県災害対策会議設置要綱)

エ 宮崎県業務継続計画（BCP）の策定及びBCP推進会議による庁内体制の整備

県では、大規模災害等が発生した非常時において、災害への対応や県民生活の安定確保等を図るため、また、平常時の必要な備えや研修・訓練を行うことにより、危機管理に対する職員の意識や能力、全庁的な対応力の強化を図るために、県業務継続計画を策定している。

知事を議長とする本庁版BCP推進会議を設置し、平常時からBCPの推進や進行管理等を行い、県庁非常時体制に移行した場合には、推進会議の下に設置する「BCP推進会議事務局」が、災害対策本部の中に入る形で、非常時における業務の円滑な運営、進行管理等を行うものとする。

なお、このBCPは、毎年度訓練や検証を行いながら、見直しを図るものとする。

オ 保健医療福祉調整本部の設置

大規模災害が発生した場合には、災害対策本部の下に「保健医療福祉調整本部」を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行うものとする。

カ 災害対策本部体制等の充実・強化

大規模地震の発生などを想定した場合、災害対策本部要員が登庁できない、また、長期化した場合、必要な体制が維持できないなどの問題点があることから、災害発生後速やかに職員を参集するため、県本庁近隣居住職員の活用を行うとともに、本部体制の中長期的な維持のために、危機管理局のOB職員の活用を行い、災害対策本部機能の充実を図る。

また、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図るものとする。

(2) 市町村の組織体制整備

【市町村】

市町村は、基本法第16条に基づき、市町村防災会議を設置し、それぞれの地域の災害特性及び地域特性及び「宮崎県地震・津波被害想定調査」による当該市町村の被害予測結果に対応した市町村地域防災計画を作成し、対策推進を行う。

(3) 市町村の業務継続計画（BCP）の策定

市町村は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努めるものとする。

業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。

(4) 防災関係機関の組織体制整備

【県・市町村】

県及び市町村は、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。

また、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に係る取組を支援するものとする。

さらに、男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

【指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災上重要な施設の管理者】

県の地域を管轄し、または県の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、県、市町村等との連携を密にする。

2 初動体制確立への備え

【県、市町村】

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するため、勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にするとともに、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

(2) 参集時の交通手段の検討

大規模災害発生による被害及び深夜等により、職員が通常利用している交通手段の途絶を考慮して、参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、県は携帯電話等を利用するほか、職員安否確認システムを活用した職員の状況把握を行うものとする。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合わせて、随時行うものとする。

訓練の目的

- ① 異動後の新体制確立状況チェックのための訓練
- ② 防災週間など時宜をとらえた、啓発的色彩の濃い訓練
- ③ 災害警戒本部・津波関係4課など実働部門の訓練
- ④ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- ⑤ 救助関係機関合同訓練

訓練の時期

- A 平日の早朝
- B 木曜・金曜の夜間
- C 休祭日の昼間
- D 勤務時間内

訓練の内容

- イ 緊急動員訓練
- ロ 緊急伝達訓練
- ハ 総合指揮本部・現地本部訓練
- ニ 機器の設置訓練
- ホ 機器取扱い習熟訓練
- ヘ 総合防災訓練

(5) 行動要領(マニュアル)の作成

県及び市町村の各部局は、地域防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう行動要領(マニュアル)を作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

県危機管理局及び市町村の消防防災担当課は、手際よく災害対策本部を設置できるよう、情報通信機器の設置方法やレイアウト等を含む災害対策本部設置マニュアルの整備を行うものとする。

(6) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、常時3日分の職員用食料等の備蓄に努めるものとする。

(7) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

県及び市町村の各部局は災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

(8) 応急対策全般への対応力の強化

応急対策全般への対応力を備えるため、研修制度・内容の充実等により人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活動できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。

3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 県の防災活動拠点の整備

県は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、県庁舎内に災害対策の拠点となる災害対策本部会議室及び総合対策部室を整備している。

(2) 市町村の防災活動拠点の整備

市町村は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

4 航空消防防災体制の整備

(1) 県の航空消防防災体制の整備

県は市町村や消防本部など関係機関と調整を図り、防災救急ヘリコプターの効率的な運用ができるよう、運航基準や管理規程などを整備するとともに、他県との相互応援体制の推進を図り、広域的な航空消防防災体制の整備に努めるものとする。

(2) 市町村の航空消防防災体制の整備

市町村は、県や関係機関とともに防災救急ヘリコプターの運航基準や管理規程などを整備していくとともに、防災救急ヘリコプターへ搭乗する航空消防隊員を県へ派遣するなど、連携・協力を密にするものとする。

また、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、緊急離着陸場の確保に努めるものとする。

(3) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

(4) 航空機の運用調整等

県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機の運用を調整する部署(救助対応班)を設置し、災害現場等と連携して必要な調整を行うものとする。

また、救助対応班は、輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとし、同空域が指定された

際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。

5 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備

【県】

ア 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築している。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害時において円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

イ 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築している。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、実効性の確保に努め、体制整備を推進するものとする。

ウ 関西広域連合と九州地方知事会との連携

九州地方知事会において、関西広域連合との相互応援協定を締結し、遠方にある他府県との広域的な相互応援の仕組みを確立している。

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成23年10月31日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成24年5月18日
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	九州地方知事会構成県、 関西広域連合構成県	平成23年10月31日

エ 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会等との連携

南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会や九州知事会等を通じて、大規模災害時における諸課題を解決する協力体制を構築するとともに、後方支援拠点等を活用し関係機関が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。

【市町村】

大規模地震発生時においては、総務省等において避難所の運営や罹災証明書の発行等の人的支援及び災害時のマネジメント支援を行う「応急対策職員派遣制度」が運用されているほか、被災建築物応急危険度判定や水道等の専門職を派遣する仕組みを各省庁が設けていることから、各市町村においては普段からこれらの活用を検討するものとする。

【県・市町村】

県及び市町村は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

(2) 市町村間の相互協力体制の整備

【県、市町村】

市町村は、平常時から宮崎縣市町村防災相互応援協定及び宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

また、県及び市町村は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等による支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

さらに県は、宮崎県津波対策推進協議会を通じて、沿岸市町との津波災害への対応について検討を進めるとともに、津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討を進め、県内における市町村間の相互支援体制を確立する。

(3) 県、市町村と自衛隊等との連携体制の整備

【県、市町村】

大規模災害時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊をはじめ国の関係機関、指定公共機関については、南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会やヘリコプター運用調整、総合防災訓練等、様々な機会を捉えて連携強化を図る。

(4) 防災関係機関の連携体制の整備

【警察】

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

※ 警察災害派遣隊とは

○即応部隊…大規模災害時において、直ちに被災地等に派遣され、自活しながら活動を実施し、以下の4部隊で編成

①広域緊急援助隊（警備、交通及び刑事部隊） ②広域警察航空隊 ③機動警察通信隊 ④緊急災害警備隊

○一般部隊…災害発生から一定期間経過後に被災地警察等の機能を補完・復旧するために捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施し、以下の8部隊で編成

①特別警備部隊 ②特別生活安全部隊 ③特別自動車警ら部隊 ④特別機動捜査部隊 ⑤身元確認支援部隊

⑥特別交通部隊 ⑦情報通信支援部隊 ⑧身元支援対策部隊

【消防機関】

消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

【県】

県は、広域行政主体として、地域社会の迅速な復旧を図るため、多様なライフライン事業者を一堂に会して災害時の連携体制の確認等を行うなど相互協力体制を構築しておくよう努めるものとする。

(5) 他都道府県災害時の応援活動のための体制整備

【県】

ア 応援要請に対応するための体制整備

県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がけるとともに、感染症対策のため、健康管理やマスク着用等を徹底する。

また、緊急消防援助隊について、緊急消防援助隊宮崎県大隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。

イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備

知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。

【警察】

警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を行うものとする。

【県】

県は県内の緊急時ヘリコプター離着陸場に関する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」（以下「台帳」という。）を作成し、緊急時に、他県の防災救急ヘリコプター、陸上自衛隊、航空自衛隊、海上保安庁等のヘリ保有機関と情報共有できるように整備を行うものとする。

また、上記台帳を防災情報共有システム上にデータベースとして整備を進めていくものとする。

なお、具体的な行動については、県災害対策本部総合対策部各班行動要領（マニュアル）を参照するものとする。

【市町村】

市町村は、台帳の中から機種に応じて離着陸場を選定するものとする。

＜緊急時ヘリコプター離着陸場の設置基準＞

ヘリコプター離着陸場の設置基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地表面は、平坦でよく整備されていること。
- (2) 回転翼の回転によって、砂じん等が上がらないような場所を指定すること。
- (3) 原則、ヘリコプターの進入区域 50m 以内に高さ 5m 以上の障害物がないこと。
- (4) 緊急時ヘリコプター離着陸場の所要地積目安

機種	昼間	夜間
小型ヘリコプター（2人乗）	直径 30m	直径 45m
中型ヘリコプター（10人乗）	直径 50m	直径 75m
大型ヘリコプター（20人乗）	50m × 75m	75m × 100m
大型ヘリコプター（40人乗）	100m × 100m	100m × 100m

※ ただし、防災救急ヘリコプターは、日没から日の出までは運航できない。

第3款 救急・救助及び消火活動体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害時における火災とそれに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当能力の向上を図る。

第2項 対策

1 出火防止体制の整備

(1) 一般家庭に対する指導

【県、市町村】

県及び市町村は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

ア 対震自動消火装置付き火気設備、器具及びガス漏れ警報器等の安全な機器の普及

イ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底

ウ 火気設備を扱う場所での不燃化及び整理整頓

エ カーテン等防災物品及び防災製品の普及

オ 消火器具、風呂水のくみ置き等消火準備の徹底

カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火措置の徹底

(2) 事業所等に対する指導

【市町村】

ア 市町村は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震・津波対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。

また、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。

イ 市町村は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

(3) 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

【市町村】

市町村は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(4) 消防同意制度の活用

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。

(5) 防災物品の普及及び管理指導

【市町村】

市町村は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。

(6) 火災予防条例の活用

【市町村】

市町村は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等につい

ては、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。

(7) 消防設備士制度の活用

【県】

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため消防用設備等の工事または整備に関する講習を実施する。

また、市町村は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者に対し、万全な指導を行うものとする。

(8) 火災予防運動の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

2 消防力の充実強化

(1) 消防の常備化の推進

【県、市町村】

本県では、4町村において消防職員を配置せず消防団のみで、火災をはじめとする災害に対応している。

各種の災害に迅速に対応するためには、消防常備体制を整備することが必要であり、県及び関係町村は今後も非常備地域の解消に取り組むものとする。

(2) 消防の広域化の推進

【県、市町村】

消防には、災害の複雑多様化、救急業務の高度化など消防需要の変化に対応し、住民の信頼と期待に応えられる高度な消防サービスの提供が求められているが、小規模消防では財政基盤や人員、施設設備の面で高度な消防サービスの提供に課題を有していることが多い。特に大規模災害に対しては小規模消防では対応の困難な事態が予想される。

これらの課題に的確に対応するため、県及び市町村は、消防組織法第31条に規定する消防の広域化の趣旨を踏まえつつ、非常備町村も含めて、常備消防の広域化を検討する。

県では、本県における消防の連携・協力の実現のため、「宮崎県市町村消防広域化推進計画」に掲げる県域一の消防指令業務の共同化を目指し、市町村等と検討・協議し、その実現を図る。

(3) 常備消防力の充実・強化

【市町村】

市町村は、火災の予防、警戒及び鎮圧、救急業務、人命の救助、災害応急対策その他の消防に関する事務を確実に遂行し、当該市町村の区域における消防の責任を十分に果たすため、「消防力の整備指針」(平成12年消防庁告示第1号)に基づき消防力の充実強化を図るものとする。

ア 市街地には、人口、地勢、道路事情等に応じて、消防署所を設置するものとする。

イ 消防署所の庁舎は、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備し、災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

ウ 消防署所には消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両を配置し、地域の実情に応じて、はしご自動車、化学消防車等を配置するものとする。

エ 災害時の活動体制を確保するため、無線情報通信システム及び装備、活動資機材の整備並びに性能点検を実施し、即応体制の確立を期すものとする。

(4) 消防団員の充実強化

【市町村】

ア 消防団は地域防災力の中核であるため、市町村は消防団員の加入促進に努めるとともに、団員の処遇・教育訓練の改善など、消防団活動の充実強化を図るものとする。

イ 消防団の車両及び防災資機材の格納庫、可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実を図るものとする。

(5) 総合的な消防計画の策定

【市町村】

市町村は、「市町村消防計画の基準」（昭和41年消防庁告示第1号）に基づき、災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

(6) 消防職団員の教育訓練

【県】

消防職員及び消防団員に、防災に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、市町村が行う一般教養訓練について指導するものとする。

【市町村】

市町村は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

3 消防水利の確保

【市町村】

(1) 市町村は、「消防水利の基準」（昭和39年消防庁告示第7号）に基づき、消防水利の充実多様化に努めることとし、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、プールやビルの保有水の活用、河川、濠、海等の自然水利の開発や確保をより一層推進していくものとする。

(2) 消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

【県】

県は、消防施設整備費補助事等の国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うなど、市町村への消防水利の確保を促進する。

4 救急・救助体制の整備

(1) 救急活動体制の強化

【県、市町村】

大規模な災害によって大量に発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

- ア 救急隊員、救急救命士の計画的な養成
- イ 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ウ 救急業務の高度化を図るための研修・教育の実施
- エ 医療機関との連携強化、信頼関係の構築
- オ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 救助体制の整備

【県、市町村】

ア 市町村は、救助工作車の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボートなどの救助用資機材の整備を促進するとともに、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

イ 市町村は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

ウ 市町村は、消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

エ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(3) 救助機関の連携体制の強化

【県、市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊】

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して効率的な災害対策に当たれるよう、平素からの密接な連携を図るため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置している。

この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

〔宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織〕

議長 危機管理課長

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上

【県、市町村、自主防災組織・住民】

(1) 要配慮者の把握

自治会や自主防災組織は、地域内の高齢者、障害者、外国人などの要配慮者を把握しておくものとする。

(2) 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

(3) 救助・応急手当能力の向上

ア 救助用資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救助用資機材の備蓄に努め、地域内の建築業者等からの調達を考慮しておく。

また、県、市町村はこうした地域の取り組みを支援する。

イ 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市町村はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をするものとする。救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市町村は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

ウ 地域の応急手当として有効なAED（自動体外式除細動器）の設置場所の把握をするとともに、その設置場所の周知を検討するものとする。

第4款 医療救護体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、大勢の死傷者が生じ、交通網、通信網、電気、ガス等のライフラインが途絶するなど、県民生活に大きな混乱を引き起こすことが想定されている。

このような中で迅速、的確な医療救護活動を行い人的被害を最小限に食い止めるためには通常時の救急医療体制に加えて、災害時にも機能しうる医療救護体制を確立、強化していく必要がある。災害発生からの時間経過により対応方針が異なってくることから、発災直後（発災～6時間）、超急性期（発災～72時間まで）、急性期（3日目～1週間程度まで）、亜急性期（1週間～1か月程度まで）、中長期（1か月以降～）のフェーズにおける医療救護体制の整備を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策

1 災害拠点病院等の整備充実

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏毎に災害拠点病院を指定しており、平成30年2月に宮崎善仁会病院を追加指定した。今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計10病院指定している。

当地域災害拠点病院は、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各地域災害拠点病院の実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

注) トリアージとは、災害時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

(2) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当基幹拠点病院は県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

災害拠点病院一覧

種 別	二次医療圏名	医 療 機 関 名
基幹災害拠点病院	全医療圏	県立宮崎病院 宮崎大学医学部附属病院
地域災害拠点病院	延岡西臼杵	県立延岡病院
	日向入郷	済生会日向病院 千代田病院 和田病院
	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎善仁会病院
	西都児湯	西都児湯医療センター
	日南串間	県立日南病院
	都城北諸県	都城市郡医師会病院
	西諸	小林市立病院

2 DMAT（災害派遣医療チーム）、災害医療コーディネーター、医療救護班、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、災害時小児周産期リエゾン、DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）、災害薬事コーディネーター及びドクターヘリの体制整備

(1) DMAT（災害派遣医療チーム）の体制整備

大地震・津波及び航空機・列車事故といった災害時に被災地に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであるDMATは、県内の災害拠点病院を中心に編成されている。今後、DMATの更なる養成に加え、各DMATの通信機器を含む資機材の充実や各種訓練・研修等によるレベルアップを図る。特に被災地やDMAT活動調整本部で役割の多いロジスティクスチームの充実強化及び業務調整員（ロジスティクス担当者）のスキル向上に努める。

注）ロジスティクスとは、DMATの活動に関わる通信、移手段、医薬品、生活手段を確保するとともに、連絡調整、情報収集の業務をいう。

(2) 災害医療コーディネーターの体制整備

災害時に、県、保健所及び市町村が保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、県保健医療福祉調整本部、保健所及び市町村における保健医療福祉活動の調整等を担う地域保健医療福祉調整本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療福祉活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、「災害医療コーディネーター」を複数名確保する。今後、更なる人員体制の強化や各種訓練・研修等により資質の維持向上を図る。

(3) 医療救護班の体制整備

超急性期以降における二次医療圏の災害時医療体制の整備について、保健所機能の強化を図るとともに、災害医療コーディネーターや関係機関等との連携を推進する。

(4) DPAT（災害派遣精神医療チーム）の体制整備

被災者及び支援者に対して精神科医療及び精神保健活動の支援を行うDPATを整備し、DMATや保健所に設置された心の相談所等との連携を図る。

(5) DHEAT（災害時健康危機管理支援チーム）の体制整備

DHEATは、被災自治体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等を応援するための派遣チームであり、県は、DHEAT構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

(6) 災害時小児周産期リエゾンの体制整備

県は、災害医療コーディネーターと連携して小児・周産期に関する情報収集、関係機関との連絡調整等を担う災害時小児周産期リエゾン構成員の人材育成を図るとともに、資質の維持向上を図るための継続的な研修・訓練を実施する。

(7) 災害薬事コーディネーターの体制整備

県は、県薬剤師会と連携して医薬品等の供給調整や薬剤師班の派遣調整を行う災害薬事コーディネーターの人材育成を図る。

(8) ドクターヘリの運用体制整備

県はドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保など運用体制を構築する。

3 医薬品等の備蓄及び供給体制の整備

県は、医薬品（解熱鎮痛消炎剤、精神神経用剤、抗生物質等）などの備蓄及び保管場所の整備や搬送訓練を行う。また、輸血用血液製剤は、宮崎県赤十字血液センターにおいて確保する。

なお、大規模災害時において災害拠点病院等において医薬品等が不足する場合は、県の備蓄医薬品等を放出するため、保健所職員等による搬送体制の確保に努める。また、県薬剤師会が所有する災害対策医薬品供給車両（モバイルファーマシー）を活用し、避難所等の現地で被災者に必要な医薬品を安定的に供給する。

加えて、輸血用血液製剤が不足する場合は、日本赤十字社九州ブロック血液センターを通じてその確保に努める。

4 災害時における医療情報の確保

災害時に迅速かつ的確に救護・救助活動を行うためには、正しい情報を速やかに把握することが重要である。このため、DMAT及び災害拠点病院等は、衛星電話及び無線、インターネット等の複数の通信手段の確保に努める。さらに、EMIS（広域災害救急医療情報システム）及びDMHISS（災害精神保健医療情報支援システム）を活用することで、被災地域のみならず、全国の医療機関や災害時こころの情報支援センター等とも連携した対応を行う。なお、災害時にこれらの通信手段を迅速かつ的確に活用できるよう定期的に訓練等を定期的に行い、機器の取扱いに精通しておく。

5 防災中枢機能等の確保、充実

公共機関、県、市町村及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間、推奨4日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた衛星通信等の非常用通信手段の確保を図るものとする。

第5款 緊急輸送体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

第2項 対策

1 緊急輸送道路ネットワークの整備

(1) 緊急輸送道路の指定

【県】

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

ア 第1次緊急輸送道路

- ① 主な都市間を結ぶ主要道路
- ② 関係機関を結ぶ主要な道路

イ 第2次緊急輸送道路

- ① 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- ② 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

第1次緊急輸送道路及び第2次緊急輸送道路の計画図を次々頁に示す。

また、緊急輸送道路の指定は、道路の整備状況や防災拠点施設等の設置状況に応じ、定期的に見直すものとする。

(2) 緊急輸送道路の整備

【九州地方整備局、県、市町村、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、地震防災緊急事業五箇年計画等の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

【県、市町村】

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定し、港湾・漁港の整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

〈防災拠点一覧表〉					
拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分	
				第1次	第2次
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●	
	地域中心城市の役場	宮崎、都城、延岡、日南、小林、日向、西都	7	●	
	その他の市町村役場（支庁を含む）		37		●
	県支庁	西臼杵支庁	1		●
	県道路管理事務所等	土木事務所、港湾事務所	16		●
	水道局	宮崎市、都城市、延岡市	3		●
	県災害対策本部	宮崎県庁	1	●	
	県災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁	7		●
2. 指定行政機関 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2		●
		出張所	13		●
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●
		宮崎地方气象台	1		●
		宮崎海上保安部、日向海上保安署	2		●
		宮崎運輸支局	1		●
	財務省	九州財務局宮崎財務事務所	1		●
	農林水産省	九州農政局宮崎県拠点	2		●
	厚生労働省	九州厚生局宮崎事務所、宮崎労働局	2		●
	警察機関	県警本部	1		●
		警察署	13		●
消防機関	消防署	12		●	
3. 指定公共機関 指定地方公共機関等	日本郵便	中央郵便局	1		●
		普通郵便局	10		●
	西日本高速道路	宮崎高速道路事務所	1		●
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●
	ライフライン	電気	7		●
		電話	8		●
		ガス	3		●
	鉄道管理者	J R九州 総合鉄道事業部	1		●
		J R九州 保線区	2		●
	放送局	日本放送協会	1		●
		テレビ局	9		●
		ラジオ局	1		●
4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2		●
		航空自衛隊	1		●
		自衛隊宮崎地方協力本部	1		●
5. 救助部隊等の進出拠点 救助物資等の集積拠点等	県後方支援拠点		14		●
	県広域物資輸送拠点		5		●
	空港		1	●	
	緊急消防援助隊（陸上隊）進出拠点		8		●
	代替拠点ヘリポート		93		●
6. 救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	港湾・漁港	重要港湾	3	●	
		地方港湾	13		●
		第2種、第3種、第4種	12		●
	鉄道駅前広場	地域中心城市	6		●
	物流拠点	市場	4		●
		トラックターミナル	24		●
		南海トラフ具体計画地域内輸送拠点	41		●
	県備蓄物資保管所	食料等	8		●
		医薬品	3		●
	都市公園を利用した防災拠点		1		●
	道路空間を利用した防災拠点	I、C、S、A、P、A	25		●
道の駅		19		●	
7. 災害医療拠点等	日本赤十字社		1		●
	基幹災害拠点病院		2		●
	地域災害拠点病院		10		●
	航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）		4		●
	その他総合病院等		51		●
	血液センター		1		●
	保健所		9		●

<緊急輸送道路ネットワーク計画図>

【第1次緊急輸送道路ネットワーク】

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

【第2次緊急輸送道路ネットワーク】

第1次緊急輸送道路と市区町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

緊急輸送道路ネットワーク計画図

【2次ネットワーク路線】

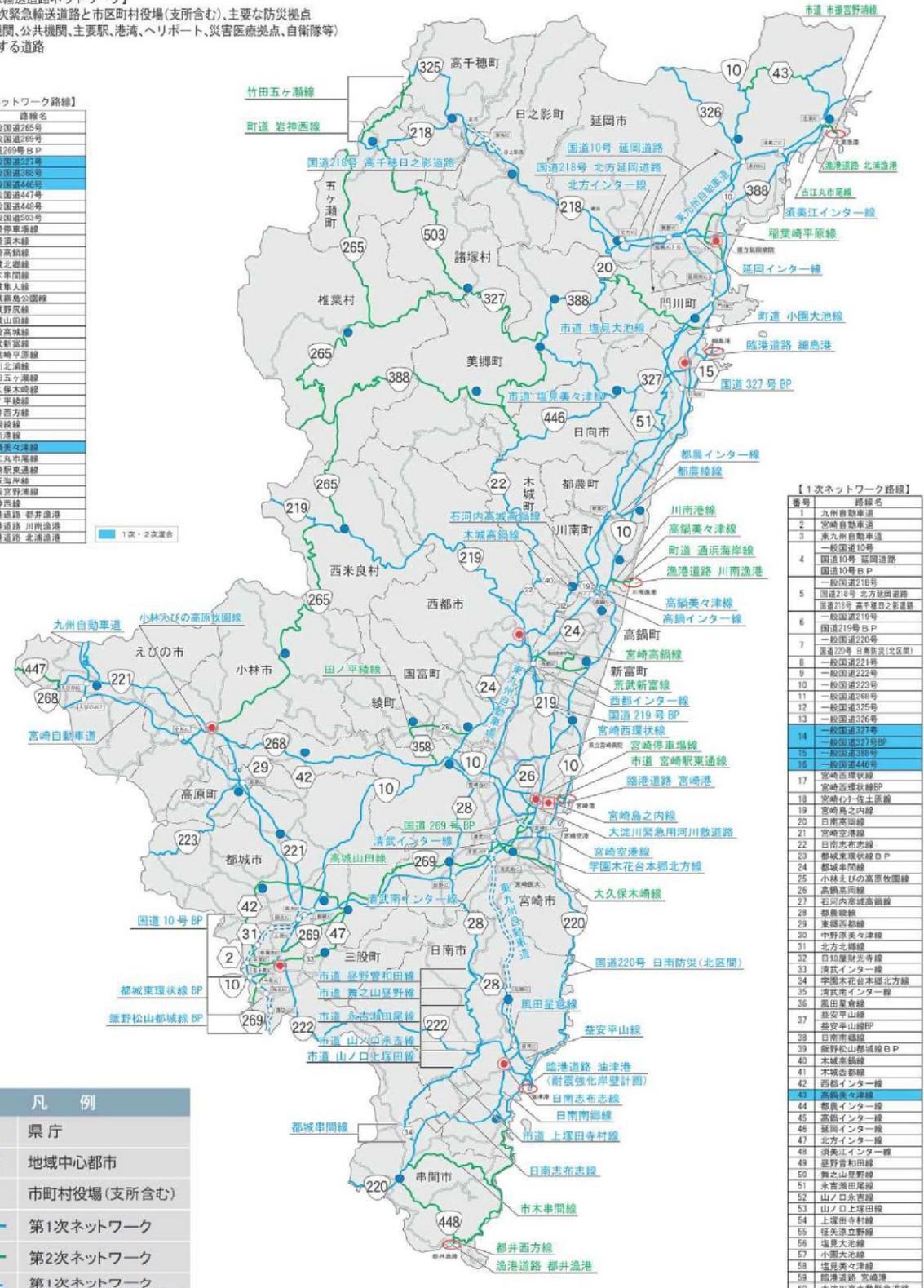
番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道269号
3	一般国道327号
4	一般国道266号
5	一般国道446号
6	一般国道447号
7	一般国道448号
8	一般国道503号
9	宮崎停車場線
10	宮崎道木線
11	宮崎高鍋線
12	都城北線
13	市木中間線
14	都城車人線
15	都城島公園線
16	都城野尻線
17	高城山田線
18	三股高城線
19	東武新富線
20	福業崎平原線
21	北川北浦線
22	竹田五ヶ瀬線
23	大久保木崎線
24	田ノ平線
25	都井西方線
26	高岡線
27	川南津線
28	高鍋美々津線
29	白江丸尾線
30	宮崎自動車道
31	遠浜海岸線
32	市道宮野浦線
33	岩神西線
34	漁港道路 都井浦
35	漁港道路 川南津
36	漁港道路 北浦浦

【1次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	一般国道10号
5	一般国道218号
6	一般国道219号
7	一般国道220号
8	一般国道221号
9	一般国道222号
10	一般国道246号
11	一般国道327号
12	一般国道376号
13	一般国道388号
14	一般国道327号BP
15	一般国道388号
16	一般国道446号
17	宮崎西環状線
18	宮崎西環状線BP
19	宮崎島之内線
20	宮崎島之内線
21	宮崎空港線
22	日南志布志線
23	都城東環状線BP
24	都城車人線
25	小林えびの高原牧園線
26	高鍋高鍋線
27	石河内高城高鍋線
28	都農線
29	東都農線
30	中野原美々津線
31	北方北線
32	日知屋野光寺線
33	清武インター線
34	宇留木花台本郷北方線
35	清武インター線
36	風田星野線
37	基安山線
38	飯野山線
39	飯野山線
40	木城高鍋線
41	木城高鍋線
42	宮崎インター線
43	高鍋美々津線
44	都農インター線
45	高鍋インター線
46	延岡インター線
47	北方インター線
48	須美江インター線
49	日野山田線
50	舞之山屋野線
51	永吉山田線
52	山ノ口永吉線
53	山ノ口上塚田線
54	上塚田寺村線
55	塚田寺村線
56	須美江大志線
57	小瀬大志線
58	塩豆美々津線
59	臨港道路 宮崎港
60	大津川高水敷緊急道路
61	臨港道路 津津港
62	臨港道路 相島港

凡 例	
■	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
—	第1次ネットワーク(未供用)H28.3.31時点
—	第2次ネットワーク(未供用)H28.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307km (62路線)
2次ネットワーク路線延長	563km (36路線)
総路線延長	1870km (94路線)
※1次・2次混合(4路線)	



2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

【県警察本部】

(1) 緊急交通路の指定

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。※指定路線 25 路線、詳細は第 3 章応急対策計画第 6 節第 2 款

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続の省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合

(ア) 災害時に、基本法第 50 条第 1 項の業務に従事する車両

(イ) 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害時に他の関係機関・団体等から調達する車両

* 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

イ 事前届出の申請手続

(ア) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を經由し、公安委員会に申請する。

(ウ) 申請書類（各 2 通）

a 緊急通行車両等事前届出書（様式 1）

b 自動車検査証の写し

c 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

ウ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式 1 の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

(3) 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

ア 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とならないもの

(ア) 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

(イ) 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

(ウ) 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

(エ) 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

イ 申請手続

(ア) 申請者

(2) のイ (ア) を準用する。

(イ) 申請先

(2) のイ (イ) を準用する。

(ウ) 申請書類（各 2 通）

a 規制除外車両事前届出書（様式 2）

b 自動車検査証の写し

c 業務の内容を疎明する書類または車両の写真

ウ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについては、様式2の規制除外車両事前届出済証を交付する。

様式1 緊急通行車両事前届出書

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		災 害 地震防災 応 急 対 策 用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)1. 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			
(注)この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

様式2 規制除外車両事前届出書

災 害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 印		災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号		(注)1. 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2. 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3. 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両等が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）			
使用 者	住 所 () 局 番 氏 名		
出 発 地			
(注)この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。			

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

3 交通管理体制の整備

【県、県警察本部】

(1) 道路防災情報施設等の整備

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備

県警察本部は、交通規制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通規制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

【道路管理者】

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設業者と協定を締結するなどして、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制を整備するものとする。

(2) 輸送車両、船舶等の確保

【県】

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

【港湾管理者】

港湾管理者は、建設業者等との協定などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保に努めるものとする。

第6款 燃料の供給体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害時においては、医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給できるよう体制を整備しておくものとする。

第2項 対策

1 燃料供給体制の整備

【県・宮崎県石油商業組合・石油連盟・宮崎県L Pガス協会】

(1) 県と宮崎県石油商業組合との情報提供

県は、宮崎県石油商業組合と締結している「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」を踏まえ、平素から必要に応じて中核給油所をはじめとした県内の給油所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

(2) 県と石油連盟への情報提供

県は、石油連盟と締結している「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を踏まえ、大規模災害時に石油連盟から県内の重要施設に対し直接燃料供給を行う場合に備え、重要施設等の設備等の情報を適宜情報提供するものとする。

(3) 県と宮崎県L Pガス協会との情報提供

県は、宮崎県L Pガス協会と締結している「災害時におけるL Pガスの調達に関する協定書」を踏まえ、平素から必要に応じて中核充てん所の状況や県内の重要施設の状況等について情報交換を行うものとする。

2 燃料の備蓄

【重要施設の管理者等】

重要施設の管理者その他の災害応急対策を行う機関は、保有する施設・設備について、自家発電設備や燃料貯蔵設備等の整備を図り、停電時には十分な期間の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行うよう努めるものとする。

3 県民への協力要請

【県】

県は、平時より、大規模災害時における燃料供給を円滑に実施し、応急復旧を速やかに行うため、県民に対し下記のとおり普及啓発を行う。

(1) 普段からの備え

大規模災害時には燃料が不足することに備え、日頃から自動車等の燃料の補充を行っておくこと。

(2) 災害時における心構え

災害時においては燃料の消費を極力少なくするため、自動車等による外出をできるだけ控えるものとし、応急復旧等を迅速に行うため、緊急通行車両や重要施設に対して優先的に燃料が供給されることを理解しておくこと。

第7款 電力・ガスの臨時供給体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給できるよう体制を整備しておくものとする。

第2項 対策

1 電力・ガス供給体制の整備

【県・九州電力・九州電力送配電・宮崎ガス】

(1) 県と九州電力・九州電力送配電との情報共有

県は、災害時に電力の臨時供給が必要となる災害派遣病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設、支援部隊の救助活動拠点その他、県内の市町村が災害応急対策の実施のために不可欠な重要施設のリストをあらかじめ作成し、九州電力・九州電力送配電と共有するものとする。

(2) 宮崎ガスとの情報共有

宮崎ガスは、県とともに、災害時にガスの臨時供給が必要となる災害拠点病院や救急指定病院等の重要施設のリストをあらかじめ作成しておくものとする。

第8款 避難収容体制の整備

第1項 基本方針

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策

1 避難体制の整備と避難対象地区の指定

【市町村】

(1) 避難体制の整備

市町村は次の事項に留意して、避難体制を整備するとともに、避難所の管理責任予定者等関係者を対象とした研修を実施するものとする。なお、市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平素から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。

- ア 避難指示を発令する基準及び伝達方法
- イ 緊急避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- ウ 緊急避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- エ 避難所(福祉避難所を含む)開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 飲料水の供給
 - (イ) 炊き出しその他による食品の供給
 - (ウ) 被服寝具その他生活必需品の給与
 - (エ) 負傷者に対する応急救護
 - (オ) 要配慮者に対する介助等の対応
- オ 避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難収容中の秩序保持
 - (イ) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難者に対する各種相談業務
- カ 災害時における広報
 - (ア) 広報車による周知
 - (イ) 避難誘導員による現地広報
 - (ウ) 住民組織を通じた広報

(2) 避難対象地区の指定

市町村は、宮崎県地震・津波被害想定調査に基づく災害危険度や地域の実情から判断して、津波による浸水、山・がけ崩れ、火災の延焼拡大等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域を市町村地域防災計画において明示するとともに、これらを踏まえて避難対象地区を指定し、重点的に避難収容体制の整備を推進するものとする。

(3) 避難所運営マニュアルの策定

避難所の運営が円滑かつ統一的行えるよう、あらかじめ各避難所毎に避難所運営マニュアル等を作成し、避難所の良好な生活環境を確保するための運営基準やその取組方法を明確しておくものとする。

マニュアル等の作成に当たっては、住民の自治による避難所開設・運営、要配慮者や男女共同参画等の視点にも配慮するものとする。

(4) 避難の受入れ

指定緊急避難場所や避難所への避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

【県】

(5) 避難指示等の発令基準の策定支援等

県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準等の作成を支援するものとする。

2 避難場所、避難所、避難路の確保

(1) 指定緊急避難場所

【市町村】

指定緊急避難場所については、市町村は、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、または構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておくものとする。

また、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

災害の想定等に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることを想定するとともに、平常時から近隣市町村と調整を行うよう努めるものとする。

なお、市町村は都市農地を避難場所として活用できるよう、都市農業者や関係団体との協定の締結や当該農地における防災訓練の実施等に努めるものとする。

(2) 指定避難所等

【市町村】

市町村は、居住場所を確保できなくなった被災者に対しての応急的な収容保護を目的として避難所を指定しておくものとする。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。また、市町村及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。

避難所については次の事項を考慮して指定するものとする。

- ア 避難者を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- イ 速やかに被災者等を受け入れ又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造又は設備を有するものであること。
- ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- エ 車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- オ 地域的な特性、過去の教訓、想定される災害及び感染症対策を踏まえ、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合には、あらかじめ協定を締結するなど次により避難所の確保を図られていること。
 - (ア) 隣接する市町村の公共施設等の利用
 - (イ) 旅館、ホテル、企業の社屋の一部（ロビー、会議室等）、企業の研修施設や福利厚生施設（運動施設、寮・保養所等）等の利用
- カ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定するとともに、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。
- キ 市町村の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市町村と指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。また、県の指定管理者制度導入施設が指定避難所となっている場合には、市町村と県及び指定管理者との間で避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。
- ク 市町村は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。
- ケ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。
- コ 指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努めるものとする。
- サ 市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してこないことがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。
- シ 市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難所の指定状況を把握しておくとともに、市町村間での避難所の相互利用について支援する。

また、市町村の避難所の確保を支援するため県有施設の利用を推進する。

(3) 避難路の確保

【市町村】

市町村は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画道路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講じるものとする。

【県】

県は、市町村が行う避難路の整備に関する助言及び指導を行う。

(4) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

【市町村】

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

3 避難所等の広報と周知

【市町村】

市町村は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に防災マップなどの見直しとその内容の充実を図るものとする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

【県】

県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方や避難行動のあり方について、市町村とともに住民等への周知に努めるものとする。

(1) 避難所等の広報

【市町村】

避難所等の指定を行った市町村は、次の事項につき、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに避難所として指定した施設については、住民等にわかりやすいよう避難所の表示を行うものとする。また、災害時に避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。

- ア 指定緊急避難場所、指定避難所の名称
- イ 指定緊急避難場所、指定避難所の所在位置
- ウ 指定緊急避難場所、指定避難所への経路
- エ 指定緊急避難場所、指定避難所の収容人数
- オ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

【市町村】

市町村は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

- ア 平常時における避難のための知識
- イ 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）
- ウ 避難収容後の心得

(3) 避難所の運営管理の知識の普及

【市町村】

市町村は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。

(4) 災害危険箇所の広報

【県、市町村】

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報するとともに、県内全域の降雨状況を把握するための雨量測量局の設置や危険箇所の巡回監視等に努める。

4 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 指定避難所の安全性の確保

【市町村】

市町村は、平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していくものとし、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

指定避難所に指定している民間施設等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

【県】

県は、指定避難所に指定されている県の施設に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進めるものとする。

(2) 指定避難所の備蓄物資及び設備の整備

【市町村】

市町村は、あらかじめ応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、マスク、消毒液、携帯トイレ、簡易トイレ、段ボールベッド、パーティション、感染症対策に必要な物資、被服寝具その他生活必需品の給与に対応できる物資の備蓄に努めるものとし、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。また、負傷者に対する応急救護や貯水槽、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレ、伝達事項の掲示板、出入口の段差解消のスロープなど、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図り、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

さらに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。

【県】

県は、市町村の避難所の備蓄物資及び設備の整備に関して助言指導を行うとともに、避難者の状況を迅速かつ的確に把握するため、避難者の氏名・住所等に関する被災者情報のシステムを整備するものとする。

5 応急仮設住宅の提供体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に収容され保護を受けることとなるが、避難所は災害直後の応急かつ一時的なものである。

よって、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し一時的な居住の安定を図るため、応急仮設住宅の提供体制を整備するものとする。

(1) 公営住宅等、賃貸型応急住宅の提供体制の整備

【県、市町村】

県及び市町村は、公営住宅等の既存ストックの空き室の状況を把握し、被災者への迅速な提供に努めるものとする。

また、賃貸型応急住宅の迅速な提供を行うため、不動産関係団体と連携強化を図る等、必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 建設型応急住宅の提供体制の整備

【市町村】

市町村は、次の事項に留意し応急仮設住宅の建設について提供体制を整備すること。

ア 建設用地の選定

(ア) あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。

(イ) 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。

(ウ) 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提として、原則とし無償で提供を受けられる土地とすること。

イ 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上下水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮し、できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

ウ 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等用地利用関係について明確にしておくこと。

エ 建設事業者団体等との協定

応急仮設住宅を迅速に建設することができるよう、必要によってあらかじめ建設事業者団体等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する協定を締結しておくこと。

オ 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

カ 必要戸数の供給

災害が発生した場合には、必要によって建設事業者団体の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。

キ 応急仮設住宅の仕様等

応急仮設住宅の提供に当たっては、単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者等、個々の需要に応じた住宅の仕様や、提供後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

【県】

県は、災害救助法の適用があった場合、当該市町村と協議の上、必要戸数について応急仮設住宅の建設を行う。

また、市町村の応急仮設住宅の建設に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会との協定(「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」)等により支援を行う。

第9款 備蓄に対する基本的な考え方

大規模災害初期は、交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、被災地域内での物資調達が困難になるとともに、国や他都道府県からの支援もすぐに届かないことが想定される。このため、災害発生直後から流通が回復あるいは国等の支援が本格化されるまでの間に最低限必要な生活関連物資の備蓄は、「自分の命は自分で守る」という「自助」の理念に基づき、県民自らが行うことを基本とするとともに、県及び市町村は、被災者等の保護を行うため発災初期における生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄することとする。

1 県民による備蓄に係る基本的な考え方

(1) 家庭における備蓄

発災初期においては、流通機能が麻痺し必要な物資の購入ができない可能性が高いため、買い置きや冷蔵庫等での貯蔵を含め、食料、飲料水、その他の生活必需物資については、家族人数分の最低でも3日間分（可能な限り1週間分程度）の備蓄に努める。

家族構成やペットの有無など家庭の状況により発災初期に必要な物資の内容は異なるため、事前に各家庭で備蓄する物資について確認するよう努める。

特に高齢者や乳幼児、障がい者などの要配慮者がいる家庭においては、紙おむつや医薬品、粉ミルク、ほ乳瓶などの物資についても備蓄に努める。また、食物アレルギーをもつ家族等がいる場合については、食物アレルギーに対応した食料の備蓄に努める。

避難の際にすぐに備蓄物資や貴重品等を持ち出せるよう非常持出袋等を準備し、食料、飲料水、その他の生活必需物資を避難所等に持参できるよう努める。

(2) 事業所等における備蓄

発災後における事業所等としてのサービスの維持や復旧を図るため、安全を確認後、従業員等は業務を継続する必要がある。また、発災直後における帰宅困難者の抑制を図るため、従業員等は一定期間は事業所内に留まっておくことが望ましい。このため、事業所等は事業所内で勤務する従業員数の最低でも3日間分の食料、飲料水、その他の生活必需物資の備蓄に努める。

(3) 自治会等（自主防災組織を含む。）における備蓄

発災時の初期消火、救出・救護活動、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう、自治会等の組織単位で資機材や食料、飲料水、その他の生活必需物資等の備蓄に努める。

2 県及び市町村による備蓄に係る基本的な考え方

災害に必要な物資は県民自らが備蓄し、避難所等に避難する際には持参することを基本とするが、南海トラフ地震等の大規模災害が発生した際には、家屋倒壊や焼失等により備蓄した物資を避難所等に持参できない県民が発生することが想定されることから、県及び市町村は被災者等の保護を行うため最低限必要な物資を備蓄する。

その際、県及び市町村は食物アレルギーに配慮した食料や育児用調製粉乳の備蓄に努める。

(1) 県及び市町村の役割

ア 市町村の役割

基礎的な地方公共団体として、発災初期において速やかに避難所及び避難所以外の場所に滞在する被災者の保護を行うことができるよう、最低限必要な生活関連物資の現物備蓄や、協定等による民間事業者等からの物資調達（以下「流通備蓄からの調達」という。）に努める。発災初期に速やかに供給できるよう避難所等に分散して現物備蓄に努める。

イ 県の役割

広域自治体として市町村からの要請等に応じて、物資を供給することができるよう、現物備蓄や流通備蓄からの調達に努める。

(2) 備蓄する品目

ア 市町村が行う備蓄

発災初期の生命維持や生活に最低限必要な食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレや避難所運営に必要な資機材を中心とし、要配慮者や

女性に配慮した物資の供給や地域の事情を考慮した上で、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給は、水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、その補完として、ペットボトル等の現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

イ 県が行う備蓄

避難所避難者等の支援に必要不可欠な物資として、食料、育児用調製粉乳、毛布等、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯・簡易トイレを優先して計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

なお、断水時の飲料水の供給については水道事業者等が実施する応急給水による対応を基本とするが、要請に応じて市町村に飲料水を速やかに供給できるよう、ペットボトル等の飲料水の流通備蓄をはじめとした調達体制整備に努める。

(3) 流通備蓄からの調達

南海トラフ地震等の大規模災害発災初期は交通・通信インフラが寸断され、物流機能が停止し、県外からはもとより県内においても広域的な物資運搬は困難となることが予想される。このため市町村及び県が行う発災から3日目までの流通備蓄からの調達は次のとおりを行うことを基本とする。

ア 市町村による流通備蓄からの調達

各市（町村）は可能な限り物資の運搬が容易な市（町村の場合は郡）域内の民間事業者等から優先して物資の調達を行う。

イ 県による流通備蓄からの調達及び総合調整

県は必要に応じて、県内の民間事業者等から物資を調達し市町村を支援するとともに、県内全域及び県外の民間事業者等からの物資調達に関する総合調整を行う。

第10款 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

第1項 基本方針

県及び市町村は「宮崎県備蓄指針（平成28年12月1日）」に基づき、住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

また、県は災害救助法の適用に当たって食品等の物資を供給する場合に備え、災害救助基金において物資の備蓄に努めるものとする。

第2項 対策

1 食料・飲料水の備蓄及び供給体制の整備

(1) 食料の備蓄及び供給体制の整備

ア 県の体制整備

県は、市町村の食料入手に関して民間業者等と市町村間の調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村へ食料を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通備蓄に努めるものとする。

(ア) 公的備蓄

【県】

県は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定め、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める。

県は、計画的な現物備蓄と円滑な物資の供給のため、次の場所に加え、備蓄場所の確保に努めるものとする。

- ① 日本赤十字社宮崎県支部（宮崎市）
- ② 県消防学校（宮崎市）
- ③ 都城総合庁舎（都城市）
- ④ 小林総合庁舎（小林市）

- ⑤ 小林市八幡原市民総合センター（小林市）
- ⑥ 延岡総合庁舎（延岡市）
- ⑦ 旧県立都農高校（都農町）
- ⑧ 県防災庁舎（宮崎市）

(イ) 流通備蓄からの調達

【県】

県は、食品製造業者及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、食料の確保に努めるものとする。

また、品目については、高齢者・乳幼児等の災害時要援護者への対応も考慮するものとする。

物資の輸送は、原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(ウ) 政府所有の米穀の調達体制の整備

【県、農林水産省農産局長】

県及び農林水産省農産局長は、災害時における市町村からの支援要請に対応し、政府所有の米穀の買い受け・引き渡しを円滑に行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じて被災者に食品の供給が図られるよう、次の事項に留意しその備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

(ア) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努めるとともに、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通備蓄に努めること。

(イ) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目（食材の柔らかい物、ミルク等）についても供給・備蓄に努めること。

(ウ) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、農林水産省等との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

(2) 応急給水・応急復旧体制の整備

【水道事業者】

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。

また、応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておくとともに、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、概ね次のとおりとする。

ア 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等をを定めておく。

イ 応急復旧期間

目標復旧期間は概ね4週間以内とする。

ウ 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- ・初めの3日間 3 ㍓/人日
- ・7日目まで 20 ㍓/人日
- ・14日目まで 100 ㍓/人日
- ・15日から28日目まで 250 ㍓/人日
- ・29日目以降 通常通水

エ 応急供給拠点の設定

応急給水時における給水車・給水タンク等への水の供給する基地として、浄水場、配水池等
を利用し、給水拠点を設定する。

オ 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- ・初めの3日間 避難所
- ・7日目まで 避難所・給水拠点
- ・14日目まで 150m程度
- ・15日から28日目まで 10m以内
- ・29日目以降 通常通水

カ 応急資機材の確保

他県からの応援資機材量を勘案のうえ合理的な備蓄量を設定する。

キ 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受け入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画
を作成する。

ク 応援受入拠点の整備

- ・応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ・緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備するとともに、危機管理上の保管分
散化を行う。

ケ 水質管理の強化

応急給水拠点で水質検査を行うなど水質監視体制を整備するとともに、飲料水の一時保管方
法について周知する。

【県】

県は、応急給水・復旧に係る連絡調整を行う体制を整備するとともに、あらかじめ応援資機材
等の備蓄量を把握するなど広域的相互応援体制の整備を行うものとする。

また、緊急時の水質検査体制の整備を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった場合、必要に応じて当該市町村に飲料水を速やかに供
給できるよう、簡易浄水器具等の公的備蓄やペットボトル等の流通備蓄に努めるものとする。

ア 県内市町村水道事業者間の相互応援体制の整備

県は、県内市町村水道事業者間の相互応援協定等の締結指導など応援体制の整備を行う。

イ 他県との広域相互応援体制の整備

県は、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ国及び他県等と協議・調整を行う。

ウ 応急給水等訓練の実施

県は、水道事業者が策定する応急給水・復旧基本計画に基づいた広域的な応急給水等訓練を
行う。

エ 応援資機材等の把握

県は、県内水道事業者の応援資機材の備蓄量を把握し、水道事業者に情報提供を行う。

オ 応援連絡体制の把握

県は、県内水道事業者の応援連絡体制を把握するとともに、水道事業者に応援可能事業者等
の情報提供を行う。

カ 水質検査体制の整備

県は、緊急時における水質検査体制の整備を行う。

【市町村】

市町村は、避難所等に避難した被災者の飲料水を確保するため、公的備蓄や流通備蓄による飲
料水の供給、市町村相互応援による給水車派遣等、その供給体制の整備に努める。

2 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

(1) 県の体制整備

【県】

県は、市町村の生活必需品の入手に関して民間業者等と市町村間との調整を支援するとともに、災害救助法の適用があった場合、必要に応じて当該市町村への生活必需品を速やかに供給できるよう公的備蓄と流通備蓄に努めるものとする。

ア 現物備蓄

県は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資を対象として備蓄目標を定め、計画的に現物備蓄及び流通備蓄からの調達体制整備に努める

県は、計画的な現物備蓄と円滑な物資の供給のため、次の場所に加え、備蓄場所の確保に努めるものとする。

- ① 日本赤十字社宮崎県支部（宮崎市）
- ② 県消防学校（宮崎市）
- ③ 都城総合庁舎（都城市）
- ④ 小林総合庁舎（小林市）
- ⑤ 小林市八幡原市民総合センター（小林市）
- ⑥ 延岡総合庁舎（延岡市）
- ⑦ 旧県立都農高校（都農町）
- ⑧ 県防災庁舎（宮崎市）

イ 流通備蓄からの調達

県は、小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行うことにより、生活必需品の確保に努めるとともに、緊急時における当該事業者等との情報連絡体制の整備に努める。

なお、品目については、高齢者・乳幼児等の要配慮者への対応も考慮するものとする。

(ア) 輸送方法

原則として事業者が県の指定する引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行うものとする。事業者による輸送が困難な場合は、県が車両を調達し、緊急輸送を行う。

(2) 市町村の体制整備

【市町村】

市町村は、宮崎県備蓄基本指針に基づき、発災初期の生命維持や生活に最低限必要な物資や避難所運営に必要な資機材を基本として、地域の事情を考慮した上で備蓄目標を定めるとともに、必要に応じ被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

ア 避難所等の生活において、被服、寝具その他生活必需品の欠乏している被災者に対して速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努めるとともに民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより流通備蓄に努めること。

イ 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。

ウ 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。

エ 生活必需品の例示

- ・寝具（就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等）
- ・外衣（ジャージ、洋服、作業衣、子供服等）
- ・肌着（男女下着、子供下着等）
- ・身の回り品（タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等）
- ・食器、日用品（食器・箸・皿、石鹸、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、携帯トイレ、仮設トイレ、マスク、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池等）
- ・その他、応急的に必要な生活必需品

(3) 事業所、住民等の備蓄

【事業所、住民】

事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記エに掲げる品目を備えるものとする。

3 備蓄推進のための取組

【県・市町村】

(1) 県民の「災害に対する備え」及び「地域の防災力」の向上

県及び市町村や防災関係機関が連携し、県民に対して自助・共助による備蓄の重要性及びその実践について啓発を行い、県民の災害への備えを向上させるよう努める。

また、発災直後から住民が中心となり避難所運営や炊き出しが行えるよう、住民参加型の防災訓練を行うよう努める。

(2) 流通備蓄による物資調達体制の強化

南海トラフ地震等の大規模災害では多くの物資を必要とするため、これまでの協定等に加え、県内に生産工場や物流拠点等を設置している民間業者等との協定締結等に努め、物資調達ルートが多様化を図るよう努める。特に食料については、豊富な農水産資源を有する本県の強みを活かした体制の構築に取り組むよう努める。

また、既に締結している協定等については、訓練等を通じて調達可能な物資の品目や数量の確認を行うとともに、平時から民間事業者等と顔の見える関係を構築し、協定等の実効性を高めることに努める。

(3) 国、県及び各市町村での情報共有

災害時に県内市町村相互の物資支援や県からの物資提供を円滑に行うため、備蓄物資の保管内容及び保管量、保管担当者及び連絡先、流通備蓄の協定内容などの情報の共有に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

第11款 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

第1項 基本方針

災害時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが全ての対策の基本となるため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

また、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

第2項 対策

1 市町村防災行政無線等の整備

【市町村】

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

市町村が使用する防災行政無線には、次の2種類がある。

ア 移動系無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し市町村役場と災害現場との間で通信を行うシステム

イ 同報系無線：災害情報等を市町村役場から屋外拡声器や各家庭に設置している戸別受信機により、住民に周知する通信システム

県内の整備状況は次のとおりである。(令和3年3月31日現在)

・同報系 26市町村(うち3町村はCATV、地域コミュニティ無線等による代替)

・移動系 16市町村

市町村は、住民に対して災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも市町村防災行政無線の整備や、IP通信網、ケーブルテレビ網等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努めるものとする。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県下消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備をいい、下記によりその整備を推進する。

ア 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、消防・救急活動を行う異なる消防機関相互の通信に利用することができる全国共通波の整備充実を図る。

イ 県域において消防・救急活動を行う異なる消防機関相互の通信に利用することができる県内共通波の整備充実を図る。

ウ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

【県】

県は、緊急消防援助隊設備費補助事業など国の制度事業に関する市町村への助言・指導を行うほか、防災施設等総合整備事業により財政支援を行い、市町村防災行政無線等の整備を促進する。

【市町村】

(3) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、市町村防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-A L E R T）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

2 広報体制の整備

災害時に、報道機関からの取材の要請に適切に情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

【県】

(1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、被害状況及び対策等の情報の報道機関に対する提供については、通常は危機管理局が、災害対策本部設置時には、総合対策本部総括班が行うこととする。

(2) 県は各放送局と「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を締結しているが、災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

【警察】

報道対応窓口を一本化し責任ある報道対応を行うものとし、報道発表に当たっては、県と密接に連絡を取り、必要に応じ調整を図るものとする。

なお、人的被害の数は県が一元的に集約、調整を行うことから、県に対する情報の連絡・整理・突合・精査時の連携を適切に行うものとする。

【市町村】

(1) 取材対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とするものとする。

(2) 災害時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておくものとする。

3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想されるため、情報の混乱を防ぎ、住民に対する的確な情報を提供できるよう体制を整えておく必要がある。

【県、警察】

(1) 住民等からの問い合わせに対する専用電話・ファックスを備えた相談窓口を設置し、職員が専属で対応できるよう以下の点についてあらかじめ体制を整備しておく。

ア 窓口設置用の電話回線、電話機・ファックスの確保

イ 各部局ごとの窓口対応職員の指定

- (2) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

【市町村】

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。

第12款 要配慮者に係る安全確保体制等の整備

第1項 基本方針

近年の災害では、要介護認定を受けている者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、県、市町村及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者等は連携を図りつつ、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制及び福祉支援体制について整備に努めるものとする。

第2項 対策

1 社会福祉施設等の防災体制の充実

【社会福祉施設等の管理者】

社会福祉施設等の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

(1) 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておく。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とする。

(2) 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保整備に努めるとともに、施設入所者等の避難誘導等に当たって地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努める。

また、施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておく。

(3) 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の耐震診断を実施し必要に応じ耐震補強工事に努める。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についてもその対策を講じておく。

(4) 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努める。

(5) 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施する。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施する。

(6) 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努める。

(7) 県、市町村への協力

県又は市町村が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努める。

【県、市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設等の防災体制の充実について、施設管理者へ助言指導を行うとともに、社会福祉施設と関係機関団体との連携について調整支援を行う。

また、災害後、社会福祉施設への入所対象者が増加することが考えられることから、その受け入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておく。

2 避難行動要支援者の救護体制の整備

【市町村】

要配慮者のうち災害時等において、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）に関し、次の事項に留意し体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者の名簿及び個別避難計画

ア 市町村は、市町村地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

イ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、福祉部局や防災部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、当該名簿の作成を行う。

ウ 避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、その把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間等をあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

エ 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するものとし、その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

オ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

カ 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災部局や福祉部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

キ 個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するよう努める。

ク 避難支援等に携わる関係者として市町村地域防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、又は、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとし、その際、計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

ケ 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。

この場合においては、計画情報を提供することについて当該計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。

コ 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

サ 市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

シ 庁舎の被災等が生じた場合においても、当該名簿や計画の活用に支障が生じないように、名簿情報及び計画情報の適切な管理に努める。

ス 個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

セ 被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

(2) 避難等の伝達方法の整備

災害時に避難の指示等が適切に伝達されるよう、その伝達方法について緊急通報システムの整備や民生・児童委員、地域住民等の協力を得た伝達等について体制を整備しておく。

(3) 相互協力体制の整備

民生・児童委員、避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織）、避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により、避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

(4) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮したきめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(5) 福祉避難所の指定等

市町村は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を收容するため、福祉避難所を指定するとともに、受入れを想定していない避難者が避難してこないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するほか、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

また、福祉避難所での生活に資するポータブルトイレ、紙おむつ、ストーマ用装具等の生活必需品の備蓄及び要配慮者の避難生活を支援するために必要となる専門的人材の確保等について体制を整備しておく。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、生活相談員等を配置する福祉避難スペースの活用も視野に入れ、事前にその確保に努める。

【県】

(1) 市町村に対する後方支援

県は、市町村の行う避難行動要支援者の救護体制の整備（啓発パンフレットの作成・配付の取組など）について、助言・指導を行うとともに、その実施に当たって関係機関団体との調整を支援する。

また、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。

(2) 保健医療福祉調整本部の体制整備

県は、災害時要配慮者（高齢者や障がい者、子どもほか、傷病者等）の保健医療福祉ニーズを的確に把握し、可能な限りそのニーズに対応した支援するため、災害時の保健医療福祉支援体制の構築に取り組むと共に、保健所、市町村及び関係団体等（別表）と連携し、より効率的かつ効果的に支援するための訓練を実施するものとする。

3 外国人に対する防災対策の充実

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導體制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮するものとする。

(1) 外国人の状況の把握

【市町村】

市町村は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

【県】

県は、外国人の状況の把握についての助言・指導を行う。

(2) 防災知識の普及・啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関などを通じて配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

ア 外国人相談体制の充実

【県、市町村】

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

イ 外国人にやさしいまちづくりの促進

【県、市町村】

市町村は、避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

ウ 外国人への行政情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字(以下「多言語等」という。)による情報提供を行う。

エ 外国人と日本人とのネットワークの形成

【県、市町村】

県及び市町村は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

オ 語学ボランティアの確保

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめ「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害時における語学ボランティアの受入・活用を円滑に行うため、「受入れ窓口」としての機能を備えておくものとする。

カ 語学ボランティアの登録・養成

【県国際交流協会】

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとする。

第13款 防災関係機関の防災訓練の実施

第1項 基本方針

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うにあたっては、ハザードマップ等を活用して被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定し、性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込んだり、大規模広域災害時の円滑な広域避難のため、関係機関と連携する等、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。さらに、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め防災対策の充実強化を図るものとする。

第2項 対策

1 県総合防災訓練の実施

【県、市町村、防災関係機関】

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとする。

(1) 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

(2) 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

(3) 訓練種目

- ①災害対策本部設置、運営等活動体制の確立
- ②発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
- ③広域応援活動
- ④救助・救急及び消火活動
- ⑤医療救護活動
- ⑥避難収容活動
- ⑦公共施設等の応急復旧活動
- ⑧ライフライン施設の応急復旧
- ⑨海上災害の応急復旧
- ⑩防災関係機関の連携
- ⑪その他地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要となる種目について訓練を実施する。

(4) 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関のできるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、NPO・ボランティア、要配慮者も含めた地域住民等とも連携するとともに、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施する。

(5) 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て当該防災訓練の実施に必要な限度で区域または道路の区間を指定して、歩行者または車両の道路における通行を禁止または制限するものとする。

2 個別防災訓練の実施

下記の訓練については、総合防災訓練で実施する他にも必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

【県、水防管理団体】

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に又は共同して水防訓練を実施するほか、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

【消防関係機関】

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練

【県、災害救助実施機関】

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

【県、防災関係機関】

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信連絡会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

【市町村、警察等避難訓練実施機関】

市町村、警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練

【警察】

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合など地震によるあらゆる被害を想定し、迅速的確な情報伝達、排出油の防除、消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

【県、市町村】

県及び市町村は、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練

【陸上自衛隊、県、市町村】

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練

【ライフライン事業者】

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

(13) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練

【車両、船舶、ヘリコプター等保有機関】

災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を、関係機関と連携し、訓練する。

(14) 医療救護活動訓練

【医療関係機関】

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院における医療救護活動、DMATによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

【事業所、自主防災組織、住民】

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的に行うものとする。

また、地域の一員として、当該市町村、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市町村及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 県民の訓練

県民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、県及び市町村をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して要配慮者を含め広く住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、県民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等の災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

4 防災訓練の検証

県、市町村及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じるものとする。

第14款 災害復旧・復興への備え

第1項 基本方針

災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。

また、罹災証明書発行体制の整備及び被災者台帳支援システムの整備のほか、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

第2項 対策

1 各種データの保存・整備

(1) データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

【県】

県は、円滑な災害復旧を図るため、部局ごとに、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

【市町村】

市町村においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

また、市町村において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じるものとする。

【関係機関】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

2 罹災証明書発行体制の整備

【市町村】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、人員確保のための他の市町村や民間団体との応援協定等の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

【県】

県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。また、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

3 被災者台帳支援システムの整備

【市町村】

大規模災害における被災者台帳の作成・管理、罹災証明書発行等の被災者支援業務の円滑かつ効率的な実施のため、当該業務を支援するシステムの導入について検討を進めるものとする。

4 災害対策基金等の積立と管理

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

ア 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

- ① 銀行への預金
- ② 債権の買入
- ③ 物資の備蓄

イ 積立額

災害救助基金の各年度における最少額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

ア 積立額

- (ア) 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算で定める。
- (イ) 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

イ 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

ウ 処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

- (ア) 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。
- (イ) 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。
- (ウ) 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- (エ) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

5 防災資機材等の備蓄

(1) 救助物資の備蓄

県における救助物資の現況及び整備は、次によるものとする。

ア 現況

(ア) 備蓄場所

宮崎市別府町3番1号	日本赤十字社宮崎県支部
宮崎市大字郡司分210	消防学校
都城市北原町24の21	都城総合庁舎
小林市大字細野367-2	小林総合庁舎
小林市堤108番地1	小林市八幡原市民総合センター
延岡市愛宕町2の2323	延岡総合庁舎
西臼杵郡高千穂町大字三田井22	西臼杵支庁

(イ) 備蓄状況

県における救助物資の備蓄品は、毛布、コンパクト肌着、缶詰等である。

イ 整備

災害に際し、備蓄物資の倉出しを行ったときは、次の災害に備え、速やかに物資の補充を行うものとする。

(2) 水防倉庫及び水防資器材

ア 水防管理団体は、当該管理区域内の適地に必要とする水防倉庫その他代用備蓄を設け、必要な器具資材を準備しておかなければならない。

イ 水防倉庫既設箇所及び水防資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

ウ 水防管理団体の備蓄水防資器材では不足するような緊急事態に対し、応援しうるため県において備蓄し、水防管理者の要請により土木事務所長において状況を勘案し使用せしめるものとする。

県水防緊急整備備蓄資器材状況一覧表は県水防計画書に記載のとおりである。

(3) 災害復旧資材（木材）の調達

被災地等において、災害復旧用資材（木材）を必要と認める場合は、宮崎森林管理署等被災地管轄署を通じて九州森林管理局に要請することができる。

第15款 災害に係る検証

県は、県内で大規模災害が発生した場合その他災害に関し必要があると認める場合には、市町村及び防災関係機関の協力を得て、当該災害に係る防災対策等についての検証を行うとともに、検証結果を公表し、防災対策に反映させるものとする。

第3節 県民の防災活動の促進

第1款 防災知識の普及

第1項 基本方針

大規模災害は広い地域にわたり建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等多様かつ多大な被害をもたらすので、行政的的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

このため県、市町村、防災関係機関は自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

第2項 対策

1 県民に対する防災知識の普及

(1) 講習会等の開催

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村、防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

(2) 地域の防災リーダーの育成

【県】

県は、防災士養成研修等を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

(3) 日常生活に密着した啓発の実施

【県、市町村、防災関係機関】

災害の種類、季節等の状況に応じて、「自らの安全を守るための行動」「高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に対する配慮」「被災時の男女のニーズの違い等に対する男女双方の視点」「性的マイノリティ等に対する配慮」の必要性など、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民の育成を図り、被害を最小限にとどめられるよう啓発を実施する。

主な啓発内容は以下のとおりである。

ア 避難先は避難所だけでなく、在宅避難や親戚・知人宅への避難など多様であること。

イ それぞれの避難の特徴を知り、備蓄等の事前準備を行うこと。

- ウ 「災害時は差し迫った危機から命を守ることが最優先」であり、感染症の拡大下であっても避難所への避難を躊躇しないこと。
- エ 過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動を取ること。
- オ 平常時からハザードマップ等を活用し、自宅や地域の危険性、避難所・親戚知人宅等の場所、避難経路等の確認を行うこと。
- カ 警戒レベル、避難指示等、気象情報等の意味を理解すること。
- キ 災害時における家族等との連絡方法を考えておくこと。
- ク 家屋が被災することを想定し、保険加入を検討するとともに、被災した際は、片付けや修理の前に、家屋内外の写真を撮影しておくこと。
- ケ 共助の重要性を理解し、地域の避難行動等を、地域の多様な主体で話し合うこと。
- コ 避難訓練に参加すること。

啓発の方法は以下のとおりとする。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く県民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、県庁ホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実を図る。

イ その他のメディアの活用

- ① テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用
- ② 普及啓発用映像の制作、貸出
- ③ インターネットの活用
- ④ 地震体験車等の教育設備の貸出

(4) 「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動の実施

【県、市町村、防災関係機関】

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等の実施により、重点的な普及活動を行う。

(5) グループや団体を対象とした防災出前講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、防災出前講座や意見交換会等を実施する。

2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら防災に関する教育の充実をめぐるものとする。

【県、市町村】

(1) 児童生徒に対する防災教育

小・中・高等学校等においては、地域や学校の実情及び児童生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行い、生涯にわたり災害時に適切な判断や行動選択ができる児童生徒等の育成に努める。

指導内容としては、災害時の身体の安全確保の方法、災害時の助け合いの重要性、災害のしくみ、防災対策の現状などがあげられ、これらの教育にあたっては各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践するとともに、教材や教育プログラムの検証を行うことにより効果的な防災教育のあり方を検討する。

この他、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について研修や訓練を実施し、学校現場で組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。このため教職員向けの参考資料の作成と活用及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 大学等の学生に対する防災教育

大学等に対しては、学生への防災教育への取組について協力するものとする。

3 防災要員に対する教育

(1) 職員に対する防災教育

【県（各部局）、市町村、防災関係機関】

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通じて防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

(2) 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

【県、市町村、事業者】

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害時には火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施により、緊急時に対処しうる自衛消防・自主防災体制の強化を図るものとする。

ア 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。

イ 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。

ウ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。

エ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

4 観光客等への広報

【県、市町村等】

県及び市町村等は現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

5 相談窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、住民等からの防災対策の実施上の相談を受けるために必要な窓口を設置するとともに、その周知徹底を図るものとする。

第2款 自主防災組織等の育成強化

第1項 基本方針

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、県民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県及び市町村は、自主防災組織の育成・強化、企業防災活動の推進及び災害ボランティア活動の環境整備を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーの育成、多様な世代や主体が参加できるような環境の整備等により、これら組織の日常化、訓練の実施を促し、自主防災組織の活動カバー率の向上及び充実を図るほか、県民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図り、県民は防災活動の参加に努めるものとする。

第2項 対策

1 活動カバー率の向上と活動支援

(1) 活動カバー率の向上

【県、市町村】

ア 自主防災組織の結成

県及び市町村は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

県及び市町村は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く県民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

[平常時]

- ① 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ② 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ③ 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ④ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ⑤ 地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

[発災時]

- ① 初期消火の実施
- ② 情報の収集・伝達
- ③ 救出・救護の実施及び協力
- ④ 集団避難の実施
- ⑤ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ⑥ 要配慮者の安全確保等

(2) 自主防災組織への活動支援

県及び市町村は、自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

資機材の整備については、市町村は、国等や県の制度を活用し、県民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置するよう努めるものとする。

<自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例>

情報連絡用：携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

消 火 用：可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

水 防 用：救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、

チェンブロック、チェンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等
給食給水用：給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等
避難所・避難用：リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等
防災教育用：模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

(3) リーダーの育成

県及び市町村は、自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図る。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮するものとする。

2 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、第2章第2節第12款3(2)に定めるところにより訓練を実施し、災害対応力の強化に努めるものとする。

3 企業防災活動の推進

(1) 企業の防災活動の推進

【企業】

ア 企業防災体制の強化

企業は、その社会的責任を自覚し、防災訓練の実施など、企業防災体制の充実・強化に努めるとともに、地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するものとする。

イ リスクマネジメントの実施

企業は、災害時に果たすべき役割（顧客、従業員等の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。

具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

ウ 物資・資材を供給する企業の役割

災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材等の供給等を業とする企業（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料水メーカー、医薬品メーカー、燃料供給事業者等）は、その責務として災害時における事業活動の継続実施、県及び市町村が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

エ 緊急地震速報受信装置等の活用

地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

オ 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関連法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

【県・市町村】

ア 事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の普及啓発

県は、企業に係る事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定支援を行うため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うとともに、それにより策定された事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画を活用し、普及啓発に努めるものとする。

イ 企業の防災力向上に係る支援

県及び市町村は、企業の防災意識の高揚を図るため、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みを積極的に評価する等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。

また、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

ウ 事業継続力強化支援計画の策定

県及び市町村は、商工会・商工会議所と連携して、中小企業による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。

(2) 防火管理体制の強化

【県・市町村・施設管理者】

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防機関は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

【事業者】

危険物等施設は、災害が発生した場合周囲に及ぼす影響が大きいことから、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

(4) 地震防災に関する対策計画の策定

県内における不特定多数の者が出入りする施設のうち、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の規定に基づき対象となる施設の管理者は、対策計画を策定するものとする。

4 宮崎県防災士ネットワークの活動支援

【県】

防災に関しての専門的で高度な知識等を有する人材を育成するため、防災士ネットワークが行う防災士研修や自主防災組織など様々な団体・市町村との交流を促進するとともに、防災士の技能向上のための取組を支援し、自主防災活動の先導的な役割を果たすような人材を育成する。

5 地域にふさわしい防災力の強化

【県】

自主防災組織など地域の様々な団体が宮崎県防災士ネットワークや市町村と連携して、地域の特性や課題を踏まえた地域にふさわしい防災への取り組みを推進する。

第3款 ボランティアの環境整備

第1項 基本方針

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲または長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割の重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

また、県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、県地域防災計画等において、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。

市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう

努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。

第2項 対策

1 活動促進のための環境整備

【県・市町村】

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・あっせん機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

また、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティアの受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

2 宮崎県ボランティア基金の活用

【県】

「宮崎県ボランティア基金」の効果的活用により、県・市町村社会福祉協議会の設置するボランティアセンターが、活動の普及啓発や人材育成など地域での活動促進を図るための事業を推進し、県民が安心して活動に参加できるための基盤整備を進める。

3 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置するとともに、専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり調整を行う。

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」として「災害ボランティアセンター」を設置することとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) 災害ボランティアセンターの整備と応援体制の確立

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、災害ボランティアセンターの運営体制を強化し、災害時におけるボランティアの受入れ、調整及び派遣が一元化して行えるよう、あらかじめ関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

ボランティアセンターの活動内容は、概ね次のとおりとする。

ア 市町村災害ボランティアセンターの活動内容

(ア) 被災者のニーズ調査

(イ) 被災者やボランティアからの相談受付

(ウ) 要配慮者への支援

・ボランティア活動希望者の派遣

・ボランティア活動プログラムの策定と提供

・ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

(エ) 被災者やボランティアに対する情報提供

(オ) 各関係機関・団体との連絡・調整

イ 県災害ボランティアセンターの活動内容

- (ア) 市町村災害ボランティアセンターの支援
 - ・県内外の社会福祉協議会職員の派遣要請と受入れ
 - ・全国からの支援の受入れと調整

(イ) 県内外への情報提供

(ウ) 各関係機関・団体との連絡・調整

(3) ボランティアの養成・登録等

ア 災害ボランティアセンターの運営に係る人材の養成

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動を円滑に行うため、平常時から民生・児童委員、社会福祉施設、NPO、企業、学校等との関係づくりに努め、広く住民を対象とした災害ボランティアセンターの運営訓練を行う等、災害時の支援や対応についての研修を実施する。

イ ボランティアの登録

【市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

(4) ボランティアの活動環境の整備

ア ボランティア活動の普及・啓発

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。

イ ボランティアの活動拠点等の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

ウ 「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関等と連携しながら「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアル」の策定に努める。

エ 災害支援リーダーの養成

【県社会福祉協議会】

災害時における災害ボランティアセンターの運営を効果的に進めるため、平時から地域づくりや多様な団体・機関等との調整を行う等、市町村災害ボランティアセンターにおいてリーダー的役割を担う人材を育成する。

オ ボランティア保険への加入促進

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図る。

カ 災害廃棄物の処理体制の整備

【県、県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するとともに、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努める。

また、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努めるとともに、災害廃棄物に関する情報のほか、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）、災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、宮崎県災害廃棄物処理対策ネットワーク協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(5) 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図り、災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられるが、その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4 赤十字防災ボランティア活動体制整備

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

ア 赤十字奉仕団員

イ 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。

ウ 災害時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

ア 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

イ 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に赤十字防災ボランティア活動の地区リーダーとして地域的個人的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティア地区リーダーを養成する。

ウ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

5 地域安全活動ボランティアの体制整備

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障害者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安全な生活環境を脅かす状況が想定されることから、平常時から危険箇所の点検、独居老人等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、県・市町村、社会福祉協議会が一体となって推進・支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、県、市町村の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進めるとともに、研修会や災害ボランティア活動訓練を実施する。

第4款 地区防災計画の策定

- 1 市町村は、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画について定めることができる。
- 2 市町村は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画の整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第5款 災害教訓の伝承

- 1 県及び市町村は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。
- 2 住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。県及び市町村は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

第3章 災害応急対策計画

第1節 活動体制の確立

第1款 県災害対策本部等の設置

第1項 基本方針

県は、宮崎県内において大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、迅速かつ的確に災害対策を推進するための体制を整え、被害を最小限にとどめる責任を有する。

県は、防災対策の中核機関として災害対策の業務を統括するため、災害対策本部等を設置して、防災諸業務の遂行にあたるものとする。

第2項 対策

1 情報連絡本部の設置

災害が発生するおそれのあるときは、危機管理局長を本部長とする情報連絡本部を設置する。設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

2 災害警戒本部の設置

災害対策に関し、必要と認められる場合は、危機管理統括監を本部長とする災害警戒本部を設置する。

設置の基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

3 災害対策本部の設置

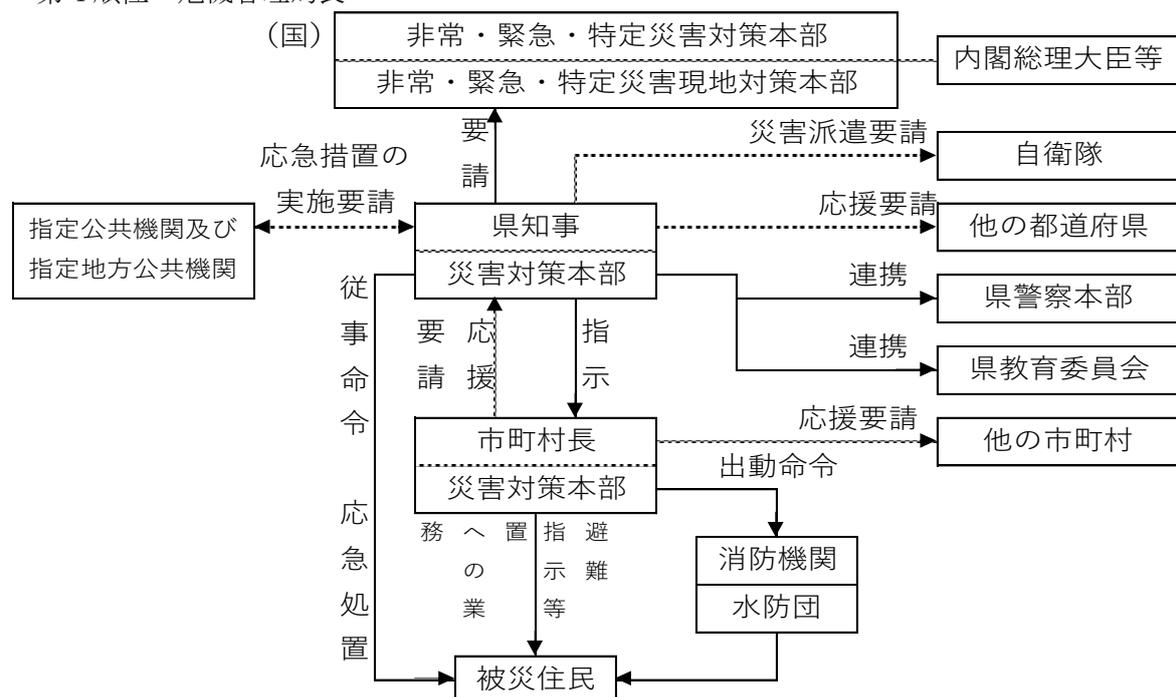
(1) 災害対策本部の設置基準

災害対策本部の設置基準は、それぞれの災害対策編によるものとする。

(2) 知事の職務の代理

災害対策本部の設置をはじめ災害応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるとき又は知事が欠けたときは、次の順位で職務を代理するものとする。

- 第1順位 副知事
- 第2順位 総務部長
- 第3順位 危機管理統括監
- 第4順位 危機管理局長

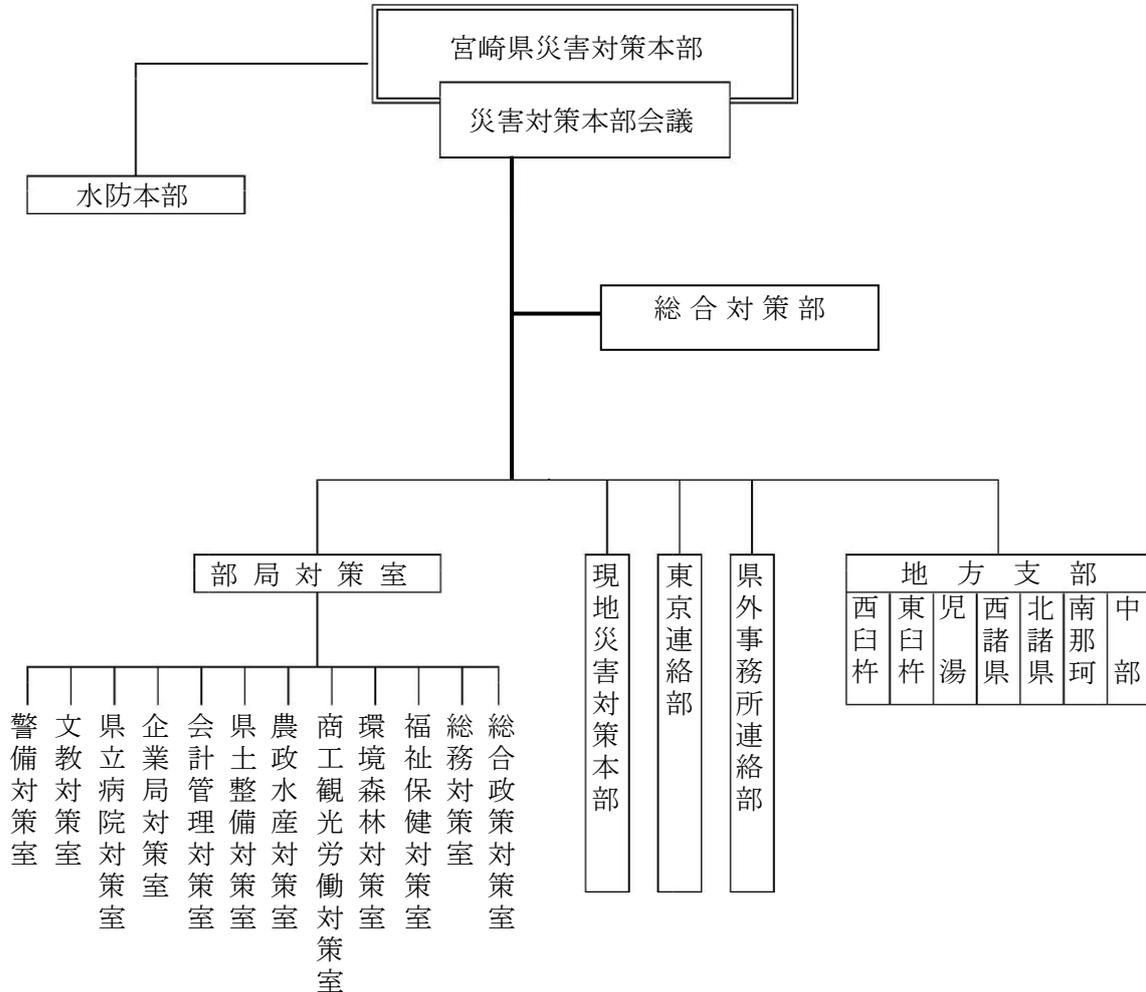


4 災害対策本部の組織等

災害対策本部の組織については、災害応急対策の万全を期すため、任務の遂行に必要な全庁をあげた編成を行うものとする。

災害対策本部の構成については、別図「宮崎県災害対策本部組織図」のとおりとする。

<宮崎県災害対策本部組織図>



(1) 災害対策本部長等

災害対策本部長は知事、副本部長は副知事をもって充てるものとする。

(2) 災害対策本部会議

災害対策本部に災害対策本部会議を置き、各部局長をもって構成するとともに、本部長を補佐し、災害応急対策の最高意思決定機関とする。

(3) 総合対策部

災害対策本部に総合対策部を置き、災害に対する総合的な対応、防災関係機関との調整等に当たるものとする。総合対策部長は危機管理統括監をもって充てる。

総合対策部には、表1に掲げる各班を置く。

総合対策部各班の事務分掌については表1のとおりとする。

(4) 災害対策本部の設置場所

総合対策部は、災害の規模や庁舎の状況に応じ、災害対策本部総合対策部室（防災庁舎3階）、県庁講堂、企業局県電ホールの内いずれかに設置するものとする。

ただし、緊急やむを得ない場合には、他の県有施設等に設置するものとする。

(5) 部局対策室

災害対策本部に通常の業務を通じて災害対策にあたる12室を置き、室長は各部局の部長をもって充てる。

室に総合対策部に準じた班を置く。

各室各班の事務分掌については、表2のとおりとする。

(6) 災害対策本部設置の通知及び公表

災害対策本部を設置したときは、総合対策部は、次の要領により国及び指定地方行政機関等関係機関に通知するとともに、報道機関を通じて公表するものとする。

通知先又は公表先	担当部班	通知又は公表方法
本部構成員	企画調整班	庁内放送、電話その他迅速な方法
地方支部	情報分析班	電話その他迅速な方法
関係機関	〃	〃
国（消防庁等）	企画調整班 応急対策班	〃
県民	広報班	報道機関、HP等を通じた迅速な方法

(7) 総合対策部室等への部外者立入り禁止措置

災害対策本部長は、災害対策の遂行上必要と認めるときは、総合対策部室等への部外者の立入りを禁止するものとする。

(8) 地方支部

地方における災害対策の推進を図るため、地方支部を置く。

地方支部は、その所管区域に所在する県出先機関をもって組織する。

地方支部に支部長を置き、支庁長又は農林振興局長をもって充てる。

地方支部の名称、設置場所、所管区域及び事務分掌については、表3のとおりとする。

地方支部の組織は、災害対策本部の組織に準じて地方支部長が定める。

地方支部長は、災害対策本部からの通知またはその他の方法で、災害対策本部の設置を知ったときは、直ちに、地方支部を設置し、その旨を災害対策本部長に報告する。ただし、災害の状況に応じその設置の必要を認めない場合は、その旨を災害対策本部長に申し出て指示を受けるものとする。

地方支部長は、設置を決定したときは、各班に通知するとともに、市町村本部に連絡するものとする。

(9) 東京連絡部等

災害対策本部長は、必要に応じ東京連絡部を設置するものとする。

東京連絡部に東京連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。

東京連絡部は、災害対策本部長の命を受け、政府、国会その他関係機関との情報連絡及び陳情に関する事項及び県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

また、災害対策本部長は、必要に応じ県外事務所連絡部（大阪事務所連絡部、福岡事務所連絡部）を設置するものとする。県外事務所連絡部に県外事務所連絡部長を置き、県外事務所長をもって充てる。

県外事務所連絡部は、県内出身者等からの被災者の安否や災害状況の問い合わせ等の事項を処理する。

(10) 現地災害対策本部

災害による被害が甚大であり、又は被害の拡大が予想される場合で、災害対策本部長が必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置するものとする。

現地災害対策本部長には、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地災害対策本部が設置された場合、地方支部の組織は現地災害対策本部に包含されるものとする。

現地災害対策本部の分掌事務は災害対策本部に準ずるものとし、現地本部長は現地災害対策本部の事務を掌理するものとする。

現地災害対策本部長は、災害対策本部長、同副本部長及び同総合対策部長の指揮を受ける。

5 県庁非常時体制

(1) 県庁非常時体制

巨大地震等の大規模災害等の発生など、宮崎県業務継続計画に定める危機事象が発生した場合、全庁的に通常業務を一時停止し、県庁非常時体制に移行するものとする。

(2) 県庁非常時体制への移行決定

県庁非常時体制への移行は、災害対策本部会議において決定する。

6 災害対策現地合同調整本部の設置

大規模な事故等の災害時に、被災者の救出・救助等の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、知事が必要と認めるときは、関係機関と協議し、現地合同調整本部を設置するものとする。

合同調整本部の本部長は、知事が指名した県の職員をもって充てるものとする。

現地合同調整本部は、法に基づく組織ではなく、県が中心となって救助関係機関等の総合調整を行うために設置するものである。

なお、任務・組織等については、「宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱」に基づくものとする。

7 防災関係機関等に対する連絡員の派遣要請

災害対策本部長は、特に必要があると認めるときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が災害対策本部の事務に協力することを求めることができる。

また、本部派遣員に対し、資材又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

- ① 指定地方行政機関
- ② 宮崎県を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
- ③ 市町村
- ④ 指定地方公共機関

8 国の現地対策本部との連携

災害対策本部は、国が緊急災害現地対策本部、非常災害現地対策本部又は特定災害現地対策本部（以下「国の現地対策本部」という。）を設置したときは、国の現地対策本部と密接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

9 災害対策本部・支部の廃止

災害対策本部長は、県の地域において災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めるときは、災害対策本部、地方支部又は現地災害対策本部を廃止する。

10 災害対策室の設置

災害対策本部が廃止された場合において、復旧活動への円滑な移行のために関係機関相互の調整が必要とされる場合は、災害対策室を設置するものとする。

災害対策室の組織については、別に定める。

11 災害対策本部準備会議の開催

災害の発生が予期されるなどで災害対策本部の設置が見込まれる場合であって、各部局の連絡調整のために知事が必要と認める場合には、知事、副知事及び各部局長をもって構成する災害対策本部準備会議を開催することができる。

<表1 総合対策部各班の事務分掌>

班名	分掌事務
企画調整班	1 総合対策部の総合調整に関すること。
	2 総合対策部の運営に関すること。
	3 災害対策本部会議の準備及び実施に関すること。
	4 政府との連絡調整に関すること。
	5 各部局対策室との連絡調整に関すること。
	6 視察等の連絡調整に関すること。
	7 通信インフラの状況把握に必要な通信の確保に関すること。
	8 市町村との通信確保に関すること。
	9 災害対策用オペレーションシステムの管理及び運用に関すること。
	10 通信機器の管理及び運用に関すること。
	11 ドローン等による現地撮影に関すること。
応急対策班	1 ヘリの運用調整に関すること。
	2 空域の指定に係る調整に関すること。
	3 救助関係機関との連絡調整に関すること。
	4 消防応援活動調整本部の運営に関すること。
	5 自衛隊派遣要請の調整に関すること。
	6 後方支援拠点の運用調整に関すること。
	7 保健医療福祉調整本部との連絡調整に関すること。
	8 DMA T調整本部との連絡調整に関すること。
	9 指定避難所等に関すること。
	10 2次避難に関すること。
	11 部局対策室が所掌しない被災者支援に関すること。
	12 物資の調達・提供及び搬送拠点との調整に関すること。
	13 燃料の調達に関すること。
	14 義援物資の受入れに関すること。
情報分析班	1 災害情報の収集及び分析に関すること。
	2 災害対策の立案に関すること。
	3 広域避難に係る初期調整に関すること。
	4 災害対策本部等の撤収に関すること。
	5 市町村及び地方支部との連絡調整に関すること。
	6 市町村へのリエゾン派遣調整に関すること。
	7 被災者等の氏名公表に係る調整に関すること。
総務班	1 関係機関リエゾンとの連絡調整に関すること。
	2 車両通行に係る事務に関すること。
	3 災害対策本部の設営及び運営支援に関すること。
	4 災害対策用資機材の確保・管理に関すること。
	5 総合対策部要員の給食に関すること。
	6 市町村に派遣するリエゾンの宿舎等確保に関すること。
	7 災害対策に係る文書・図画等の整理に関すること。

広報班	1	災害広報に関すること。
	2	災害報道に関すること。
	3	知事等記者会見に関すること。
	4	被害状況等問い合わせ対応に関すること。
	5	被災者相談窓口に関すること（部局対策室対応は除く。）。
応援職員受援・派遣班	1	応援職員に係るBCP推進会議事務局等からの情報収集、調整等に関すること。
	2	応援職員に係る県内の市町村、市長会、町村会との調整に関すること。
	3	応援職員に係る九州地方知事会（現地応援事務所含む）、全国知事会との調整に関すること。
	4	応援職員の調整、派遣等に関すること。
	5	応援職員の交通手段、宿泊場所の確保に関すること。

＜表2 宮崎県災害対策本部各部局対策室・班の事務分掌＞

室名	班名	分掌事務
総合政策対策室	総合政策班	1 総合政策対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 政府、国会等への陳情等の総括に関すること。 4 東京連絡部及び県外事務所連絡部との連絡に関すること。
	広域連携推進班	1 知事会に関すること。 2 他都道府県との広域的連携に関すること。
	秘書広報班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。 2 政府、国会等の災害視察に関すること。 3 現地視察及び激励の企画及び実施に関すること。 4 総合対策部総括班の支援に関すること。
	統計調査班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	総合交通班	1 交通関係施設の被害調査に関すること。
	中山間・地域政策班	1 土地利用対策の総合調整に関すること。
	産業政策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	デジタル推進班	1 県庁LANの復旧に関すること。 2 各所属のコンピューターの被害状況の把握に関すること。 3 情報関連施設の被害状況の把握に関すること。
	生活・協働・男女参画班	1 県社会福祉協議会との連携に関すること。 2 ボランティアの対応及び調整に関すること。 3 ボランティア関係機関との連絡及び調整に関すること。 4 消費者行政対策及び物価行政対策の総合調整に関すること。 5 生活再建に向けた諸政策に関すること。
	みやざき文化振興班	1 私立学校の災害対策及び被害調査に関すること。
	人権同和対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	国民スポーツ大会準備班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	総務対策室	総務班
人事班		1 総合対策部要員確保の支援に関すること。 2 職員の災害補償に関すること。 3 国及び他の都道府県の職員の派遣応援に関すること。
財政班		1 災害対策の予算及び資金に関すること。

	財産総合管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県有施設の被害調査及び被害報告に関すること。 2 災害対策本部の運営に必要な施設の調整に関すること。 3 災害対策本部室の整備及び設営に関すること。 4 庁舎等の電気設備の機能維持又は回復に関すること。 5 庁舎等の電話設備の機能維持又は回復に関すること。 6 庁舎放送施設の機能維持又は回復に関すること。 7 庁舎等の災害対策（被害箇所の応急対策を含む。）に関すること。
	税務班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者に対する租税の徴収猶予及び減免に関すること。
	市町村班	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の行財政指導に関すること。
	消防保安班	<ol style="list-style-type: none"> 1 高圧ガス製造者、都市ガス・液化石油ガス販売事業者及び火薬類製造業者等の災害対策に関すること。
	総務事務センター班	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の健康管理に関すること。 2 総合対策部及び他班への応援に関すること。
福祉保健対策室	福祉保健班	<ol style="list-style-type: none"> 1 福祉保健対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 義援金、見舞金等の配分に関すること。 4 社会福祉施設（長寿介護班、障がい福祉班、健康増進班及びこども政策班の分掌事務に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 5 生活再建に向けた諸政策に関すること。
	指導監査・援護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	医療政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保健関係事務の総轄に関すること。 2 災害時の医療及び助産に関すること。 3 医療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	薬務感染症対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の医薬品供給に関すること。 2 毒劇物・毒劇物取扱施設の災害対策に関すること。 3 災害時の感染症対策に関すること。
	国民健康保険班	<ol style="list-style-type: none"> 1 医療保険給付についての指導に関すること。 2 国民健康保険直営診療施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	長寿介護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人福祉施設及び老人保健施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	障がい福祉班	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障害者施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 精神保健施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	衛生管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の食品衛生に関すること。 2 避難所等における保健衛生及び防疫対策に関すること。 3 遺体対応に関すること。 4 水道の災害対策及び被害調査に関すること。 5 と畜場及び食鳥処理場の被害調査に関すること。 6 被災動物等の災害対策及び被害調査に関すること。 7 県有施設の被害調査に関すること。
	健康増進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時の防疫に関すること。 2 市町村保健センター（母子健康包括支援センターを含む。）等の災害対策及び被害調査に関すること。
	こども政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童、母子、婦人等福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 保育所、幼稚園及び認定こども園の災害対策及び被害調査に関すること。 3 子どもの被災状況の把握及び避難に関すること。 4 被災した子どもの応急の教育に関すること。
環境森林対策室	環境森林班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境森林対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。
	環境管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境汚染の調査及び対策に関すること。
	循環社会推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 がれき、廃棄物等の処理に関すること。
	自然環境班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自然公園施設等の災害対策及び被害調査に関すること。 2 林地及び治山施設の災害対策及び被害調査に関すること。

	森林経営班	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道の災害対策及び被害調査に関すること。 2 造林及び種苗の災害対策及び被害調査に関すること。 3 県有林の災害対策及び被害調査に関すること。 4 災害用県有林の払下げに関すること。
	山村・木材振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害林業者等に対する災害融資に関すること。 2 災害対策用国有林材の払下げに関すること。 3 災害対策用原木及び製材品の確保に関すること。 4 木材加工施設の被害状況把握及び対策に関すること。 5 林業構造改善施設の被害状況把握及び対策に関すること。 6 木質バイオマス発電関係施設の被害状況把握及び対策に関すること。 7 特用林産施設の被害状況把握及び対策に関すること。
	工事検査班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
商工観光労働対策室	商工政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 商工観光労働対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 災害救助物資の入手及びあっせんに関すること。 4 被害事業者の金融及び経営診断に関すること。 5 県内事業者（商業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。
	企業振興班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内事業者（工業及び情報産業関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 2 放射性廃棄物保管施設の災害対策に関すること。
	雇用労働政策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害勤労者の生活資金及び住宅資金に関すること。
	企業立地推進班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県内事業者（誘致企業）の災害対策及び被害調査に関すること。
	観光経済交流班	<ol style="list-style-type: none"> 1 観光施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 県内事業者（物産関連。ただし、誘致企業を除く。）の災害対策及び被害調査に関すること。 3 在日外国公館との連絡調整に関すること。 4 外国人の救援及び救護の総合調整に関すること。
	農政水産対策室	農政企画班
農業流通ブランド班		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
農業普及技術班		<ol style="list-style-type: none"> 1 被害農家の災害融資に関すること。 2 被害農家の営農指導に関すること。 3 農作物の災害対策及び被害調査に関すること。
担い手農地対策班		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
農産園芸班		<ol style="list-style-type: none"> 1 農産物（食料）の供給に関すること。
農村計画班		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
農村整備班		<ol style="list-style-type: none"> 1 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 補助農業用共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。
水産政策班		<ol style="list-style-type: none"> 1 県有施設の水産施設、水産物等の災害対策及び被害調査に関すること。
漁業管理班		<ol style="list-style-type: none"> 1 漁港の災害対策及び被害調査に関すること。 2 漁業用施設及び共同利用施設の災害対策及び被害調査に関すること。
畜産班		<ol style="list-style-type: none"> 1 家畜、畜産施設及び飼料作物の災害対策及び被害調査に関すること。
工事検査班		<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
県土整備対策室	管理班	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。
	用地対策班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
	技術企画班	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合対策部及び他班への応援に関すること。

	道路建設班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
	道路保全班	1 道路の災害対策及び被害調査に関する事。 2 道路の交通規制に関する事。 3 道路啓開に関する事。
	河川班	1 河川、ダム及び国土交通省所管の海岸保全施設（港湾班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 公共土木施設関係の被害調査に関する事。
	砂防班	1 砂防、地すべり及び急傾斜地の災害対策及び被害調査に関する事。
	港湾班	1 港湾及び国土交通省所管の海岸保全施設（河川班に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関する事。
	都市計画班	1 都市施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	建築住宅班	1 建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 2 被害住宅復興資金に関する事。 3 応急仮設住宅の提供に関する事。
	営繕班	1 施工中の建築物の災害対策及び被害調査に関する事。 2 電気設備及び機械設備の保全に関する事。 3 財産総合管理班の支援に関する事。
	高速道対策班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
	工事検査班	1 総合対策部及び他班への応援に関する事。
会計管理対策室	会計班	1 会計管理策室内の連絡調整に関する事。 2 総合対策部との連絡調整に関する事。 3 総合対策部の財務会計及び出納処理に関する事。 4 義援金品、見舞金等の受付、保管及び整備に関する事。
	物品管理調達班	1 庁内自動車の管理及び輸送に必要な措置に関する事。
企業局対策室	企業局総務班	1 企業局対策室内の連絡調整に関する事。 2 総合対策部との連絡調整に関する事。 3 企業局庁舎等の災害対策及び被害調査に関する事。
	工務管理班	1 県営電力施設（他班の主管に属するものを除く。）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 県営工業用水道施設の災害対策及び被害調査に関する事。 3 建設事業施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	施設保全班	1 県営電力施設（送配電設備、通信・制御設備）の災害対策及び被害調査に関する事。 2 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の災害対策及び被害調査に関する事。
	発電設備班	1 県営電力施設（発電所施設）の災害対策及び被害調査に関する事。
	総合制御班	1 県営電力施設の災害情報の収集に関する事。 2 県営電力施設（通信・制御施設に限る。）の災害対策及び被害調査に関する事。
県立病院対策室	経営管理班	1 県立病院施設の災害対策及び被害調査に関する事。
文教対策室	教育政策班	1 文教対策室内の連絡調整に関する事。 2 総合対策部との連絡調整に関する事。 3 災害関係職員の動員及び職員の派遣に関する事。
	財務福利班	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関する事。 2 教職員住宅の災害対策及び被害調査に関する事。
	高校教育班	1 高校教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関する事。 2 被災した高校教育に関する生徒の応急の教育に関する事。
	義務教育班	1 義務教育に関する生徒の被災状況の把握及び避難に関する事。 2 被災した義務教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関する事。 3 小中学校の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関する事。

	特別支援教育班	1 特別支援教育に関する児童及び生徒の被災状況の把握及び避難に関すること。 2 被災した特別支援教育に関する児童及び生徒の応急の教育に関すること。 3 小・中学部の教科書、教材及び学用品の災害対策及び被害調査に関すること。
	教職員班	1 学校職員に係る災害関係職員の動員及び職員の派遣に関すること。 2 学校職員の災害補償に関すること。
	生涯学習班	1 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 災害活動に協力する婦人会、青年団体等の連絡調整に関すること。
	スポーツ振興班	1 災害時の保健体育及び野外活動に関すること。 2 保健体育施設設備の災害対策及び被害調査に関すること。 3 災害時の学校給食に関すること。
	文化財班	1 文化財の災害対策及び被害調査に関すること。
	人権同和教育班	1 総合対策部及び他班への応援に関すること。
警備対策室	警備班	1 警備対策室内の連絡調整に関すること。 2 総合対策部との連絡調整に関すること。 3 災害警備活動に関すること。
	警務班	1 災害警備活動の支援に関すること。
	交通班	1 交通の確保及び交通災害情報に関すること。 2 交通規制に関すること。 3 緊急通行車両に関すること。
	刑事班	1 犯罪捜査に関すること。 2 死体の検視に関すること。
	生活安全班	1 地域安全対策に関すること。 2 保安対策に関すること。
	通信班	1 警察通信の維持管理に関すること。 2 災害通信に関すること。
水防本部	指揮班	1 水防本部の庶務に関すること。 2 情報の収集及び伝達に関すること。 3 関係機関との連絡調整に関すること。 4 水防警報の発令及び伝達に関すること。 5 水防無線に関すること。 6 水防応急対策に関すること。 7 水防資材に関すること。

※全庁一体となって災害応急対策を推進するため、県議会事務局、監査事務局、人事委員会事務局、地方労働委員会事務局は、災害対策本部長から災害対策本部各対策室及び総合対策部への応援を求められた場合は、協力体制を執るものとする。

表3 宮崎県災害対策本部地方支部名称、設置場所、所管区域及び事務分掌

名称	設置場所		管轄区域
中部地方支部	宮崎市	宮崎県中部農林振興局内	宮崎市及び東諸県郡
南那珂地方支部	日南市	宮崎県南那珂農林振興局内	日南市及び串間市
北諸県地方支部	都城市	宮崎県北諸県農林振興局内	都城市及び北諸県郡
西諸県地方支部	小林市	宮崎県西諸県農林振興局内	小林市、えびの市及び西諸県郡
児湯地方支部	高鍋町	宮崎県児湯農林振興局内	西都市及び児湯郡
東臼杵地方支部	延岡市	宮崎県東臼杵農林振興局内	延岡市、日向市及び東臼杵郡
西臼杵地方支部	高千穂町	宮崎県西臼杵支庁内	西臼杵郡

所 掌 事 務	
1	災害の調査に関すること。
2	市町村情報の収集に関すること。
3	災害対策に関すること。
4	本部各対策部室への災害報告に関すること。
5	本部との通報連絡に関すること。
6	支部各対策班及び関係機関との連絡調査に関すること。
7	被災者の相談窓口に関すること。
8	その他必要な災害事務に関すること。

第2款 職員の参集及び動員

第1項 基本方針

職員は、県内において大規模災害が発生した場合は、定められた基準に従い、勤務時間内外を問わず速やかに登庁し、必要な体制の確立に努め、災害対策本部等の業務に従事するなど初期的活動を展開するものとする。

第2項 対策

1 職員の参集

あらかじめ定められた職員は、災害の発生を認知したときは、「職員参集・配備基準」に基づいて直ちに登庁し、

- (1) 災害に関する情報の収集
 - (2) 人的及び物的な被害に関する情報の収集
 - (3) その他応急対策に関する業務
- に従事するものとする。

2 職員の動員

(1) 動員の指示

知事は、災害が特に大規模で職員参集・配備基準により難いと認めるとき、又は災害応急対策の体制を確立するうえで必要があると認めるときは、職員の動員を指示するものとする。

知事は、職員参集・配備基準に基づいて体制が執られている場合においても、災害応急対策の万全を期すため必要があると認めるときは、状況に応じて動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

(2) 動員の伝達

動員の指示は、勤務時間内においては庁内放送及び庁内電話により行うものとする。庁内放送及び庁内電話が使用できない場合は、連絡員の使走により各部局の連絡調整課を通じ伝達するものとする。

○庁内放送文（例）

「知事の緊急命令を伝達します。（2回繰り返す。）ただ今の大規模災害で県内に被害が発生した模様である。○時○分災害対策本部を設置し、○号体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰り返します。」

勤務時間外においては、職員緊急動員伝達系統（別表）に従って電話連絡するものとする。

加入電話が使用不能の場合は、「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、NHK等放送機関に動員に関する放送を要請し伝達するものとする。

(3) 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

3 職員の対応

(1) 職員の登庁

職員は、地震が発生し、又は動員の指示を受けた場合は、速やかに定められた課所に登庁し、災害対策業務に従事するものとする。

地震の発生を認知した職員は、インターネットや防災・防犯情報メール等で確認するなど積極的に情報収集にあたるものとする。

(2) 職員の責務

職員は、速やかに登庁して的確に災害対策を遂行するという目的を達成するため、日頃から、携行品、登庁手段等を検討するとともに、災害対策業務の研鑽に努めるものとする。

(3) 登庁できない場合の措置

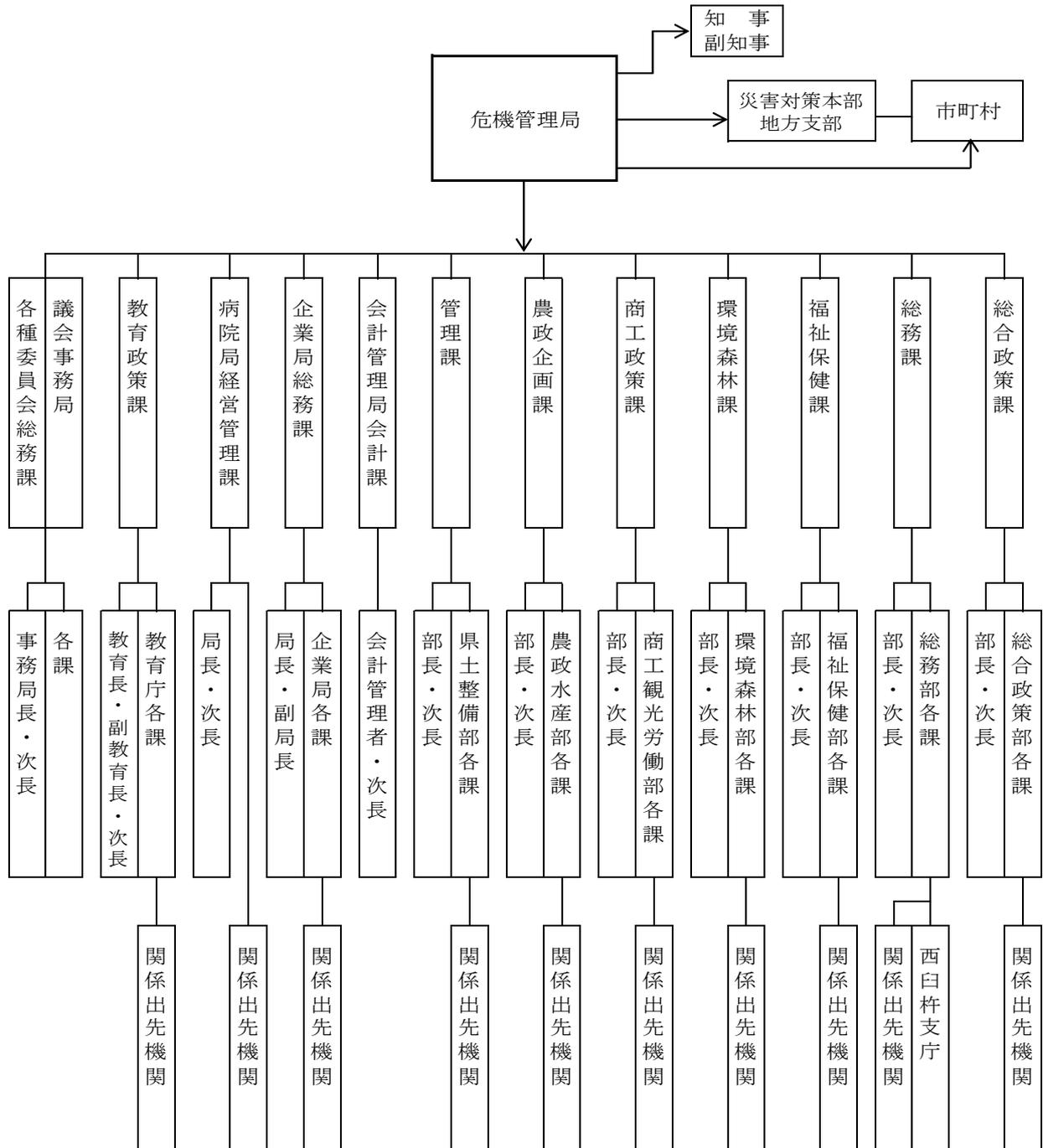
職員は、やむを得ない事情により自主参集又は動員による登庁ができない場合は、その旨を所属長に報告し、事後の対応要領等について指示を受けるものとする。

4 体制確立時の報告

自主参集又は動員により災害応急対策の執務体制を確立した所属は、その状況を速やかに災害対策本部に報告の上、連携を強化して災害対策を推進するものとする。

(別表)

《職員緊急動員伝達系統》



第3款 市町村の活動体制の確立

第1項 基本方針

市町村は、当該市町村の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民の協力を得て、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施するものとする。

第2項 対策

1 市町村災害対策組織の確立

市町村は次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の自主参集及び動員
- (2) 配備体制
- (3) 職員動員伝達系統
- (4) 意志決定代理者
- (5) 災害対策本部設置の基準等

2 市町村災害対策本部の設置基準

市町村災害対策本部は、おおむね次に掲げる基準により設置するものとする。

- (1) 当該市町村の区域内に大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき。
- (2) 当該市町村の区域内に災害が発生し、その規模及び範囲からみて対策を要すると認められるとき。
- (3) 県災害対策本部が設置された場合において、市町村災害対策本部設置の必要を認めたとき。

3 県等への報告・通報

市町村は、市町村災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、県(県災害対策本部設置前には危機管理局、県災害対策本部設置後には総合対策部連絡調整班)にその旨を報告するとともに、警察署に通報する。

第4款 防災関係機関の活動体制の確立

第1項 基本方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施するとともに、県及び市町村が実施する応急対策に協力するものとする。

第2項 対策

1 災害対策組織の確立

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

なお、機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 県災害対策本部への連絡員の派遣

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。

連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

第2節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では被害規模の把握を早期に行い、災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となるので、待ちの姿勢ではなくあらゆる情報手段を駆使して積極的な情報収集を行う。それでも困難な場合は、被災現場に人員を派遣し情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

第1款 災害情報の収集・連絡

第1項 基本方針

災害発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な被害情報、応急対策活動情報を防災関係機関が共有することが極めて重要であり、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

第2項 対策

1 被害状況の早期把握

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 上空からの概況把握

ア 県防災救急ヘリコプターによる概況把握

県は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに防災救急ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

イ 警察用航空機による概況把握

警察は、被害の発生が予想され、または発生した場合においては、直ちに警察用航空機を出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

ウ 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部およびヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

エ 重点的に把握すべき被害概況

(ア) 要救助者の把握

(イ) 火災の状況(炎上、延焼、消防隊の配置)

(ウ) 建築物の被害状況(木造住宅の倒壊状況、ブロック塀)

(エ) 道路、鉄道の被害(橋梁、盛土、崖崩れによる通行不能箇所)

(オ) 崖崩れの状況(位置、被災戸数)

(カ) 道路渋滞の状況

2 第1次情報等の収集

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 各機関の報告に基づく概況把握

県災害対策本部および地方支部は、災害発生後直ちに市町村ならびに防災関係機関に対して、被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。

市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するものとする。

報告は災害対策支援情報システムにより行うこととし、事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAX等により行う。

通信の途絶等により県に報告できない場合は、直接消防庁へ報告するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録

の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、特に、市町村が報告を行うことができなくなったときは、被災地への職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして積極的に情報収集を行い、これらの情報を国（消防庁）に報告するものとする。また、必要に応じ、関係省庁及び関係市町村に連絡するものとする。

県警は、被害に関する情報を把握し、当該情報を国（警察庁）に連絡するものとする。

(2) 情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められるときは、災害初動期における情報収集及び連絡調整等のため、被災市町村に情報連絡員を派遣する。また、大規模災害等において、市町村の災害応急対応支援を目的に、災害対策本部長の判断又は被災市町村若しくは災害対策本部地方支部長の要請により、被災市町村支援チームを派遣する。

県は、情報連絡員及び被災市町村支援チームの派遣基準や業務、構成、派遣の期間等に係る要綱をあらかじめ策定するものとする。

(3) その他の手段による情報の収集

ア 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

イ テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

ウ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て情報を収集する。

エ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て情報を収集する。

(4) 人的被害の集約・調整

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡するものとする。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、市町村等と密接に連携しながら適切に行うものとする。

当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

(5) 孤立集落の被害状況の把握

道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、県、市町村、防災関係機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、市町村に連絡するものとする。また、市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

3 被害情報、応急対策活動情報の連絡

【県、市町村、防災関係機関】

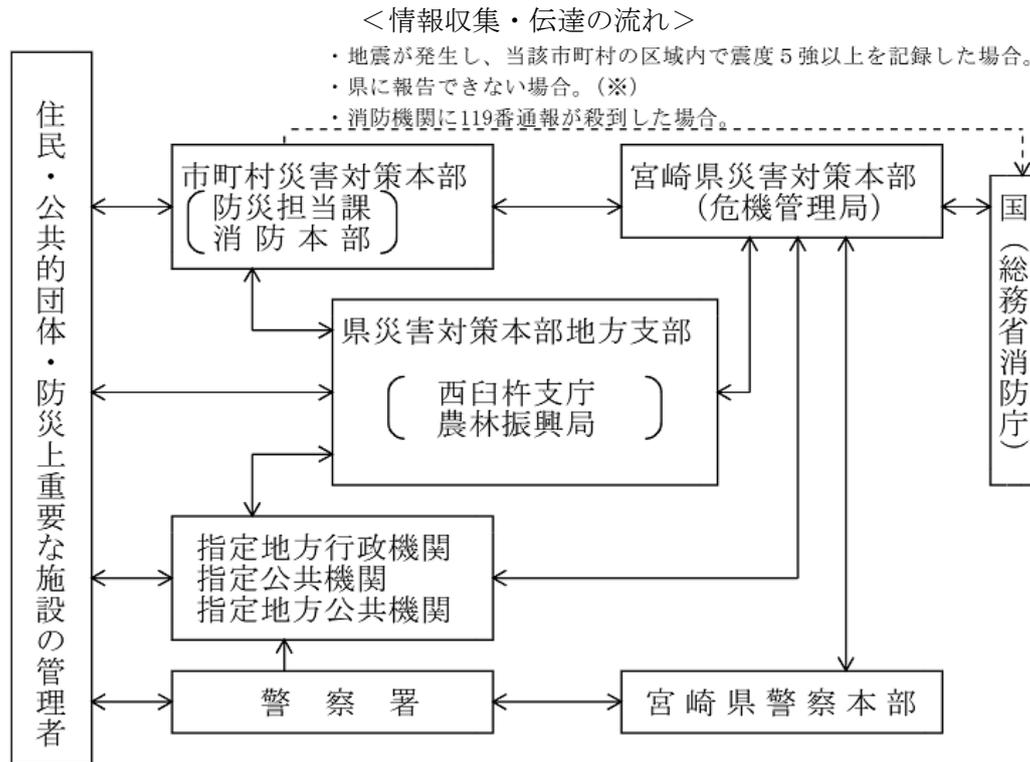
各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に県及び市町村災害対策本部に連絡する。

県及び市町村災害対策本部は、これらの情報をとりまとめ、必要防災関係機関に情報を提供する。

(1) 情報伝達の流れ

災害現場からの情報は、市町村（消防機関）及び警察署等防災関係機関から収集し、県災害対策本部において集約する。管理者が明確な公共施設・ライフライン等に関する被害は、それぞれの管理者が情報を収集し、同様に県災害対策本部に集約する。

これらの情報は、県災害対策本部から国及び指定地方行政機関等に通知するものとする。
なお、県災害対策本部未設置段階では、危機管理局が情報を集約する。



(※) は、県災害対策本部が設置されない場合を示す。

(2) 被害情報等の伝達手段

県及び市町村、防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。

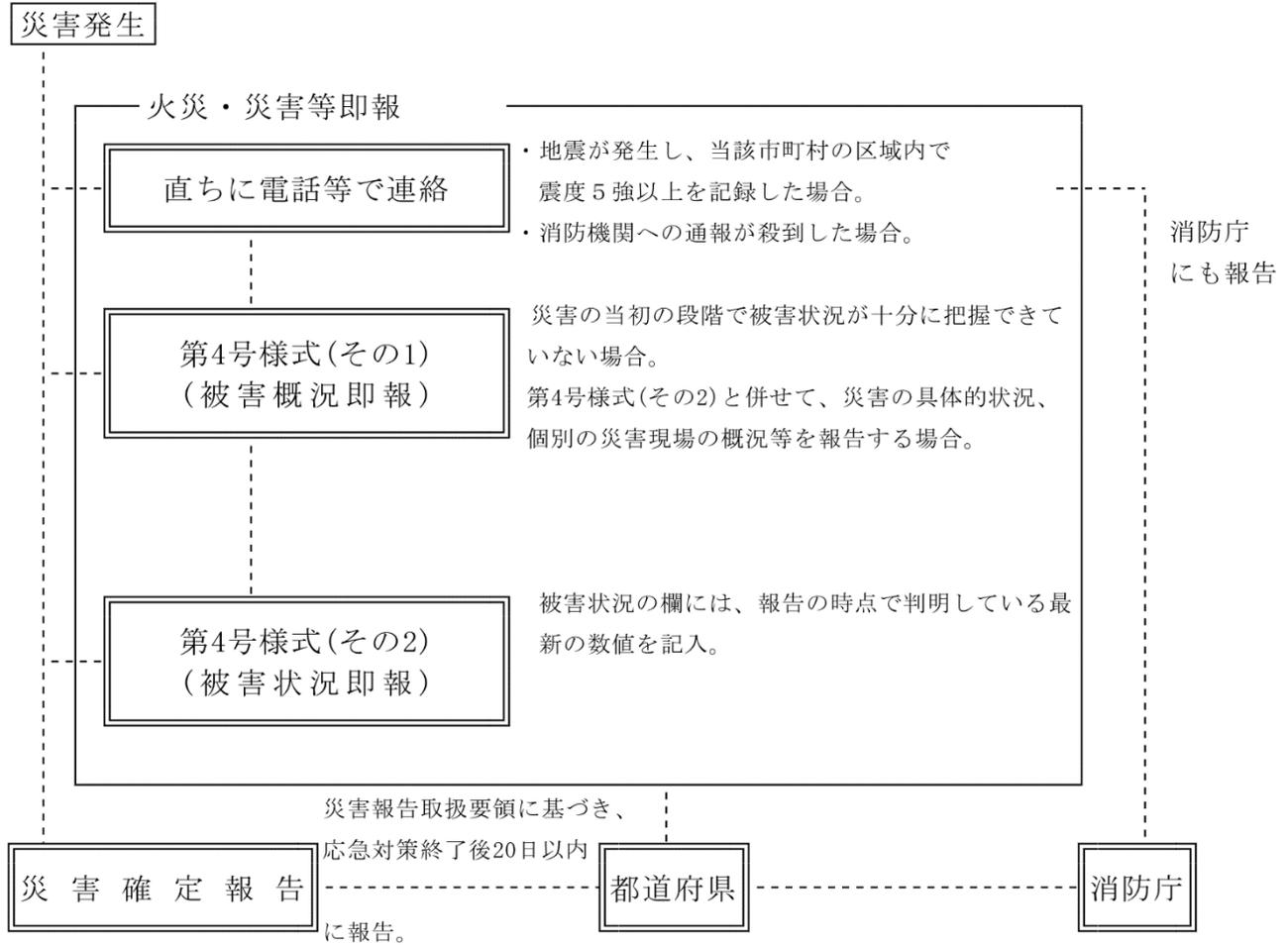
- ア 被害状況等の報告は、災害対策支援情報システムにより行う。事情によりシステムが使用できない場合には、電話、FAXその他最も迅速かつ確実な手段を使うものとする。
- イ 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等他機関の無線通信施設等を利用する。
- ウ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。

(3) 情報収集伝達の要領

被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。

- ア 即報
 - 災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。
- イ 確定報
 - 応急対策終了後20日以内に報告。

ウ 事務処理フロー



	平 日	夜間・休日
報 告 先 消 防 庁	(NTT回線) 03-5253-7527	(NTT回線) 03-5253-7777
	03-5253-7537 (FAX)	03-5253-7553 (FAX)
	(消防防災無線) 90-49013	(消防防災無線) 90-49102
	90-49033 (FAX)	90-49036 (FAX)
	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013	(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-90-49102
	TN-048-500-90-49033 (FAX)	TN-048-500-90-49036 (FAX)

(参考) 火災・災害等即報要領及び災害報告取扱要領

第4号様式(その1)

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	月 日 時 分		
被害の状況	人的被害	死者	人	うち 災害関連死者	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟
		不明	人		軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟
						一部破損		棟	未分類	棟	
	119番通報の件数										
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)				(市町村)				
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)								
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

<第4号様式—その1（災害概況即報）>

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		区 分		被 害	
災 害 名 ・ 報 告 番 号	災害名		田	流失・埋没	ha
	第 報			冠 水	ha
報 告 者 名	(月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha
				冠 水	ha
区 分	被 害	学 校	そ	箇所	
				病 院	箇所
人 的 被 害	死 者 人	道 路	の	箇所	
				うち災害関連死者	人
負 傷 者	行 方 不 明 者 人	橋 り よ う	他	箇所	
				重 傷 人	
住 家 被 害	棟 世帯 人	河 川	の	箇所	
				軽 傷 人	
全 壊	棟 世帯 人	港 湾	の	箇所	
				半 壊	棟 世帯 人
一 部 破 損	棟 世帯 人	砂 防	の	箇所	
				床 上 浸 水	棟 世帯 人
床 下 浸 水	棟 世帯 人	清 掃 施 設	の	箇所	
				崖 く ず れ	箇所
非 住 家	棟	鉄 道 不 通	の	箇所	
				被 害 船 舶 隻	
公 共 建 物	棟	水 道 戸	の	戸	
				電 話 回 線	戸
そ の 他	棟	電 気 戸	の	戸	
				ガ ス 戸	
そ の 他	棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	の	箇所	
				り 災 世 帯 数	世帯
そ の 他	棟	り 災 者 数	の	人	
				火 災 発 生	建 物 件
そ の 他	棟	危 険 物 件	の	件	
				そ の 他	件

区 分		被 害	災 害 等 の 対 策 置 本 状 本 部 況	都道府県	計	団体
公立文教施設	千円			災 害 等 の 対 策 置 本 状 本 部 況		
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農 産 被 害	千円	災 害 等 の 対 策 置 本 状 本 部 況	市町村	計	団体
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
そ の 他	千円		災 害 等 の 対 策 置 本 状 本 部 況	市町村	計	団体
被 害 総 額	千円				119番通報件数	件
災害の概況						
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣	その他				

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

<第4号様式—その2（被害状況即報）>

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

表-2 被害状況判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、概ね次の基準によるものとする。

被害区分		判定基準
1人 的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のため医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち1月未満で治療できる見込みの者とする。
2住家 の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）同一棟とみなす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに際しようすることが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的損害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3非住家被害	非住家	住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没	田の例に準じて取扱うものとする。
	畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他 の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	公園	都市公園法施行令第25条各号に掲げる施設(主務大臣の指定するもの(植栽・いけがき)を除く。)で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路
	清掃施設	ごみ処理及び屎尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
公立文教施設	公立の文教施設とする。	
農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。	

被害区分		判定基準
5 その 他の 被害 の 被害	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜崩壊防止施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、下水道及び公園とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁官、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害 市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(4) 各機関の情報収集・伝達活動

【市町村】

ア 市町村は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いて県及びその他必要とする機関に対して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお、確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については、確定報を用い災害応急対策完了後20日以内に行うものとする。

(ア) 市町村災害対策本部が設置されたとき

(イ) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき

(ウ) 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき

(エ) 地震が発生し、震度4以上を記録したとき

(オ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

イ 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することが出来ない場合には、国(消防庁)に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。

ウ 災害規模が大きく、市町村の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。

エ 消防庁への直接報告

(ア) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したものについては、第1報を直接消防庁へ原則として 覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。(被害の有無を問わない。)

(イ) 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

【県】

ア 県災害対策地方支部は、必要に応じて、市町村からの報告をとりまとめ、県災害対策本部に対して報告するものとする。また、状況に応じて、現場写真等を撮影して独自に被害状況の収

集にあたる。被害に関する報告のない市町村に対しては確認を行うものとし、被害が甚大であるために情報収集伝達が困難な市町村に対しては、情報連絡員の派遣ならびに県災害対策本部に対し応援を求めるものとする。

イ 県災害対策本部は、市町村の被害状況等を取りまとめ、関係する機関に対して情報伝達する。また、状況に応じて、現場写真、航空写真等を撮影して被害状況の収集にあたる。被害に関する報告に支障のある市町村及び地方支部に対しては、その活動を支援するため、要員を派遣する等の措置をとる。

ウ 県各部局は、関係機関、出先機関等の組織を通じて所掌する事務に係わる被害及び措置情報を収集し、県災害対策本部に報告するとともに、関係機関に伝達する。

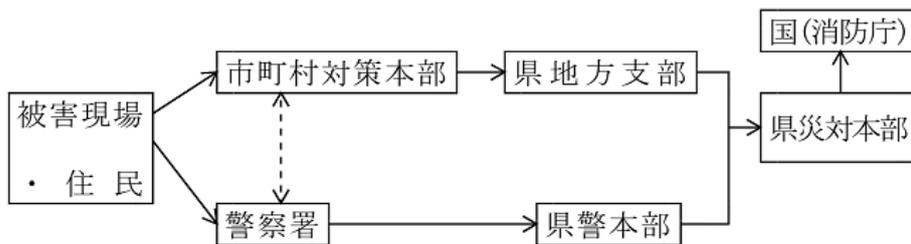
【防災関係機関】

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

(5) 被害種類別の情報収集・伝達方法

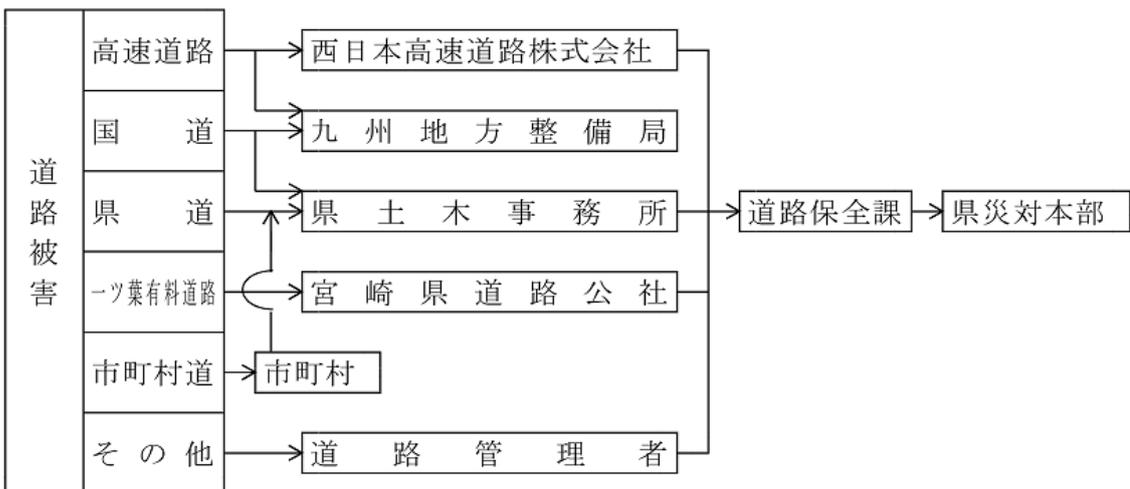
発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

ア 情報収集・伝達系統1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害)

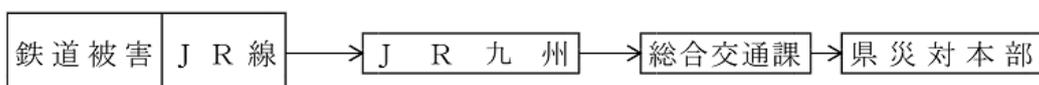


※ 情報の収集に際しては、県は、市町村等関係機関からの報告を待つ姿勢ではなく、積極的に情報収集にあたるものとする。

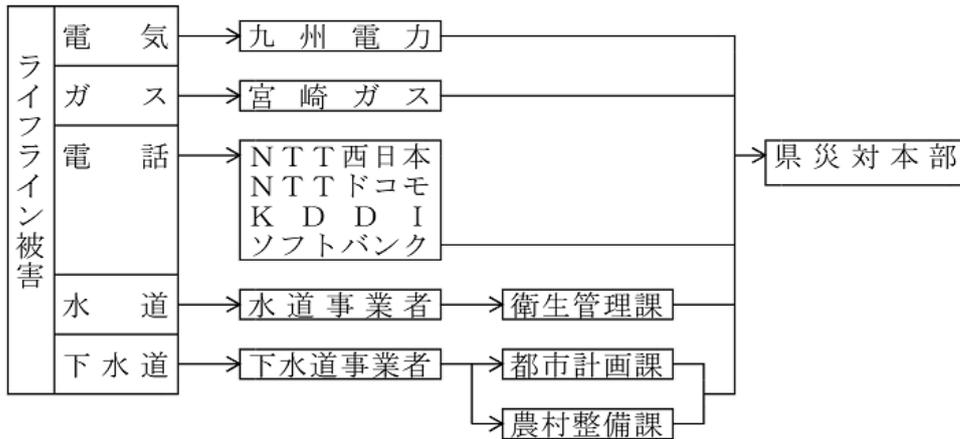
イ 情報収集・伝達系統2(道路被害)



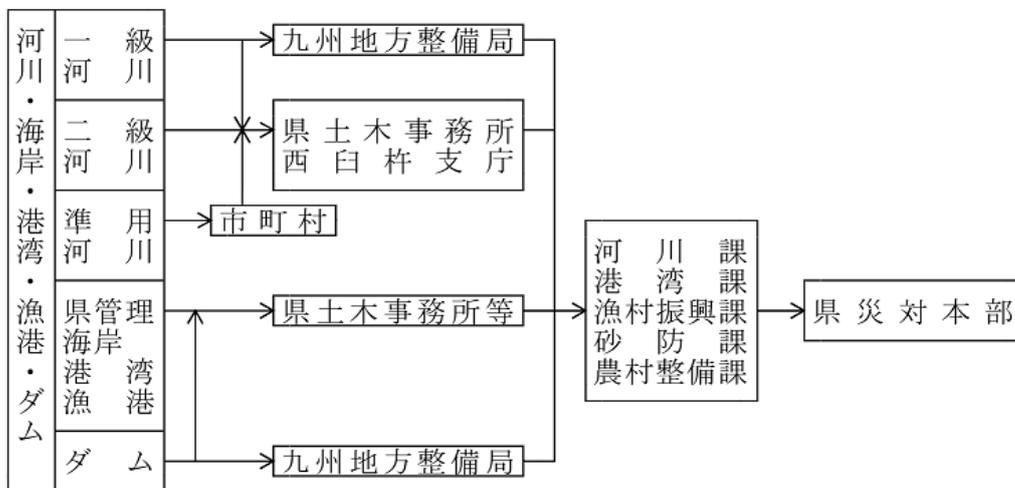
ウ 情報収集・伝達系統3(鉄道被害)



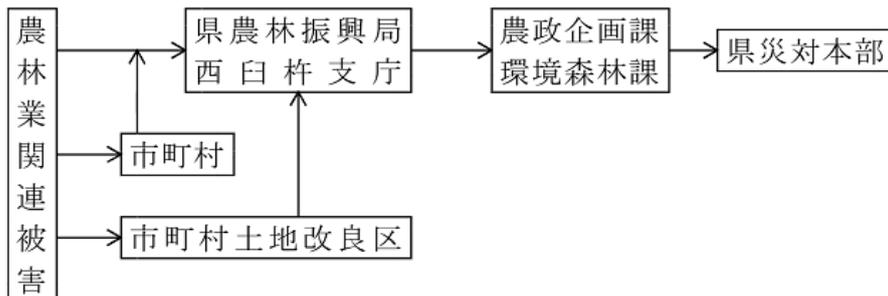
エ 情報収集・伝達系統 4(ライフライン被害)



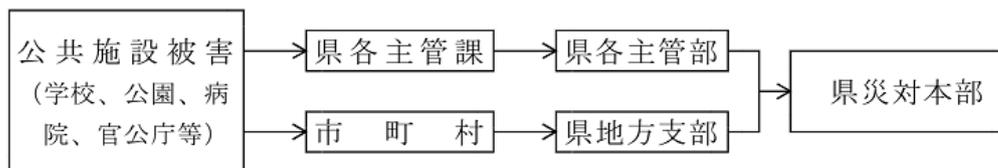
オ 情報収集・伝達系統 5(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



カ 情報収集・伝達系統 6(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



キ 情報収集・伝達系統 7(その他公共施設)



4 被害状況等の集約

【県、市町村】

(1) 被災状況等の集約

県及び市町村災害対策本部は、被害状況等の情報を集約しとりまとめる。

(2) 国への報告

ア 消防庁への報告

【県】

- (ア) 県は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の推移に応じその都度概要を報告するものとする。
- a 県及び市町村災害対策本部が設置されたとき
 - b 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき（厚生労働省へも同時に報告すること。）
 - c 災害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるものまたは2都道府県以上にまたがるもので、本県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害が生じているとき
 - e 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき
- (イ) 県は、災害即報についてはその都度、災害確定報告については応急対策完了後20日以内に、それぞれ情報を整理し国(消防庁)に報告する。

5 県民への広報

(1) 広報活動

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

ア 広報内容

(ア) 被災地住民等に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地の住民や災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

- ① 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- ② 避難指示の出されている地域、避難指示の内容
- ③ 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ④ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ⑤ 近隣の助け合いの呼びかけ
- ⑥ 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- ⑦ 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- ⑧ 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- ⑨ 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- ⑩ し尿処理、衛生に関する情報
- ⑪ 被災者への相談サービスの開設状況
- ⑫ 死体の安置場所、死亡手続等の情報
- ⑬ 臨時休校等の情報
- ⑭ ボランティア組織からの連絡
- ⑮ 全般的な被害状況
- ⑯ 防災関係機関が実施している対策の状況

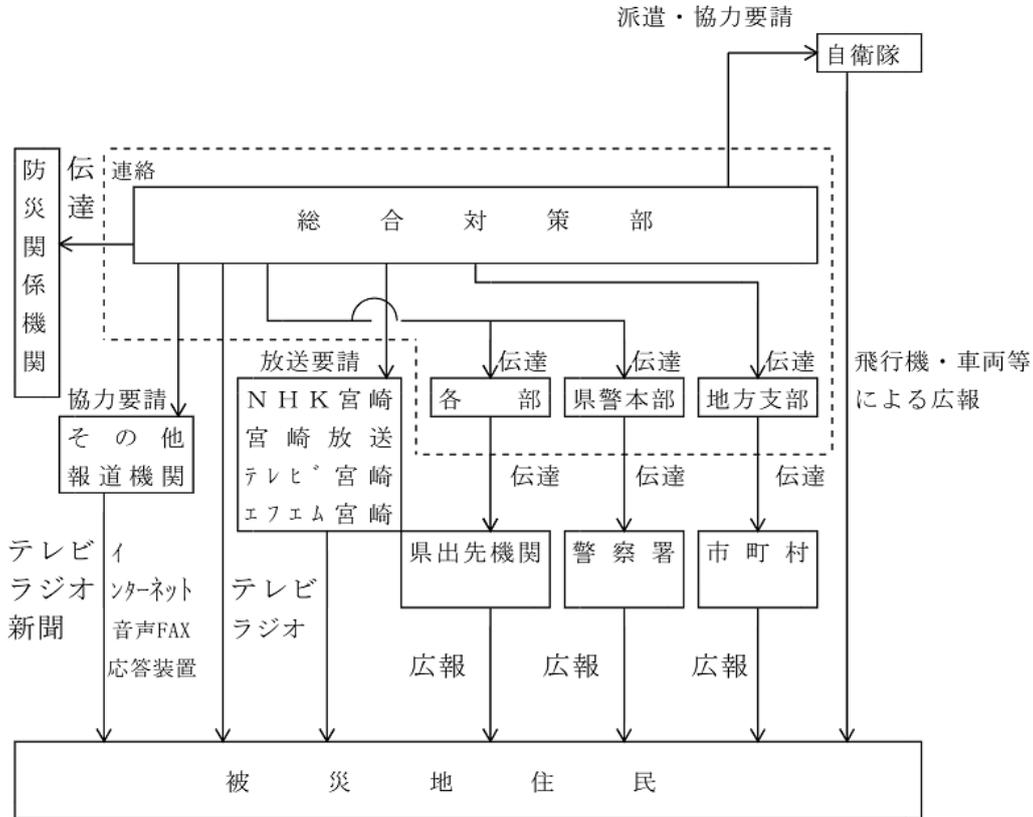
(イ) 被災地外の住民に対する広報内容

県、市町村、防災関係機関は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- ① 避難指示の発令されている地域、避難指示の発令の内容
- ② 流言、飛語の防止の呼びかけ
- ③ 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- ④ 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- ⑤ ボランティア活動への参加の呼びかけ

- ⑥ 全般的な被害状況
- ⑦ 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 広報手段



<広報活動実施系統図>

(7) 報道機関への要請

県はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK 宮崎放送局、宮崎放送、テレビ宮崎、エフエム宮崎、ミニエフエム局)に対して上記の内容を広報するよう求める。

また、市町村、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、県はその旨を報道機関に対して依頼し、市町村、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

(イ) 独自の手段による広報

県、市町村、防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- ① 同報系防災行政無線（戸別受信機を含む。）
- ② 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- ③ 警察用航空機による呼びかけ
- ④ 広報車による呼びかけ
- ⑤ ハンドマイク等による呼びかけ
- ⑥ ビラの配布
- ⑦ 有線放送
- ⑧ 携帯電話（緊急速報メールを含む）
- ⑨ インターネット
- ⑩ 立看板、掲示板

(ウ) 自衛隊等への広報要請

県及び市町村は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は第3章第3節第2款を参照。

(2) 報道機関への対応

ア 報道活動への協力

【県(各部局)、市町村、防災関係機関】

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、県、市町村、防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

イ 報道機関への発表

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

(イ) 発表は、原則として災害対策本部総合対策部総括班長が実施するものとする。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部総合対策部総括班長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

(ウ) 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則として災害対策本部総合対策部総括班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

また、発表に当たっては、自衛隊等その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

(エ) 災害対策本部総合対策部総括班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

第2款 通信手段の確保

第1項 基本方針

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられるので関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

第2項 対策

1 専用通信設備の運用

【県、市町村、防災関係機関】

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合防災情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に県出先機関、市町村、消防本部、日赤及び自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合防災情報ネットワークを活用する。

ア 気象警報等共通の情報を県庁(統制局)、農林振興局及び土木事務所(支部)等の関係機関へ伝達するときは「一斉通報」により行う。

イ 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等緊急通話を優先させる。

ウ 被災現場から直接通信の必要がある場合は、移動無線(車載及び携帯)により通信を行う。

エ その他は「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

2 代替通信機能の確保

【県、市町村、防災関係機関】

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTT西日本の災害時優先電話

災害時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線を予め交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本総合窓口「116番」へ連絡・申請する。

(2) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(3) 非常無線通信の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信(以下「非常通信」という。)を行うことができる。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

ア 利用資格者

原則として、非常通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

イ 非常通信の依頼先

宮崎地区非常通信連絡会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

ウ 非常通信としての通信内容

非常通信の内容は次のとおりである。

- (ア) 人命の救助、避難者の救護に関するもの
 - (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの
 - (ウ) 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの
 - (エ) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの
- その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

エ 発信の手続

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

(4)

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第57条及び第79条、救助法第28条、水防法第20条、消防組織法第41条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

＜通信設備が優先利(使)用できる機関名＞

優先利(使)用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 消防機関の長	県（総合情報ネットワーク）	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部一通信指令課長 各警察署一署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	NTT 西日本宮崎支店	災害対策担当
	JR 九州鹿児島支社	駅長等
	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所 支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

(5) 電気通信事業者の災害対策用通信機器の利用

災害時、特に郡部において交通手段、通信手段が途絶し孤立地区の発生が予想される。このような場合に際しては県、市町村等は、電気通信事業者（NTT西日本、携帯電話事業者等）へ、特設公衆電話の利用や衛星携帯電話等の貸出しを要請し、通信手段を確保するものとする。

(6) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

(7) 放送機能の利用

知事及び市町村長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備または無線設備による通信ができない場合、または、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、(株)宮崎放送、(株)テレビ宮崎及び(株)エフエム宮崎に要請する。

なお、市町村長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」による。

(8) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の利用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線機、MCA用無線機、衛星携帯電話）の備蓄や災害対策用移動電源車、可搬型発電機及び臨時災害放送局用機器の配備をしており、県、市町村等は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに県、市町村等へ無償で貸与する。

(9) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

(10) 自衛隊の通信支援

県、市町村、防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章第3節第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

第3節 広域応援活動

第1款 地方公共団体による広域的な応援体制

第1項 基本方針

県及び市町村等は、県内において災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

また、県は、他都道府県で発生した災害において、自力による応急対策等が困難な場合には、相互応援定等に基づき、物的・人的応援を迅速・的確に実施する。

第2項 対策

1 応援要請の実施

(1) 県の応援要請

【県】

ア 他市町村への応援指示

知事は、市町村の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、他の市町村長に対し次の事項を示し、当該地の市町村が行う災害応急対策の実施状況を勘案しながら、必要な指示または調整を行う。

- ① 応援を求める理由
- ② 応援を求める職種別人員、車両、資機材、物資等
- ③ 応援を求める場所
- ④ 応援を求める期間
- ⑤ その他応援に関し必要な事項

イ 他都道府県等への応援要請

(ア) 九州・山口9県災害時応援協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、災害応急や災害復旧・復興を実施するため必要があると認めるときは、上記協定に基づき応援を求め、災害対策に万全を期する。

a 応援要請

九州・山口9県災害時応援協定に基づき、支援対策本部（九州地方知事会会長県）に対して応援要請を行う。

b 応援要請項目

- ①職員の派遣
- ②食料、飲料水及び生活必需品の提供
- ③避難施設及び住宅の提供
- ④緊急輸送路及び輸送手段の確保
- ⑤医療支援
- ⑥その他災害応急措置の応援のため必要な事項

(イ) 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づく応援要請

知事は、上記(ア)の応援協定に基づく応援では、被災者の救援等の対策が十分に実施できないと認めるときは、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定に基づき、他のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援を要請する。

(ウ) 関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、本県単独では十分な災害対策等ができないと判断したときは支援対策本部（九州地方知事会会長県）に対して応援を要請するが、上記(ア)の応援協定だけでは十分な災害対策等の応援ができないと当該支援対策本部が判断したときは、関西広域連合に対して応援を要請する。

(エ) 応急対策職員派遣制度（総務省）に基づく応援要請

知事は大規模な災害が発生し、本県単独では十分な災害応急対応ができないと判断したときは、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部に対して応援を要請する。

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請及び斡旋

(ア) 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)に対する職員派遣要請

知事は、県内における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長または指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

(イ) 内閣総理大臣に対する職員派遣の斡旋

知事は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、次の事項を記載した文書をもって指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)の職員の派遣について斡旋を求める。

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

エ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対する応急対策の要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、指定行政機関の長(指定地方行政機関の長を含む。)または指定公共機関(指定地方公共機関を含む。)に対し、当該機関が実施すべき応急対策の実施を要請する。

オ 指定行政機関(指定地方行政機関を含む。)に対する応援の要求等

知事は、県の地域に災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、指定行政機関に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請するものとする。

カ 民間団体等に対する要請

知事は、県内における災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、必要があると認めるときは、県域を統轄する民間団体等に対し協力を要請する。

(2) 市町村の応援要請

【市町村】

ア 他市町村への要請

市町村長は、当該市町村の地域にかかる災害について適切な災害応急対策を実施する必要があると認めるときは、宮崎縣市町村防災相互応援協定に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

また、市町村長は、発災時に円滑な支援・受援を行うため、あらかじめその体制を構築するとともに、今後発生が予想される地震については、被害想定に基づいた具体的な支援・受援の方法や必要な量について検討を行う。

応援項目は、次に上げるとおりとする。

- ① 災害応急措置に必要な職員の派遣
- ② 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ③ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- ④ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- ⑤ 遺体の火葬のための施設の提供
- ⑥ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- ⑦ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ⑧ ボランティア団体の受付及び活動調整
- ⑨ その他応援のため必要な事項

イ 県への応援要請または職員派遣の斡旋

市町村長は、知事または指定地方行政機関等に応援または職員派遣の斡旋を求める場合は、県に対し、次の事項を記載した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭または電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- ① 災害の状況
- ② 応援(応急措置の実施)を要請する理由
- ③ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- ④ 応援(応急措置の実施)を必要とする場所
- ⑤ 応援を必要とする活動内容(必要とする応急措置内容)
- ⑥ その他必要な事項

(イ) 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ① 派遣の斡旋を求める理由
- ② 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって当該機関の職員の派遣を要請する。

- ① 派遣を要請する理由
- ② 派遣を要請する職員の職種別人員
- ③ 派遣を必要とする期間
- ④ その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

市町村長は、当該市町村区域における災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

2 応援受入体制の確保

【市町村】

(1) 連絡体制の確保

市町村長は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 物資等の受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

市町村長は、県・他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 物資等の受入体制の整備

市町村長は、国及び関係都道府県・市町村等からの物資の応援を速やかに受け入れるための体制の確保やボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入体制を確保しておくものとする。また、県内の他市町村が被災した場合の支援に備え、物資等の受入体制の確保の検討に努めるものとする。

ウ 執務スペースの確保

市町村長は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

【県】

(1) 連絡体制の確保

知事は、応援要請が予測される災害が発生し、または発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県等に通報するほか、必要な情報交換を行うものとする。

(2) 自衛隊等の受入体制の確保

ア 連絡窓口の明確化等

知事は、国及び関係都道府県等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を定めておくものとする。

イ 自衛隊等の受入体制の整備

自衛隊、他の都道府県からの緊急消防援助隊、警察の広域緊急援助隊、DMATを受け入れることとなった場合に備え、あらかじめ活動拠点（後方支援拠点）として下記のとおり12か所指定しているが、実際の運用を想定した訓練等を行うものとする。

ウ 執務スペースの確保

知事は、応援職員の執務スペースを確保するものとし、その際は、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

<県内の後方支援拠点施設>

- ①西階総合運動公園（延岡市西階町）
- ②高千穂町総合運動公園（高千穂町大字三田井）
- ③五ヶ瀬町総合運動公園Gパーク（五ヶ瀬町大字三ヶ所）
- ④宮崎市生目の杜運動公園（宮崎市大字跡江）
- ⑤宮崎市清武総合運動公園（宮崎市清武町）
- ⑥県立農業大学校（高鍋町大字持田）
- ⑦日南総合運動公園（日南市大字殿所）
- ⑧都城市高城総合運動公園（都城市高城町）
- ⑨小林総合運動公園（小林市南西方）
- ⑩日向市牧水公園交流施設及び日向市東郷グラウンド（日向市東郷町）
- ⑪西都原運動公園（西都市大字三宅）及び清水台総合公園（西都市大字清水）
- ⑫串間市総合運動公園（串間市大字西方）

3 消防機関の応援要請

【県、市町村】

(1) 応援要請

被災市町村は、被災地の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合、県下の他の消防機関に対し、宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行うものとする。また、県境にある市町村は隣接県の市町村に対する応援要請が必要であると判断した場合には、各消防相互応援協定に基づき応援を要請する。

知事は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対処できない場合には、消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請するものとする。

〈応援派遣要請を必要とする災害規模〉

- ① 大規模災害または災害の多発等により、災害の防御が困難または困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し宮崎県内の他市町村または宮崎県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

4 他都道府県被災時の応援

【県】

県は、他都道府県において災害が発生し、または発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難であるため応援要請がされた場合は、基本法に基づき、他都道府県に対し応援を実施するものとする。

なお、「九州・山口9県災害時応援協定」に基づく応援の実施に際しては、緊急を要し要請を待つ暇がないと認められる場合は、幹事県の調整のもとに自主的に他県に応援をするものとする。

(1) 支援対策本部の設置

県は、他都道府県において大規模な災害が発生した場合には、関係部局から構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災都道府県への物資の供給や職員の派遣等の指示及び調整を行うものとする。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため被災都道府県へ職員を派遣するなどし、被害情報の収集を速やかに行うものとする。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき応援の決定を行い、被災都道府県への職員の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制とする。

なお、職員を派遣するに当たっては、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとする。

(4) 被災者受入れ施設の提供等

支援対策本部は、被災都道府県の被災者を一時受入れするための公的住宅、医療機関並びに災害時要援護者を受入れるための社会福祉施設等の提供もしくは斡旋を行うものとする。

5 受援計画

【県】

県は、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について定めた「宮崎県災害時受援計画」にしたがって、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関、ボランティア等から応援を受けることができるようにするとともに、県内の被災市町村からの応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うものとする。

【市町村】

市町村は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体や防災関係機関等から応援を受けることができるよう、また他の県内市町村から応援要請がなされた場合に効果的な応援を行うことができるよう、受援・応援のための組織、受援・応援に関する連絡・要請の手順、受援・応援業務等について「受援・応援計画」を定めるよう努めるものとする。

6 県等の応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は災害の発生により市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村が実施する応急措置のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限することや現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市町村に代わって行うものとする。

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は災害の発生により市町村及び県が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村が実施する応急措置のうち、現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等についてその全部又は一部について市町村に代わって行うものとする。

第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

第1項 基本方針

知事は、災害が発生し、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

第2項 対策

1 自衛隊に対する災害派遣要請

【県、市町村等】

(1) 災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

ア 天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のため緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。

イ 災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(2) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

(3) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

ア 県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合

イ 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(4) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

項目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路または水路の啓開	道路若しくは水路が損壊または障害物がある場合は、それらの啓開または除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S.33.総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けしまたは譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

＜大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図＞

自衛隊 支援内容	県庁	
	課	部
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	総合政策部
TacCP等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	総務部
緊急調達	総務事務センター	総務部
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	総合政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難勧告（命令）状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルート の 確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	総合政策部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルート の 決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅（仮設住宅等）情報	建築住宅課	県土整備部
電力・ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整（県庁全般）	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	危機管理局	総務部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	環境対策推進課	環境森林部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
	道路保全課	県土整備部
崖崩防災点検（陸航空）	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート適地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護センター医療スタッフ差出	医療政策課	福祉保健部
患者輸送	医療政策課	福祉保健部
避難所歯科診療	医療政策課	福祉保健部
倒壊地域の防疫（消毒）	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	薬務対策室	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
緊急物資等揚陸	危機管理局	総務部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部
	港湾課	県土整備部

(5) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

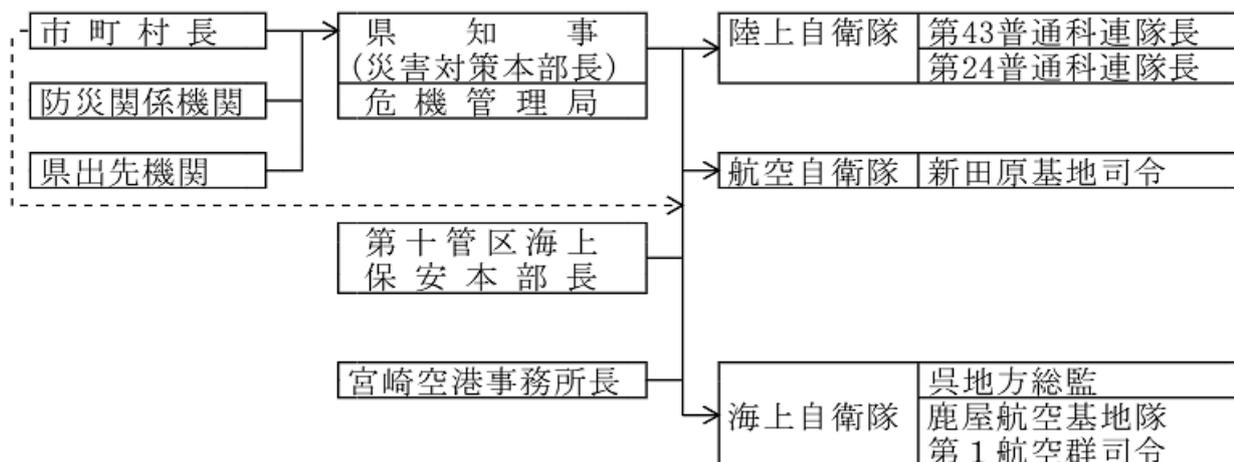
区分	要請先	所在地	電話番号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第 43 普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944
〃	陸上自衛隊第 24 普通科連隊長	えびの市大河平	0984(33)3904
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町 3 丁目	0823(22)5511
〃	海上自衛隊鹿屋航空基地隊 第 1 航空群司令	鹿屋市西原町	0994(43)3111

(注) 陸上自衛隊の担当区域

第 24 普通科連隊・・・えびの市、小林市、高原町

第 43 普通科連隊・・・県内全域 ただし、えびの市、小林市、高原町を除く

<災害派遣要請系統図>



(6) 派遣要請の方法

県からの派遣の要請は、自衛隊に対し、原則として文書により行うこととする。ただし、文書によるいとまのないときは口頭又は電話によることとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

派遣要請にあたっては、原則として次の事項を明確にするものとする。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

<災害派遣要請書様式>

(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿	文書番号 年 月 日
宮崎県知事	
自衛隊の災害派遣について (要請)	
自衛隊法第83条により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(7) 市町村長の知事への派遣要請

市町村長が、知事に対し自衛隊の災害派遣を要求しようとするときは、災害派遣要請書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって県(危機管理局)に要求するものとする。なお、事後速やかに要求文書を提出する。

<知事への要求書様式>

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日
(市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について	
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

(8) 市町村長が県に依頼することができない場合の措置

市町村長は、通信の途絶等により、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求することができない場合には、その旨及びその市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。この際、市町村長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。

(9) 自衛隊との連絡調整

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

ア 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

イ 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

ウ 連絡所の設置

県は、イの依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置にあたって県は連絡手段として、NTTの電話・FAXを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

エ 調整上の留意事項

県は、イの依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

(1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

(2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

(3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

(4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

3 自衛隊受入れ体制の確立

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 体制整備の連絡

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村または関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

(2) 派遣部隊の誘導

県警察本部及び関係機関は、自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、出動経路、交通事情等必要に応じパトカー又は白バイ等により被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

災害派遣を要求した市町村長は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

ア 災害派遣部隊到着前

- (ア) 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- (イ) 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- (ウ) 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

イ 災害派遣部隊到着後

- (ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- (イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

(6「緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」に詳述)

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは市町村の負担とする。ただし、要求者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金（災害派遣に関わる事項に限る。）

イ 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料

ウ 活動のため現地で調達した資器材の費用

エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償

オ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要求者が協議するものとする。

4 災害派遣部隊等の活動

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動（情報の収集・準備の推進）

ア 連絡班及び偵察班の派遣

(ア) 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(イ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

なお、気象庁等から震度 5 弱以上の地震発生との情報を得た場合は、速やかに、航空機を使用して、当該地震の発生地域及びその周辺について、目視等による情報収集を行う。

(ウ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4) 災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(4) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

ア 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令

イ 他人の土地等の一時使用等

ウ 現場の被災工作物の除去等

エ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

5 派遣部隊等の撤収要請

- (1) 知事に対して、自衛隊の災害派遣要請を要求した市町村長は、自衛隊の派遣が必要でなくなったと認めた場合は、直ちに知事に対して撤収要請を要求するものとする。

<知事への要求書様式>

文書番号 年 月 日
宮崎県知事殿
(市町村長)
(印)
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼 しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。
記
1. 撤収開始日時
2. 撤収の理由等

(2) 知事等は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、自衛隊の撤収を要請する。

<災害派遣撤収要請書様式>

文書番号 年 月 日
(陸上自衛隊第43普通科連隊長) 殿
宮崎県知事
印
自衛隊災害派遣部隊の撤収について (要請)
年 月 日付 (文書番号) で派遣を要請した標記について、 年 月 日 時 分をもって撤収を要請します。

(3) 災害派遣命令者は、前項の要請があつた場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

市町村は、災害時に航空機による援助を受けるために、県が作成する「緊急時ヘリコプター離着陸場台帳」の中から離着陸場の選定を行い、次のとおり準備を行う。

- (1) 使用離着陸場名、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場にはヘリコプターに安全な進入方向を覚知させるため、吹流し又は発煙筒を着陸地点から約50m離れた位置に設置し、着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
- (4) 離着陸場、緊急時ヘリコプター、市町村役場及びその他要箇所との通信手段を確保しておくこと。
- (5) ヘリコプターのスペックを事前に確認しておくこと。ヘリコプターは通常、風上に向かって離着陸し、特別の場合を除いては、垂直に離着陸することはない。
- (6) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超えないように事前に準備すること。
- (7) 車両等が離着陸場に進入できること。
- (8) 林野火災対策に自衛隊のCH47(チヌーク)を使用する場合は、離着陸地帯の面積(100m×100m以上)及び水利(100t以上)を考慮すること。
- (9) 離着陸場付近には安全要員を配置するなど、立入禁止の措置を講ずること。

第3款 海上保安庁に対する支援要請

第1項 基本方針

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する事項等を明らかにして支援を要請するものとする。

第2項 対策

1 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

2 支援要請手続

知事は、次の事項を明らかにした文書をもって、宮崎海上保安部を窓口として海上保安庁第十管区海上保安本部長に要請する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、宮崎海上保安部との連絡が困難である場合には、第十管区海上保安本部若しくは他の海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとする(海上保安庁の巡視船艇・航空機は、防災相互通信波を搭載)。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3 市町村長の支援要請の依頼手続

市町村長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対し海上保安庁の支援について2の(1)～(4)の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇若しくは航空機を通じて要請するものとし、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

4 海上保安庁との連絡

災害が発生したときは、宮崎海上保安部に対し連絡員の派遣を要請する。

第4節 救助・救急及び消火活動

第1款 救助・救急活動

第1項 基本方針

災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

第2項 対策

1 救助・救急活動の原則

- (1) 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市町村長が行うことを原則とする。
- (2) 県、県警察及び自衛隊は、市町村長が行う救助・救急活動に協力する。
- (3) 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
- (4) 市町村は、当該市町村の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- (5) 自主防災組織、事業所等及び県民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- (6) 自衛隊の救助・救急活動は「第3節 第2款 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

2 市町村及び消防機関による救助・救急活動

【市町村】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、次款「消火活動」の内容による。

3 県等のとる措置

【県】

(1) 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認め たときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。

ア 県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。

イ 他の市町村長に対し応援を指示する。

ウ 自衛隊に対し支援を要請する。

エ 緊急消防援助隊、他の都道府県若しくは消防機関が運用するヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

オ 救助・救急活動の総合調整を行う。

(2) 救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。

(3) 災害救助法に基づく県の実施事項については、「第16節災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

【県警察本部】

(1) 機動隊等の派遣

県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。

(2) 被災者の救出・搬送

県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成する。

(3) 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保

県警察本部は、大規模災害が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するものとする。また必要に応じ て交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。（第6節 第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針）

(4) 広域緊急援助隊の援助要請

県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

【宮崎海上保安部】

船舶海難等の災害により、被災者または行方不明者が発生した場合は、情報の収集、確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

【自衛隊】

県の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

4 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

【住民(自主防災組織等)】

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。

第2款 消火活動

第1項 基本方針

消防組織法で、市町村は、その区域における消防を十分に果たすべき責任を有する旨規定され、消火活動は、市町村がその責任において行うものであるが、県は、大災害等で必要ある場合又は被災市町村から要請のある場合は、必要な措置を補完するものとする。

地震・津波発生に伴う火災は、同時多発の可能性が大きい。従って、消防機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な消火活動を実施する。

第2項 対策

1 消防機関による消火活動

【市町村(消防本部、消防団)】

(1) 情報収集、伝達

ア 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市町村長(場合によっては知事)に対して報告するとともに、応援要請等の手続に遅れないよう努める。

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に火災が発生した場合は、重要対象物の防護上に必要な

消火活動を優先する。

特に、危険物の漏えい等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

特に、救護活動の拠点となる病院及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 応援派遣要請

市町村長又は消防長（以下「市町村長等」という。）は、自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき、他の市町村長等に対して、応援を要請する。

また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事に、消防庁長官に対して消防組織法第44条第1項に基づく緊急消防援助隊による被災市町村の応援等を要請することを依頼する。

(4) 応援隊の派遣

被災市町村以外の市町村は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」（宮崎県消防長会）等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(5) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(6) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

2 県のとる措置

【県】

(1) 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、警察用航空機、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

(2) 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長または消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

ア 災害防御実施方法

イ 他市町村への消防隊員の応援出動

ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

(3) 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講じる。

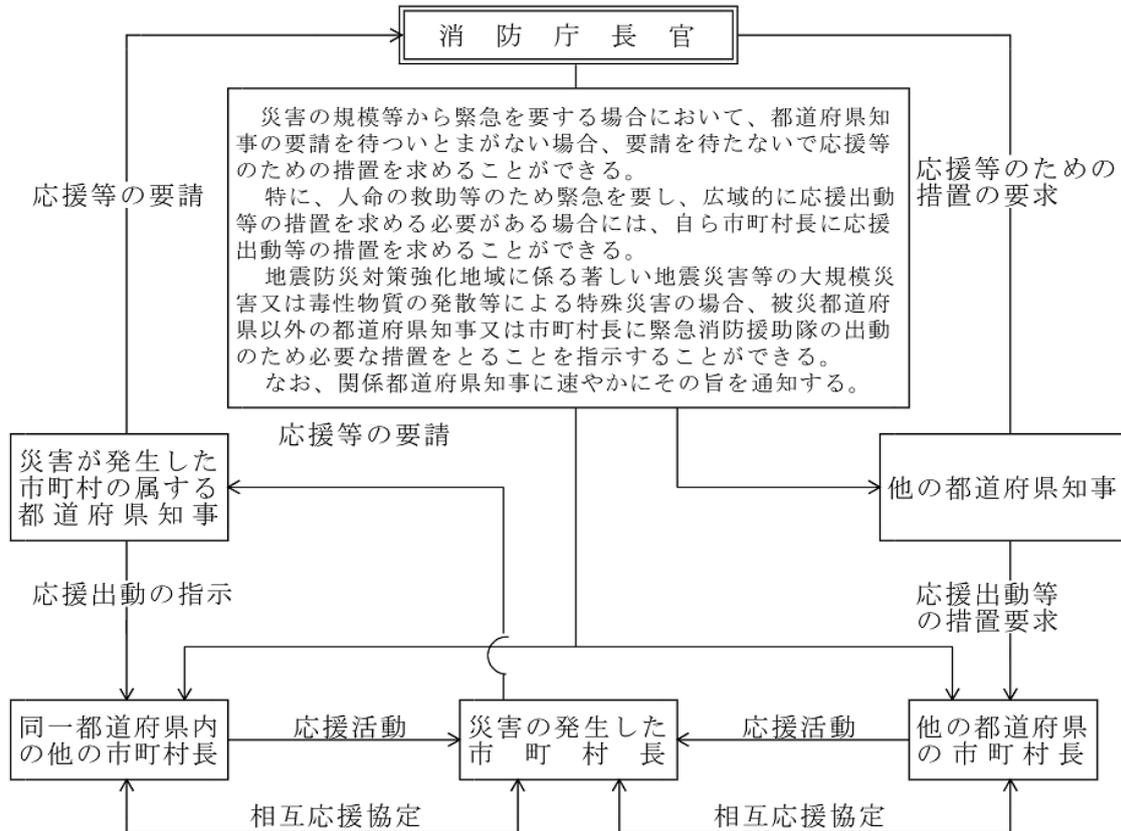
ア 消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊または「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急と要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

また、緊急消防援助隊が出動した場合、消防組織法第 44 条の 2 に基づく、消防応援活動調整本部を設置し、消防の応援等の総合調整を行うものとする。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講じる。

＜大規模災害等における緊急の広域消防応援フロー＞
(消防組織法第 44 条関係)



3 住民、自主防災組織、事業所（研究室、実験室を含む。）による消火活動

(1) 県民の活動

ア 火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターコック、プロパンガスはボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

イ 初期消火活動

火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

(2) 自主防災組織の活動

ア 各家庭等におけるガス栓の閉止、プロパンガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。

イ 火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

ウ 消防隊(消防署、消防団)が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。

(3) 事業所(研究室、実験室を含む)の活動

ア 火災予防措置

火気の消火及びプロパンガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。

イ 火災が発生した場合の措置

(ア) 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

(イ) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

ウ 災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大する恐れがあるときは、次の措置を講ずる。

(ア) 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

(イ) 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。

(ウ) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

第5節 医療救護活動

第1款 医療機関による医療救護活動

1 基本方針

災害時には、家屋の倒壊、火災等により多数の負傷者が発生することが予想される。また、医療機関においても、一時的混乱や職員の参集の問題、さらに交通、通信の途絶による混乱や、電気、水等ライフラインの途絶による診療機能の低下が予想される。

発災直後(発災～6時間)、超急性期(発災～72時間まで)においては、限られた医療資源等を最大限に活用しながら一人でも多くの命を救うための活動を行う。

急性期(3日目～1週間程度まで)、亜急性期(1週間～1箇月程度まで)以降においては、各医療圏の医療ニーズ等を十分に把握するなど、県、市町村、医療関係機関、防災関係機関等が連携して被災者の支援に万全を期するものとする。

2 医療情報の収集

県及びDMAT活動調整本部等は、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を活用して、医療救護活動に必要な医療情報を収集する。その際、保健所及び市町村等は、EMISへの医療情報が未入力の場合に対して入力を要請したり、電話、訪問確認等により代行で情報を入力する。

また、DMAT撤収後の急性期以降における医療救護活動を迅速・的確に実施するため、各医療圏における避難所等の医療ニーズ、交通、ライフライン等のきめ細かな情報を収集・分析し、関係機関等で情報を共有する。

第2款 DMAT等による医療救護活動の実施

県は、DMATによる活動と並行して、また、DMAT活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するものとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努めるものとする。

1 DMATによる医療救護活動

(1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

(3) DMATによる活動

県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 災害現場での医療情報の収集と伝達
- イ 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ウ 被災地内の病院における診療支援
- エ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- オ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2 医療救護班による医療救護活動

医療救護班は、DMAT撤収後の避難所等での医療救護活動や巡回診療、被災地内の医療機関に対する応援等を行うものとする。

(1) 医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考
県立病院	県立病院救護班	
日本赤十字社宮崎県支部	日本赤十字社宮崎県支部常備救護班	
医師会	JMAT（日本医師会災害医療チーム）	民間医療機関等で構成
歯科医師会	歯科医療救護班	民間医療機関等で構成
薬剤師会	薬剤師医療救護班	民間薬局等で構成
国立病院等	協力医療救護班	国立病院等で編成
市町村	市町村医療救護班	市町村立医療機関で編成
保健所	保健所医療救護班	

(2) 医療救護班の派遣

避難所その他適当な場所に救護所が設置され、市町村から医療救護班の要請があった時、又は医療救護活動上効果的であると判断したときは、医療救護班を派遣する。

3 災害医療コーディネーターによる活動

災害医療コーディネーターは、県保健医療福祉調整本部等が設置されたときに出務し、県等が行う災害医療施策に対して医療の専門的見地からの助言や、被災地等における保健医療ニーズの把握及び分析、保健医療福祉活動チーム等の受入及び派遣の調整等を行う。

4 DPATによる精神医療の提供と精神保健活動支援

(1) DPATの編成

専門的な研修・訓練等を受け、災害時における心のケアに関して専門的な対応が可能な多職種からなる専門医療チーム。

(2) DPATの構成

精神科医師、看護師及び業務調整員からなる3～5名を標準とする。なお、被災地域の医療ニーズに合わせて、薬剤師、保健師、精神保健福祉士や臨床心理技術者等を含めて構成する。

(3) DPATによる活動

DPATの統括は、災害対策本部の指揮下に置かれるDPAT調整本部が行い、DMAT調整本部と連携する。

DPATは、DPAT統括の指揮命令に基づき、以下の支援活動を行う。

- ア 災害現場の精神科医療機関等における情報収集と精神保健医療ニーズのアセスメント
- イ 災害現場の精神科医療機関等における診察及び搬送支援
- ウ 被災地内の精神科医療機関における機能補完（入院・外来診療、入院患者搬送、物資供給調整等の支援）
- エ 心の相談所、避難所、在宅の精神疾患を持つ被災者への精神医療の提供

- オ 災害ストレスによる被災者の精神的不調への対応
- カ 支援者（医療従事者、救急隊員、行政職員等）のメンタルに関する支援
- キ 被災地域のニーズに応じたメンタルヘルスに関する普及啓発

5 DHEATによる支援活動

(1) DHEATの編成

被災自治体の保健医療福祉行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた県等の職員により構成された応援派遣チームを編成する。

(2) DHEATの構成

医師、保健師、その他の専門職及び業務調整員等から5名程度で構成する。

(3) DHEATによる活動

被災自治体における災害時の保健医療福祉行政の指揮調整機能を補佐する。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ア 保健医療福祉活動チームへの指揮・派遣調整等
- イ 保健医療福祉活動チームとの情報連携
- ウ 災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集及び分析等

第3款 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における医療関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

1 傷病者の搬送

消防機関の救急車で対応するものとするが、消防機関のみでは十分な対応ができない場合は、病院所有の救急車、自家用車等の活用を図るものとする。

また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

被災地域内の医療機関で対応が困難な重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、広域搬送拠点を確保・運営するとともに、当該広域搬送拠点までの搬送体制の確保を図るものとする。

なお、傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。

(1) 広域医療搬送

国が各機関の協力の下、自衛隊等の航空機を用いて、被災地域で対応困難な重症患者を被災地内の航空搬送拠点から被災地外の航空搬送拠点まで搬送するもので、航空搬送時の診療、SCUにおける診療、SCUの運営等を含むものである。

※ SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）：Staging Care Unit

航空搬送に際して、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として被災地内外を問わず航空搬送拠点に設置されるもの。

ア 県は、広域医療搬送を実施するため、予め選定した航空搬送拠点にSCUを設置する。

イ 被災地内の医療機関における対応困難な重症患者等は、国と連携しながら、救急車又はヘリコプター等でSCUに搬送する。

(2) 地域医療搬送

被災地内外を問わず、県、市町村等が各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送するもの（県境を越えるものを含む。）であって、広域医療搬送以外のものである。

ア 災害現場から救出された重症な負傷者又は医療機関から転送が必要な重症入院患者等は、被災地内の災害拠点病院等に優先的に搬送する。

イ 搬送する救急車等又はヘリコプターが不足する場合は、他県又は自衛隊協力を要請し確保する。

(3) 航空搬送拠点及びSCUの開設

県災害対策本部は、広域医療搬送及び地域医療搬送を行う航空搬送拠点の被災状況の把握を行うとともに、搬送に際して患者の症状を安定させるSCUの開設を速やかに行う。本県の航空搬送拠点候補地（SCU設置候補地）は、以下のとおりである。

航空搬送拠点候補地（SCU設置候補地）

地域	施設名	所在地	備考
県央	航空自衛隊新田原基地	児湯郡新富町大字新田 19581	広域・地域
県央	宮崎空港	宮崎市大字赤江無番地	広域・地域
県北	九州保健福祉大学	延岡市吉野町 1714-1	地域
県南	日南総合運動公園	日南市大字殿所 2200	地域

2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフの所属の病院の救急車で対応するものとするが、災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとするが、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

第4款 医薬品等の供給

県は、宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、保健所職員等により速やかに供給する。また、災害規模により、備蓄医薬品等が不足する場合は、災害応援協定団体と連携し、必要な医薬品等を調達・供給する。さらに、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給するとともに、必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

第5款 医療情報の確保等

県、市町村、医療機関、消防機関等は、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

第6款 重大事故等突発的災害時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

1 災害時の迅速な通報連絡

【県、市町村、関係機関】

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、または災害の発見者は、ただちにその旨を市町村長または警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官、または海上保安官は、その旨を速やかに市町村長に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた市町村長は、その旨を県農林振興局長等（地方支部長）及び市郡医師会へ通報連絡するものとする。

- (4) 通報連絡を受けた県農林振興局長等(地方支部長)は、その旨を県保健所長及び知事(危機管理局)へ報告するものとし、知事(危機管理局及び福祉保健部)は、自衛隊、DMA T指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報を受けた海上保安部は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報連絡するものとする。
- (7) 通報の内容は次のとおりとする。
 - ・事故等発生(発見)の日時・事故等発生(発見)の場所
 - ・事故等発生(発見)の状況・その他参考事項

2 医師等医療関係者の出動

【県、市町村、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会他】

知事又は市町村長は、事故の通報連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、知事は、DMA T指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長及び国立医療施設の管理者へDMA Tもしくは医療救護班の出動を要請するとともに、自らのDMA Tもしくは医療救護班を派遣するものとし、市町村長は、市郡医師会長へ医療救護班の出動を要請するとともに、自らの医療救護班を派遣するものとする。要請を受けたDMA T指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部長、県医師会長、国立医療施設の管理者及び市郡医師会長は、ただちにDMA Tもしくは医療救護班を派遣するものとする。県は、DMA T指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとDMA Tもしくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとする。

特に、現地におけるDMA Tもしくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療班出動について調整を行うものとする。

3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検案、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

4 医療材料等の確保

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

5 対策本部の設置

【県、市町村】

災害発生地を管轄する市町村長は、災害の発生を知ったときは、直ちに現地に対策本部を設け、県、市町村、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、市町村長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6 傷病者の搬送

災害現場における医療関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

なお、搬送に必要な車両等の確保については、知事及び市町村長がそれぞれの地域防災計画に基づいて行うものとする。

7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか必要がある場合は、市町村長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合に収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び市郡医師会長において十分配慮するものとする。

8 費用の範囲と負担区分

【県、市町村】

(1) 費用の範囲

出勤した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

ア 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企業体が負担するものとする。

イ 災害発生の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合には第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。

ウ 前各号について災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

9 補償

【県、市町村】

出勤した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第6節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

第1款 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

第1項 基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 輸送に当たっての配慮事項

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

(2) 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

ア 人命の救助、安全の確保

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

- (3) 県内で輸送手段等の調整ができないときは、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請する。

2 災害発生後の各段階において優先されるもの

【県、市町村、防災関係機関】

(1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材
- ウ 消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- エ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者
- オ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資
- カ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資
- キ ヘリコプター等の燃料

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ア 前記(1)の続行
- イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ウ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- エ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階(復旧活動期)

- ア 前記(2)の続行
- イ 災害復旧に必要な人員、物資
- ウ 生活用品
- エ 郵便物
- オ 廃棄物の搬出

3 市町村及び防災関係機関の緊急輸送

【市町村】

- (1) 市町村が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、市町村が行うことを原則とする。
- (2) 市町村長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- (3) 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県に準ずる。
- (4) 市町村は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

【防災関係機関】

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

4 緊急輸送状況の把握と輸送の調整

【県】

- (1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（総合対策部社会基盤対策班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対する的確な情報伝達を行う。
- (2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（総合対策部社会基盤対策班）において調整を行う。
 - ア 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
 - イ 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

第2款 陸上輸送体制の確立

第1項 基本方針

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを経急輸送のために確保する必要があり、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

第2項 対策

1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施するとともに、経急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等必要な情報を把握し、県災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき経急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された経急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された重要物流道路、1次、2次の経急輸送道路の順に応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (5) 経急輸送実施者は、輸送手段を確保する。
- (6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2 交通規制の実施及び経急交通路の確保

(1) 交通規制の実施責任者

災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び経急輸送は、次の者が行うものとする。

なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の経急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。

ア 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

(ア) 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全または交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。

（道路法第46条）

(イ) 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第5条・第6条）

(ウ) 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、経急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して経急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

（災害対策基本法第76条第1項）

イ 交通施設の経急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

ア 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

(ア) 危険箇所における規制

a 道路法に基づく規制（同法第46条）

b 道路交通法に基づく規制（同法第4条・第6条）

(イ) 経急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

イ 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設けるとともに、必要がある場合は適当な迂回路の標識をもって明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

ウ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

(ア) 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

a 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために標示を設置することができないときは警察官の現場における指示により行う。

b 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、予め当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。

ただし、緊急を要する場合で、予め当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

c 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止を行うために必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本款において「道路管理者等」という。）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

エ 警察官等の措置命令等

(ア) 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

a 警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

b aにより措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

c bの場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員の措置

a 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

b 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員はaの措置をとったときは、直ちにその旨を当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

オ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

(ア) 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

a 届出済証の交付を受けている車両の確認は、原則として、警察本部又は高速道路交通警察隊、警察署又は別途指定する交通検問所等において実施する。

ただし、県が保有する車両については、知事が行うことができるものとする。

b 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式3の証明書に必要事項を記載させ、様式2標章とともに交付する。

(イ) 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

a 確認の申請

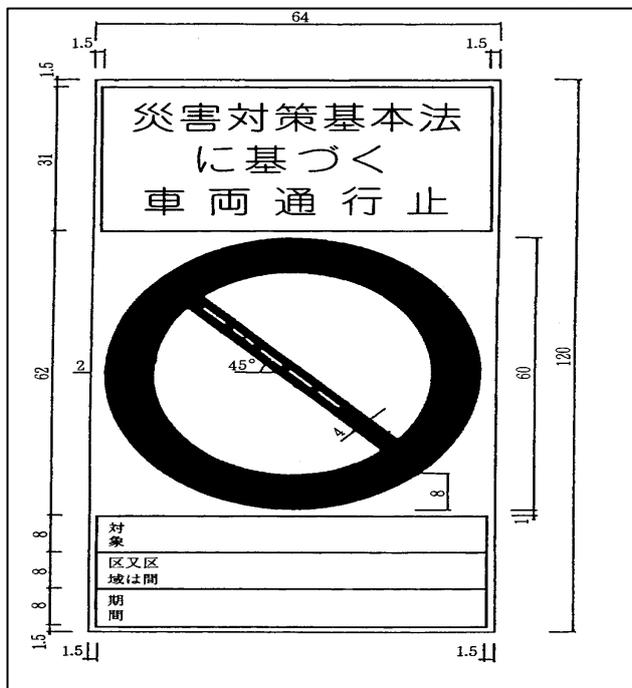
災害時に緊急交通路等を通行し緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申出書により、必要書類を添付して原則として警察署等に申請するものとする。

b 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

カ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

様式1 (標示)



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式2 (標章)



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式3 (証明書)

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書 宮崎県公安委員会		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
有効期限		
備考		

(注) 用紙は、日本産業規格A5とする。

様式4 (確認申出書)

宮崎県公安委員会 殿		年 月 日
緊急通行車両確認申出書 申出者 住所 氏 名		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の使用者	住所	() 局 番
	氏名又は名称	
緊急連絡先	住所	() 局 番
	氏 名	
備考		

(注) 用紙は、日本産業規格A5とする。

(3) 緊急交通路の確保

ア 緊急交通路の意義

緊急交通路は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものであり、災害時において災害対策基本法又は道路交通法により通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているもの。

イ 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

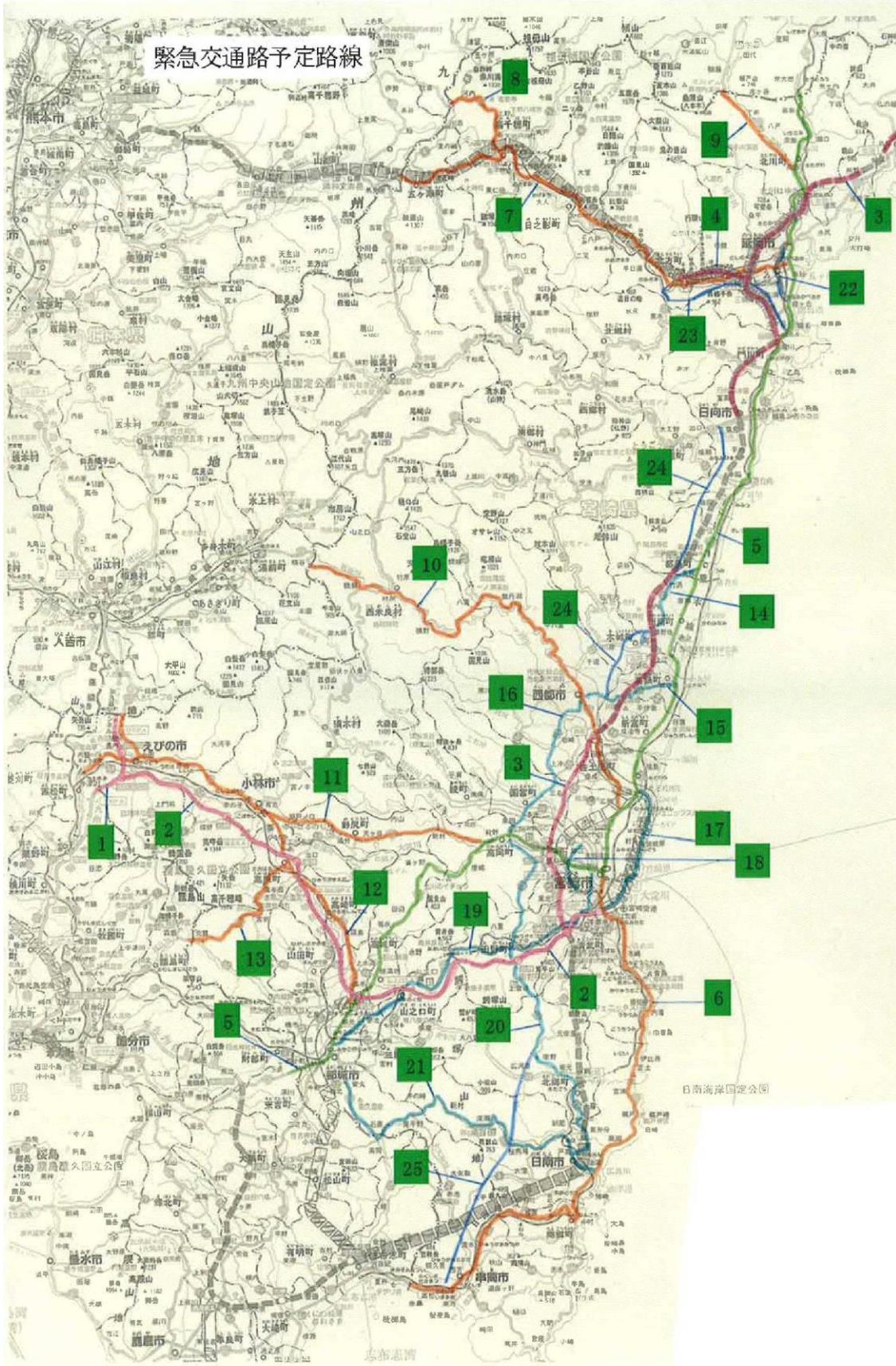
緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路 25 路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

隣接県対応道路	県内主要道路	その他の道路
高速道路 3 路線	国 道 2 路線	主要地方道 2 路線
自専道 1 路線	主要地方道 6 路線	広域農道 2 路線
国道 9 路線		

〈緊急交通予定路線〉

緊急交通道路予定路線									
区分	路線名	優先順位	図面番号	起点	終点	関係所属	備考		
隣接 県 対 応 幹 線 道 路	高速道路(九州道)	A	1	えびの市熊本境	えびの市鹿児島境	高速隊・えびの	熊本・鹿児島方面		
	高速道路(宮崎道)	A	2	えびの市	宮崎市	高速隊・えびの・小林・都城・宮崎南	熊本・鹿児島方面		
	高速道路(東九道)	A	3	延岡市	宮崎市清武町	高速隊・宮崎南・宮崎北・高岡・西都・高鍋・日向・延岡	大分方面		
	北方延岡道路	A	4	延岡市	延岡市	延岡	熊本方面		
	国道10号	B	5	延岡市大分境	都城市鹿児島境	延岡・日向・高鍋・宮崎北・宮崎南・高岡・都城	大分・鹿児島方面		
	国道220号	C	6	宮崎市	串間市鹿児島境	宮崎北・宮崎南・日南・串間	鹿児島方面		
	国道218号	B	7	延岡市昭和町	西臼杵郡五ヶ瀬町熊本境	延岡・高千穂	熊本方面		
	国道325号	C	8	西臼杵郡高千穂町三田井	西臼杵郡高千穂町熊本境	高千穂	熊本方面		
	国道326号	C	9	延岡市	延岡市大分境	延岡	大分方面		
	国道219号	C	10	宮崎市新名爪	児湯郡西米良村熊本境	宮崎北・西都	熊本方面		
	国道268号	B	11	高岡町赤谷交差点	えびの市鹿児島境	高岡・小林・えびの	鹿児島方面		
	国道221号	B	12	都城市都北町	えびの市熊本境	都城・小林・えびの	熊本方面		
	国道223号	C	13	西諸県郡高原町	都城市鹿児島境	小林・都城	鹿児島方面		
	主地都農綾線	B	14	児湯郡都農町	児湯郡木城町	高鍋			
	主地宮崎高鍋線	C	15	児湯郡高鍋町	児湯郡高鍋町	高鍋			
	主地高鍋高岡線	C	16	宮崎市高岡町	高鍋町	高岡・西都・高鍋			
	主地宮崎インター佐土原線	B	17	佐土原町佐土原ランプ	宮崎市本郷南方本郷ランプ	宮崎北・宮崎南	一ツ葉有料道路北線～南線		
	主地宮崎西環状線	C	18	宮崎市跡江	宮崎市古城町	宮崎南			
	国道269号	B	19	宮崎市北高松町	都城市平江町	宮崎北・宮崎南・都城			
	主地日南高岡線	C	20	日南市	高岡町	日南・宮崎南・高岡			
	国道222号	C	21	日南市	都城市	都城・日南			
	主地稲葉崎平原線	C	22	延岡市	延岡市	延岡			
	主地北方土々呂線	C	23	延岡市	延岡市	延岡			
	広域農道	B	24	日向市	西都市	日向・高鍋・西都	高速都農日向開通までの代替え道路		
	広域農道(黒潮ロード)	C	25	日南市	串間市	日南・串間			

<緊急交通路予定路線>



ウ 交通規制の実施

(ア) 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保(交通規制路線との接続)
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

a 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域或いは同路線に接続する道路を選定するものとする。

b 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施するものとする。

c 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

d 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

e 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者等と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

(イ) 災害対策基本法に基づく交通規制の実施(発災直後から4、5日ないし1週間程度)

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

a 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあつては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。(規制表示の変更)

b 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

c 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

d 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあつては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

e 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

f 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人員的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

g 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

h 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

i 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

(ウ) 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置（交通の方法に関する教則）

ア 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章第3節 災害などのとき

イ 内容

災害が発生したときなどに災害対策基本法による交通規制が行われたとき

災害対策基本法により、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

(ア) 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

○ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

○ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

(イ) 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(ウ) 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において車などが緊急通行車両の通行の妨害となるときは、その車の運転者などに対して必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務（災害対策基本法）

ア 根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の2

イ 内容

(ア) 自動車運転者のとるべき義務

- a 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
- b 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- c 前記 a b の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(イ) 駐車の実用除外

- a 前記(ア)の a b による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車（第44条から第51条の4）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車禁止）の規定は、適用されない。
- b 前記(ア)の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

3 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

【県、市町村、道路管理者等】

県、市町村及び道路管理者等は、所管する災害対策本部が選定した緊急輸送ルート上の被害状況、ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施するとともに、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

【県】

県は、緊急輸送ルート上の被害状況、ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防機関及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。啓開作業を実施する場合には、重要物流道路及び第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行く。この場合2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

【市町村】

市町村は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

【九州地方整備局、西日本高速道路株式会社、県道路公社】

国土交通省宮崎河川国道事務所、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社及び県道路公社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、重要物流道路及び緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保

【県、市町村、道路管理者等】

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

【県、市町村、道路管理者等】

道路管理者等は、管理区域内の道路について路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

道路管理者等は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は、自ら車両の移動等を行うものとする。

知事は、道路管理者である市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。

(5) 応急復旧

【県、市町村、道路管理者】

被害を受けた重要物流道路及び緊急輸送路を直ちに復旧し、交通の確保に努める。

(6) 災害における交通マネジメント

【九州地方整備局、道路管理者】

ア 九州地方整備局は、災害復旧時に、渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通需要マネジメント（※1）及び交通システムマネジメント（※2）からなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会（以下、「検討会」という。）」を組織する。

イ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認めたときは、国土交通省九州地方整備局に検討会の開催を要請することができる。

ウ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。

エ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくことともに、連携強化のための協議等を行うものとする。

※1 交通需要マネジメント：自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより、道路交通の混雑を緩和していく取組

※2 交通システムマネジメント：道路の交通混雑が想定される箇所において実効性伴う通行抑制や通行制限を実現することにより、円滑交通を維持する取組

4 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

【県、市町村、防災関係機関】

ア 輸送のために必要とする自動車及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。

(ア) 応急対策を実施する機関に所属する車両等

(イ) 公共的団体に属する車両等

(ウ) 自衛隊の車両等

(エ) 営業用の車両等（トラック協会等）

(オ) 自家用の車両等

イ 被災地の市町村内で車両等の確保が困難な場合、または輸送上他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村または県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。

(2) 県における車両等の確保

【県】

県が業務遂行上必要とする車両の確保は、次の方法により行うものとする。

ア 県有自動車の掌握は会計管理対策室（物品管理調達班）において行うものとする。

イ 県の各部(局)は県有自動車を必要とするときは、災害対策本部総合対策部支援班を通じて会計管理対策室（物品管理調達班）に配車を要請するものとする。

ウ 会計管理対策室（物品管理調達班）はイに記載の要請があった場合は、車両等の保有状況等を考慮のうえ使用車両等を選定し、当該車両等を保有する県の各所属に提供を要請する。

エ ウに記載の要請を受けた県の各所属は、別に当該車両を人命に関わる等の緊急の用務に使用する場合、当該車両の使用目的に何らかの制限のある場合及び当該車両が使用に耐えない場合等を除いては、原則として当該要請を受諾するものとする。

オ 会計管理対策室（物品管理調達班）は使用車両等が決定次第、災害対策本部総合対策部支援班及び要請者に通知するものとする。

カ 県有以外の車両等を確保する必要がある場合は、県の各部（局）は災害対策本部総合対策部支援班に確保を要請するものとする。

キ 災害対策本部総合対策部支援班は、県において必要があるときまたは市町村その他の輸送実務機関から災害対策本部総合対策部連絡調整班等の関係班を経由して要請があったときは、宮崎運輸支局に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(3) 九州運輸局の緊急輸送

【九州運輸局宮崎運輸支局】

九州運輸局（陸上輸送に関すること）は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで速やかに関係自動車運送事業者に出動できるよう体制を整えさせることとする。

(4) 災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の調整

【県、西日本高速道路株式会社、宮崎県道路公社】

県は、西日本高速道路株式会社や宮崎県道路公社等の有料道路の管理者と、道路整備特別措置法第24条第1項ただし書きに基づき、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行に当たって料金を徴収しない車両のうち、災害応急対策等に従事する車両に対して行われる有料道路の免除措置に係る調整を行う。

5 鉄道の応急復旧

(1) JR九州における鉄道施設

【九州旅客鉄道株式会社（宮崎総合鉄道事業部）】

大規模災害時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

ア 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

イ 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

ウ 応急措置の実施

(ア) 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

a 駅長が行う避難誘導

(a) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないように誘導し避難させる。

(b) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

b 乗務員が行う避難誘導

(a) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(b) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

- ① 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
- ② 特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
- ③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

(ウ) 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講じる。

エ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第3款 海上輸送体制の確立

第1項 基本方針

港湾及び漁港の被害、復旧情報に基づき、海上輸送ルートを定めるとともに港湾、漁港の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。

また、緊急輸送実施機関は輸送手段の確保を図るものとする。

第2項 対策

1 海上輸送路の確保

【県】

- (1) 港湾及び漁港の管理者は、市町村、自衛隊、宮崎海上保安部、九州地方整備局等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧の見込み等緊急輸送に必要な情報を把握し、災害対策本部に報告する。
- (2) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況の情報に基づき海上輸送ルートを定める。
- (3) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、宮崎海上保安部の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。

2 港湾、漁港の応急復旧

【県】

(1) 緊急輸送港啓開の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被害状況、緊急輸送港の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、宮崎海上保安部、消防機関、九州地方整備局及び占用工作物管理者等の協力を得て啓開作業を実施する。

(2) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、緊急輸送港の被災箇所について、早期に機能回復できるよう、復旧工事を実施する。

(3) 係留許可

県は、緊急性・重要性を考慮して、二次災害防止を踏まえて係留許可を行う。

3 輸送手段の確保

緊急輸送は、海上自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局及び防災関係機関等の協力を得て次の船舶により行う。

なお、知事は必要に応じ国及び他の都道府県に対し協力を要請する。

- ① 県有船舶
- ② 海上自衛隊の艦艇
- ③ 海上保安庁の船艇
- ④ 民間船舶及び漁船

第4款 航空輸送体制の確立

第1項 基本方針

宮崎空港の応急復旧を行うとともに臨時ヘリポートを確保する。

また、航空交通の輻輳による二次災害防止のため航空管制を行うとともに、輸送手段を確保し、輸送体制を確立する。

第2項 対策

1 空港の応急復旧

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設及び電源施設

施設の被害状況を速やかに調査し、基本施設については、緊急輸送の拠点空港としての最低限の機能を確保するための応急復旧措置を講ずる。

また、電源施設については、必要に応じ、施設の機能損傷箇所の応急復旧措置を講ずるとともに、被害の状況によっては、電力会社に対し、非常用発電機、変圧器等の貸与等、必要な電源が優先的に確保できるよう要請する。

(2) 管制施設、航空保安施設及び専用電話回線

施設の被害状況を速やかに調査し、復旧要員及び復旧用資機材に応じ、優先順位を付けて復旧を行う。

また、管制用専用電話等の回線に損傷を受けた場合は、直ちにNTTに調査を依頼するとともに、必要に応じ可搬無線機等による回線の確保を要請する。

2 空港における航空輸送の確保

【大阪航空局宮崎空港事務所】

(1) 空港基本施設・航空保安施設の緊急点検

ア 災害発生後、直ちに航空機の離着陸を禁止し、速やかに滑走路等の空港基本施設の点検を行い、異常の有無を確認する。

イ 災害発生後、直ちに管制施設、無線施設、航空灯火等の航空保安施設及び非常用発電機等電源施設の機能・作動状況等を確認し異常の有無を確認する。

(2) 空港施設の被害状況に基づく運航条件の決定

ア 空港基本施設及び管制施設の被害状況に基づき、航空機の運航の可否(全機種不可、ヘリコプターのみ可、使用可能滑走路の長さによる機種の限定等)について決定する。

イ 航空保安施設及び電源施設の被害状況に基づき、航空機の運航制限の条件(夜間における離着陸の禁止、計器気象状態における飛行の禁止等)について決定する。

3 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保等

【県】

(1) ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めた離着陸場で行うことを原則とする。

(2) 地方支部は、管内市町村を通じあらかじめ定めた離着陸場の使用可能状況を把握し、災害対策本部に報告する。

(3) 一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。なお投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

4 飛行情報の提供と緊急用航空輸送の確保

大規模災害時には、緊急輸送、負傷者搬送、消火活動等のための航空機のほか、報道機関による撮影のための航空機による運航が想定されるため、緊急性・重要性を考慮したうえで、二次災害防止の措置を講じ、緊急用航空輸送を確保するものとする。

(1) 宮崎空港における措置

【大阪航空局宮崎空港事務所】

上局との調整を踏まえ、緊急用航空輸送を確保するため、以下の措置を講ずる。

- ア 消火、救急救難等に従事する(消防・防災)、警察、自衛隊等の公的航空機及び救援物資輸送機の運航を確保するため、他の航空機の宮崎空港における離着陸の禁止又は制限を行う。
- イ 宮崎空港周辺及び離着陸コース周辺において、公的航空機・救援物資輸送機と他の航空機との間における輻輳回避、衝突防止のため臨時的緊急輸送ルート、待機空域の設定等、飛行制限措置を講ずる。

また、宮崎空港及び近隣・近県他空港・飛行場と被災地におけるヘリコプター基地との間に、必要に応じ緊急輸送ルートを設定し、他の航空機との輻輳回避、衝突防止のための飛行制限措置を講ずる。

- ウ 場外着陸場の許可及び飛行計画の通報について、緊急対応措置を講ずる。

(2) 自衛隊による飛行情報の提供

【自衛隊】

宮崎空港周辺外及び離着陸コース周辺外における緊急時ヘリコプターの離着陸場においては、宮崎空港事務所と調整の上、自衛隊が必要に応じて二次災害防止のための飛行情報所を開設し、前記の空域を飛行する航空機は、当該飛行情報所の情報提供により、行動するものとする。

(3) 情報の提供

【大阪航空局宮崎空港事務所、自衛隊】

- ア 宮崎空港の離着陸規制、空港周辺空域における飛行規制、緊急輸送ルートの設定及びそれに係る飛行規制等については、航空情報（ノータム）の発行を航空情報センターに依頼し、関係航空機及び関係機関に周知を図る。

- イ 自衛隊は飛行情報所を開設したときは、関係航空機及び関係機関に周知を図るものとする。

5 航空輸送手段の確保

【県】

緊急輸送は、県防災救急ヘリコプターによるほか、自衛隊、日本赤十字社宮崎県支部等の協力を得て次の航空機により行う。

- ① 自衛隊の航空機
- ② 警察用航空機
- ③ 赤十字飛行隊及び民間の航空機

第7節 燃料の確保活動

第1款 燃料の優先供給

第1項 基本方針

地震・津波災害時においては、適切な医療等の提供、ライフライン等の迅速な復旧を行う重要施設や緊急通行車両等に対して優先的に燃料を供給するものとする。

第2項 対策

1 県内での燃料供給体制

【県・宮崎県石油商業組合・石油連盟・宮崎県LPガス協会】

(1) 宮崎県石油商業組合への要請

県は、発災後速やかに宮崎県石油商業組合に対し、「災害時における燃料の優先供給及び被災者支援等に関する協定」に基づき、中核給油所をはじめとする県内の給油所において緊急通行車両等に優先給油を行うよう要請するものとする。

また、重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県石油商業組合に対し、小口燃料配送拠点からの燃料輸送について要請する。

(2) 宮崎県LPガス協会への要請

重要施設から県に対し、燃料供給の要望があった場合には、県は、宮崎県LPガス協会に対し、中核充てん所からの燃料輸送について要請する。

(3) 国等への要請

県は、県内における重要施設への燃料供給が逼迫した場合には、国及び石油連盟に対して支援を要請する。

(4) 市町村間の調整

県は、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努めるものとする。

2 県民への協力要請

【県】

県は、応急復旧を速やかに行うため、県民に対し自動車による外出をなるべく控えるよう協力を求めるとともに、緊急通行車両等や重要施設に対して優先的に燃料が供されることについて周知徹底を図るものとする。

第8節 電力・ガスの臨時供給活動

第1款 電力・ガスの臨時供給

第1項 基本方針

大規模災害時においては、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確実に供給するものとする。

第2項 対策

1 県内での電力・ガス供給体制

【県、九州電力・九州電力送配電、宮崎ガス】

(1) 情報提供及び要請

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、発災後、供給に支障が生じている地域を県に情報提供し、県は重要施設における電力・ガスの臨時供給の必要性を確認し、可能な範囲で供給の優先順位を検討の上、臨時供給を行うべき施設への電力・ガスの臨時供給を九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスに対し要請するものとする。

(2) 臨時供給

九州電力・九州電力送配電及び宮崎ガスは、県からの要請に基づき重要施設に対し速やかに電力・ガスの臨時供給を行う。

九州電力・九州電力送配電は、電源車が不足する場合、他の電気事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

宮崎ガスは、移動式ガス発生設備が不足する場合、他の一般ガス導管事業者等に対し広域的な資機材、人員の融通を求めることとする。

(3) 必要な燃料の供給

九州電力・九州電力送配電は、電源車等の燃料が不足する可能性がある場合、経済産業省を通じ、全国石油商業組合連合会・石油連盟と調整を行う。

宮崎ガスは、燃料となる液化石油ガスが不足する場合、一般社団法人日本ガス協会を通じ、他のガス事業者と調整を行う。

第9節 避難収容活動

第1款 避難誘導の実施

第1項 基本方針

災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市町村長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する指示を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

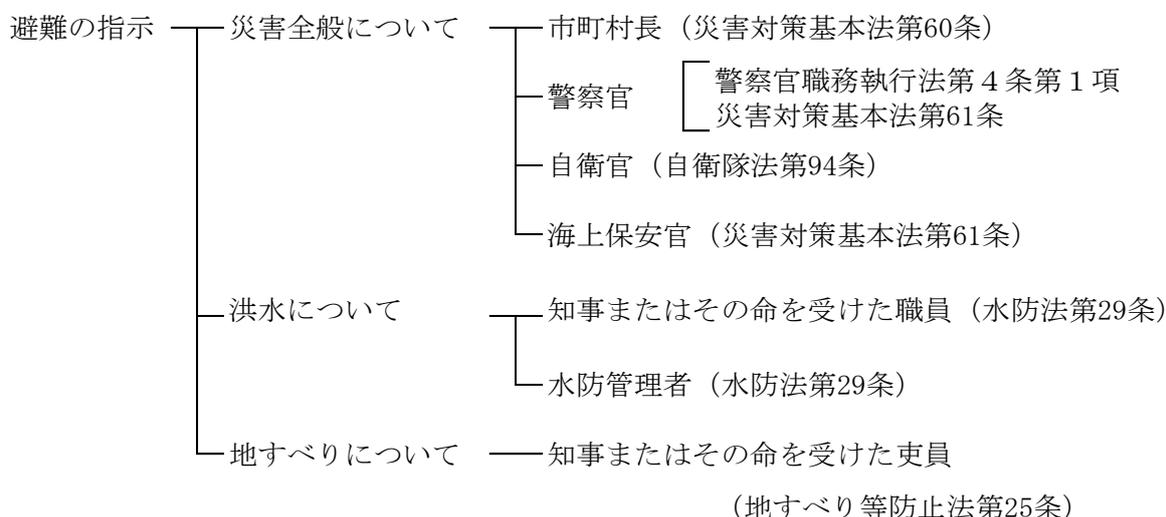
なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難誘導時の救出に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難対策の実施責任者

(1) 避難の指示

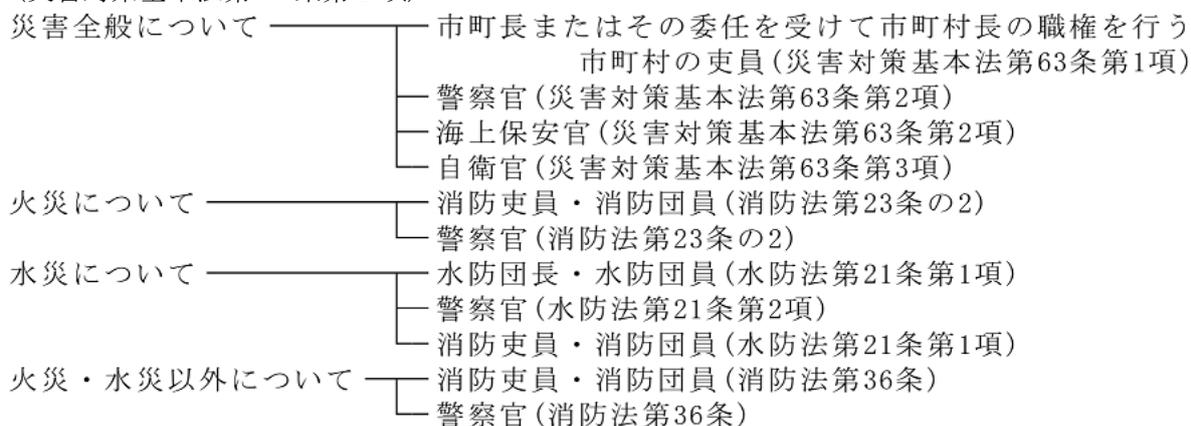
避難の指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町村長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第60条第5項～7項)



(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法で、消防または水防活動のための警戒区域の設定は消防法または水防法によって行うこととする。なお、知事は、市町村が全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部または一部を代行することとする。

(災害対策基本法第73条第1項)



(3) 避難の誘導及び避難所の開設、収容

避難の指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の指示者が行い、避難所の開設、収容保護は、市町村が行うものとするが、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

県及び保健所設置市の保健所は、新型インフルエンザ等感染症発生時には自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局（県の保健所にあつては、管内の市町村の防災担当部局を含む。）との連携の下、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するように努めるものとする。

また、県及び市町村は、自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

(4) 被災者の運送

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

2 避難指示

(1) 避難が必要となる災害

災害発生後、被害の拡大要因となる災害としては次のようなものがある。これらについては十分な警戒を行い、積極的な情報収集に努め、適切な避難指示を行う。

- | | |
|---------------------|-------------------|
| ・津波 | ・余震による建物倒壊 |
| ・土砂災害(崖崩れ、地すべり、土石流) | ・地震水害(河川、海岸、ため池等) |
| ・延焼火災 | ・その他 |
| ・危険物漏えい(劇毒物、爆発物) | |

(2) 避難の指示

【市町村長及び水防管理者】

市町村長及び水防管理者は、火災、崖崩れ、津波、洪水、高潮等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。また、国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、市町村から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

【警察官及び海上保安官】

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、又は市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

【警察官】

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

【自衛官】

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にはいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

【知事またはその委任を受けた職員】

- ア 知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの指示を行うものとする。
- イ 地すべり法第 25 条に基づき知事又はその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

(3) 避難指示の内容

避難の指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ア 発令者
- イ 差し迫っている具体的な危険予想
- ウ 避難対象地区名
- エ 避難日時、避難先及び避難経路
- オ 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- カ 出火防止の措置（電気〈配電盤〉の遮断措置等）

(4) 避難措置の周知

- ア 市町村長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき関係市町村長及び関係機関に通知するものとする。
 - イ 市町村長はみずから避難の指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。
- また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(ア) 関係機関への連絡

県及び市町村長は、避難指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

(イ) 住民への周知徹底

市町村長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- a テレビ、ラジオ、市町村防災行政無線、緊急速報メール、ツイッター等の SNS（ソーシャルネットワークシステム）、広報車・消防団による広報、電話・FAX・登録制メール、消防団・警察・自主防災組織、近隣住民等による積極的な声かけ等により、迅速に必要と認める地域の居住者、滞在者 その他の者に徹底せしめる。

- b 報道機関等への放送要請等により、住民に広報する。

なお、インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

(5) 避難指示等の助言

【県、指定地方行政機関】

県及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するものとする。

【県】

県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。

3 避難実施の方法

【市町村職員、警察官、消防職員、海上保安官等】

市町村長及び避難の指示者は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ア 高齢者、妊産婦、乳幼児及びその保護者、小児、心身障がい者等の要配慮者
- イ 防災に従事する者以外の者

(2) 避難者の誘導

避難者の誘導は次の要領により、安全かつ迅速に行うよう努めるものとする。

- ア 避難に当たっては、市町村、消防機関、警察等が協力し、安全な経路を選定のうえ、避難誘導員を配置し、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止及び避難の安全迅速化を図るものとする。
- イ 避難場所の位置及び経路等を必要な場所に掲示するものとする。
- ウ 誘導に当たっては、混乱を避けるため地域の实情に応じ、避難経路を2か所以上選定しておくものとする。
- エ 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- オ 避難した地域に対しては、事後速やかに避難もれ、又は要救出者の有無を確かめるものとする。

4 警戒区域の設定

(1) 設定の基準(災害全般)

- ア 市町村長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- イ 警察官または海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、または市町村長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官または海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。
- ウ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知することとする。

(2) 規制の内容及び実施方法

- ア 市町村長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は、警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- イ 市町村長、警察官及び海上保安官は協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

5 避難場所への市町村職員等の配置

市町村長が設定した避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市町村職員（消防職員、団員を含む。）、警察官を配置する。

6 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された市町村職員又は警察官は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。
 - ア 火災等の危険の状況の確認及び避難した者への情報伝達
 - イ 避難した者の掌握
 - ウ 必要な応急の救護
 - エ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への収容
- (2) 市町村長が設定した避難場所を所有し又は管理する者は、避難場所の開設及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

7 避難状況の報告

- (1) 市町村は、自主防災組織及び施設等の管理者から直接に、又は所轄警察署を通じて次に掲げる避難状況の報告を求める。
 - ア 避難の経過に関する報告—危険な事態その他異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - (ア) 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)

- (イ) 上記事態に対し、応急的にとられた措置
- (ウ) 市町村等に対する要請事項
- イ 避難の完了に関する報告—避難完了後、速やかに行う。
 - (ア) 避難場所名
 - (イ) 避難者数・避難世帯数
 - (ウ) 必要な救助・保護の内容
 - (エ) 市町村等に対する要請事項
- (2) 市町村は、避難状況について、県へ報告する。

第2款 避難所の開設、運営

第1項 基本方針

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に收容保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の開設、運営に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所の開設、運営

(1) 避難所の開設

【市町村】

市町村は、避難所を開設する必要があると認められる時は、次により速やかに避難所を開設し、速やかに被災者を避難誘導するものとする。

特に、要配慮者への避難誘導に留意するものとする。

ア 基本事項

(ア) 対象者

- a 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- b 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者(旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む)
- c 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者
 - ・市町村長の避難命令を受けた者
 - ・市町村長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要がある者

(イ) 開設場所

- a あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など安全性を確認の上、避難所を開設するものとする。
- b 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。さらに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。
- c 災害の様相が深刻で、市町村内に避難所を開設することができない場合は、隣接市町村の避難所への收容委託や隣接市町村の建物又は土地を借り上げて避難所を開設するものとする。
- d 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し生活相談員等を配置するものとする。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて福祉避難所に避難させるものとする。

(ウ) 設置期間

- a 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し避難者が減少するときは逐次開設数を整理縮小するものとする。
- b 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期解消を図るものとする。

特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図るものとする。

- c 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の提供をすすめるものとする。
- d 災害救助法が適用された場合の避難所の開設期間は、原則7日以内とする。

ただし、期間を延長する必要がある場合には、内閣府特命担当大臣（防災）の承認を必要とするため県と協議するものとする。

(エ) 県への報告

市町村は避難所を開設した場合、直ちに避難所開設の状況を県に報告するものとする。

この場合の報告事項はおおむね次のとおりである。

- ・避難所の開設の日時及び場所
- ・開設数及び収容人員
- ・開設見込み期間

(オ) 県への要請

市町村は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など避難所の開設運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請するものとする。

イ その他

市町村は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

【県】

県は市町村から要請があった場合、あるいは市町村の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援するものとする。

(2) 避難所の運営

【市町村】

市町村は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。

ア 管理責任者の配置

各避難所ごとに、原則として市町村職員の管理責任者に男女両方を配置する。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想されるため、本来の施設管理者を管理責任者として充てることも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておく。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制に整備すること。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

イ 管理責任者の役割

管理責任者は、概ね次の業務を行うこと。

- (ア) 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具その他生活必需品の不足の状況等を把握できる避難所被災者台帳を整備する。
- (イ) 被災者台帳に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。
要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所又は福祉避難所への収容を行うため関係機関等と連絡調整を行う。
- (ウ) 被災者に必要な食品、飲料水その他生活必需品の供給について、常に市町村災害対策本部と連絡を行う。

また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。

(エ) ボランティア組織等の支援に関して、適切な指示を行う。

ウ 生活環境の整備

避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、次の事項について対応する。

(ア) 避難者に必要な食料その他生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて公平に配布する。

(イ) 感染症対策を踏まえたレイアウト等の必要な措置を講じるとともに、開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて次の設備や備品を整備し、避難者に対するプライバシーの確保状況、簡易ベット等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

(ウ) 避難所として指定する施設について平常時よりバリアフリー化に努めるものとする。

なお、物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、避難行動要支援者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。

(エ) 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策をすすめるとともに必要な電気容量を確保する。

(オ) 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段を確保する。

(カ) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点や性的マイノリティ等に以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

- a 授乳室や男女別のトイレ、男女共同のユニバーサルトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
- b 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫する。
- c 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにする。
- d 女性や子どもに対する性暴力・DV等を予防するため、DVについての注意喚起のポスターの掲載、男女のトイレは離れた場所に設置、トイレ・更衣室・入浴設備等は、昼夜を問わず安心して使用できる場所の選定と照明の増設等の配慮を行う。
- e 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター、警察、医療機関及び女性支援団体等と連携を図りながら相談窓口の周知広報に努める。
- f 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。

なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。

(キ) 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努める。

エ 住民による自主的運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援する。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

オ 指定避難所以外の被災者への支援

避難所の運営に当たり、避難所で生活する避難者だけでなく、個々の事情によりその地域において在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等も、支援の対象とすることが適切である。

そのため、避難所の運営担当は、在宅避難者を含めた当該避難所及びその設置された地域において避難生活を送る被災者に対する情報発信の場所となるとともに、当該被災者が情報を収集する場所となること、在宅避難者が必要な物資を受け取りに来る場所となること等の地域の支援拠点としての機能を有するものとして、避難所を設置することが適切である。

在宅での避難生活を余儀なくされた方々に対して、自治会や行政職員等の見守り機能を充実させ、特に要配慮者等の支援が必要となる者に対して行政が適切な対応を取ることで、情報、紙おむつや生理用品、食物アレルギー患者（児）用の食材等の支援物資、医療、福祉等のサービスの提供が行き届くよう必要な措置を講じる。

被災者台帳の活用などにより在宅避難者の状況把握を行うとともに、避難所を拠点として支援を行うことが望ましい。

在宅医療患者等、必要な薬剤・器材等（水・電気等を含む。）を得られないため直接生命にかかわる者又は日常生活に重大な支障をきたす者などの把握及び必要物資の提供について、関係部局・団体等と連携を図り特に配慮する。

【県】

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い市町村の対応を支援するものとする。

第3款 被災者の把握

第1項 基本方針

避難所の開設に伴う避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具その他生活必需品の供給、応急仮設住宅の提供、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

第2項 対策

1 避難者、在宅被災者の把握

【市町村】

(1) 避難者の状況把握

市町村は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用するものとする。

ア 登録事項

- (ア) 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- (イ) 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- (ウ) 親族の連絡先
- (エ) 住家被害の状況や人的被害の状況

- (オ) 食料、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- (カ) 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- (キ) 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- (ク) その他、必要とする項目

イ 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

ウ 登録結果の活用等

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要提供数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者が含まれることも想定されることから、加害者等に居所等が知られることのないよう当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

エ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、市町村の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 避難所外被災者の状況把握

避難所に避難してしくない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。

避難所の過密回避やプライバシー確保の観点から、指定避難所以外にも、独自に設置した避難所への避難や、車中避難、軒先避難等を選択する場合があるため、防災関係機関はもとより、NPOやボランティアと連携して被災者の把握に努める。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意する。民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供するものとする。

【県】

被害の状況が甚大で、市町村において避難者の状況把握等が困難な場合は、関係機関、関係部局の職員が連携し、避難者等の状況把握や相談に対応する。

2 被害認定

【市町村】

当該市町村は被害認定を、第3章第17節第1款の基準により行う。

第4款 避難生活環境の確保

第1項 基本方針

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、いわゆるエコノミー症候群や長引く避難生活に起因する慢性疾患の増悪、感染性疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合における避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

【市町村】

市町村は、要配慮者（高齢者や乳幼児等）等の被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、移動入浴車の活用等により入浴の提供を行う。

【県】

県は、市町村からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼する。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

【県、市町村】

県及び市町村は、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関する事、プライバシー保護に関する事等具体的な衛生教育を行う。

2 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

【県、市町村】

ア 県及び市町村は、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。

イ 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討が出来るよう努める。

ウ 継続的内服が必要な者及び食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

【県、市町村】

ア 県は、保健所に心の相談所を速やかに設置し、被災者及び支援者に対してカウンセリング等継続的な対応を行うとともに、必要に応じてDPATの派遣を要請し、精神医療の提供を行う。また、メンタルヘルスに関する普及啓発に努める。

イ 県は、継続的内服が必要な精神障がい者や服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で内服薬を被災により紛失したり、入手が困難となった者に対し、保険証の有無にかかわらず処方出来るよう努め、移動困難な在宅患者に対しては訪問する等継続的で適切な精神医療の支援を行う。

ウ 市町村は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。

エ 市町村は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保しボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

【県、市町村】

県及び市町村は、援助者が変更しても継続援助が提供出来るよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

【県、市町村】

県及び市町村は、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対しては、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

(5) 避難所外避難者の健康状態の把握

【県・市町村】

在宅避難や車中避難など避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。

第5款 要配慮者への配慮

第1項 基本方針

高齢者、障がい者等、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設

住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要であり、自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち災害時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 要配慮者に配慮した応急対策の実施

【市町村】

(1) 災害発生直後に必要な対策

ア 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行う。

なお、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者等に名簿や計画を提供でき、この場合、名簿情報や計画情報を提供することについて本人（計画に関しては、避難支援者を含む。）の同意を要しないことに留意する。

イ 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所など安全な場所への速やかな避難誘導を行う。

(2) 早期に必要な対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し対応に努める。

ア 一般の避難所での対策

(ア) 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

(イ) 障害者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行う。

(ウ) 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように介助に配慮する。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給する。

(エ) 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障害に対しては掲示板や手話通訳、視覚障害者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いる。

(オ) 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請する。

(カ) 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図る。

イ 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、アの対応とともに、次の事項に留意する。

(ア) 要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置するとともに、男女双方の視点に配慮する。

(イ) 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図り、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮する。

(ウ) 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行う。

【県】

県は、要配慮者の被災状況、避難の状況等を市町村を通じて把握するとともに、保健医療サービスや福祉サービスが十分に行われるよう、関係部局とも連携し、市町村を支援する。

2 関係団体等との連携

【市町村】

市町村は、避難所又は在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図る。

【県】

県は、市町村の行う関係機関・団体との連携を支援するとともに、社会福祉施設等への入所について調整を行う。

3 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

【社会福祉施設管理者】

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、避難場所へ入所者等を速やかに避難させるとともに、状況に応じて避難所への避難を行う。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行う。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行う。

(3) 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給するとともに、不足が生じたときは、市町村等に対して供給応援を要請する。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請する。

(5) 相談窓口開設への協力

市町村の実施する避難所や在宅の災害時要援護者への相談窓口開設に協力する。

(6) その他

防災関係の厚生労働省からの各通知及び「社会福祉施設地震防災マニュアル」(厚生省社会援護局施設人材課監修)等により、対応する。

【県 市町村】

県及び市町村は、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

【各ライフライン事業者】

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

4 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 支援要員の確保

【市町村】

市町村は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

【県、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者名簿、個別避難計画、あるいは保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生委員・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

【県警察本部】

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

【県、市町村】

県及び市町村は、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得るとともに、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により行う。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

【県、市町村】

県及び市町村は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

【県、市町村】

県及び市町村は、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

【県、市町村】

県及び市町村は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

【市町村】

ア 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

イ 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

ウ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

(ア) 市町村は、必要に応じ要配慮者が必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置し、当該避難所には相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。

(イ) 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、市町村と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。

(ウ) 福祉避難所の設置は、対象者の特性からできる限り短くすることが望ましいことから、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

【県、市町村】

県及び市町村は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

【市町村】

市町村は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

【県、市町村】

ア 避難所及び在宅の外国人への情報提供

県及び市町村は、避難所や在宅の在日外国人、訪日外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

イ テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

県及び市町村は、在日外国人、訪日外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

【県、市町村】

県は、必要に応じて速やかに(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)内に災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じる。

市町村においても、必要に応じて速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、県及び市町村は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

(5) 語学ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営等

【県、県国際交流協会】

ア 受入体制の確保

県国際交流協会は、必要に応じて速やかに「受入れ窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保する。

イ 「受入れ窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入れ窓口」における主な活動内容は、次に示す通りである。

- (ア) 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- (イ) 県担当窓口や市町村等との連絡調整
- (ウ) その他

ウ 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) 外国語の通訳
- (イ) 外国語の資料の作成・翻訳
- (ウ) その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

第6款 応急住宅の確保

第1項 基本方針

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して県、市町村は①応急仮設住宅の建設、②被災住宅の応急修理、③既存の公的住宅等の空き家の活用の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村に対して行われる応急仮設住宅の提供及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 基本事項

- (1) 応急仮設住宅の供与及び応急修理は、災害救助法の適用のあった市町村については、その規格、規模、構造、単価等市町村間で格差が生じないよう広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し知事が行うことができない場合は、当該市町村長が行うものとする。

- (2) 県は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。
- (3) 県は、災害応援協定に基づき応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、一般社団法人プレハブ建築協会及び一般社団法人宮崎県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。
- (4) 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。

2 応急仮設住宅の建設・管理

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から 2 年以内とする。

(2) 設置戸数の決定

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

ア 設置場所は、原則として国、県、市町村の公有地で住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。

なお、国有地については、国有財産法第 19 条及び第 22 条第 1 項第 3 号等により無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

イ 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人宮崎県建設業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定する。

なお、市町村においては、入所の選定に当たって災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置すること。

ア 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ・生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ・特定の資産のない高齢者、障害者、母子世帯、病弱者等
- ・前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

ア 県は、応急仮設住宅を建設した時は、その維持管理に努めなければならない。

ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市長村長に委任することができる。

イ 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。

ウ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。

- エ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成することとし、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報取扱及び管理には十分に注意すること。
- オ 必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮すること。

(8) 入居者に対する仮設住宅の性格の説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

- ア 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。
- イ 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。
- ウ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- エ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点としての集会施設の設置に配慮するものとする。
- オ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われるよう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

- ア 恒久住宅需要の的確な把握
- イ 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ウ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- エ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- オ その他、住宅等に関する情報の提供

3 被災住宅の応急修理

【県、市町村】

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から3か月以内に完了するものとする。

(2) 応急修理の戸数の決定

県は、応急修理を要する戸数を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について特にその制限はないが、居室、炊事場及び便所等で日常生活を維持するために必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

県は、市町村を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準で対象世帯を決定する。

なお、市町村においては、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置すること。

- ア 半焼又は半壊の被害を受け、かつ、この被害のため差し当って日常生活が営み得ない世帯で、被害を受けた住宅以外に住むところがなく自らの資力で応急的な修理ができない世帯とする。

(5) 建築相談窓口の設置

県は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。市町村も同様とする。

市町村長は、この事務について、市町村職員のみによっては対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

4 公的住宅等の空き家の活用

【九州財務局宮崎財務事務所、県、市町村】

状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

なお、国家公務員宿舎については、国有財産法第18条第6条及び第19条により使用の許可を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

第7款 広域避難及び広域一時滞在

第1項 基本方針

県及び市町村は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

第2項 対策

1 広域避難

- (1) 市町村は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。
- (3) 市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。
- (4) 県・市町村・運送事業者等は、あらかじめ具体的な運用を定めるとともに、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

2 広域一時滞在

- (1) 被災市町村は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町村の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。
- (2) 県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで市町村に代わって広域一時滞在のための協議を行うものとする。
- (3) 国は、市町村及び県が、被災により自ら広域一時滞在のための協議を行うことが不可能な場合は、広域一時滞在のための協議を当該市町村に代わって行うものとする。また市町村の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないときは、市町村の要求を待たないで、県に代わって、国が、広域一時滞在のための協議を行うものとする。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

第1款 食料の供給

第1項 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法又は国民保護法の適用があった市町村から食料供給要請があった場合、備蓄等から食料を供給するほか、当該市町村が食料供給に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 食料の調達

県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。

(1) 現物備蓄

【県】

県は、次の手順により、食料を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。同時に、輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定締結している県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通備蓄からの調達

【県】

県は、次の手順により食料を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請を行う。同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ウ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(エ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(イ) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に対し航空機及び車両による輸送を要請するものとする。

(3) 他都道府県等からの調達

【県】

県は、県のみでは十分な食料の調達・供給ができないと認めるときは、農林水産省又は九州農政局及び他の都道府県に応援を要請する。

(4) 政府所有の米穀の調達

【農林水産省農産局長、県、市町村】

ア 知事は、災害救助法等が発動され、市町村からの要請、又は県がその必要があると認めた場合は、農林水産省農産局長に対し、災害救助米穀の要請を行う。

なお、市町村長が直接、農産局長に対し要請を行った場合は、必ず市町村担当者から報告をさせる。

イ 農産局長は、災害救助法又は国民保護法が発動された場合には、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は市町村長から緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ウ 農産局長は、アの要請を受けたときは、必要に応じ受託事業者に対し、知事又は知事の指定する引取人に災害救助用米穀を引渡しするよう指示する。

エ 売却の方法、その他売却の手続等については「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」によるものとする。

(5) 荷役・輸送体制

【県、市町村】

避難所まで物資がスムーズに行き届くように、県、市町村、物流関係事業者、NPO等の役割分担を明確化し、それぞれがその特性を最大限に発揮しながら協働できる仕組みの構築を検討する。また、物資の発注状況や輸送状況等の情報を共有できる仕組みを検討する。

物資輸送拠点での荷役の要員確保及び支援物資の緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、物流関係事業者等との協定の締結を推進する。

2 炊出しその他による食料の給与

【市町村】

市町村は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊出や現物備蓄等からの食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

(1) 対象者

避難所に收容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

(2) 給与の内容

ア 食品の給与に当たっては、食品の衛生に留意し、現に食し得る状態にある物を給すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を給すること。

ウ 食品の給与の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保を図ること。

エ 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めること。

(3) 給与の方法

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による給与が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等を配慮し、ボランティア等による避難所等での炊出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

(4) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において炊き出し等による食料の給与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

(5) 品目

米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても給与するよう配慮する。なお、乳児に対する給与は、原則として粉ミルクとする。

【県】

県は、市町村から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

ア 赤十字奉仕団、自衛隊等への応援要請

イ 集団給食施設への炊飯委託

ウ 調理不要な食パン等の供給

3 物資輸送拠点の指定及び管理

(1) 物資輸送拠点の指定

【県】

県は、災害が発生した場合において、あらかじめ指定した広域的な物資拠点を活用し、調達した食料などの集積及び配分を行う。

【市町村】

市町村はあらかじめ定めた物資輸送拠点を活用し、調達した食料などの物資の集配を行う。

(2) 物資輸送拠点の管理

【県、市町村】

県及び市町村は、食料などの物資の集積を行う場合は、物流関係団体等と連携するなど、物資輸送拠点ごとに管理運営責任者及び警備員等を配置し、食品などの物資の管理に万全を期するものとする。

県及び市町村は、必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

第2款 飲料水の供給及び給水の実施

第1項 基本方針

災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

飲料水の供給活動は、基本的には市町村長が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が飲料水の供給に要した費用について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 飲料水の供給

【市町村】

市町村は、災害により水道等の給水施設の破壊あるいは汚染が発生し、被災者が飲料水の供給を必要とする場合、必要な量の飲料水を供給する。

(1) 対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を得ることができない者とする。

(2) 給与の内容

1人1日当たりの所要給水量は、3リットル程度とする。

(3) 給与の方法

ア 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し市販のペットボトル等被災者の飲料しやすい方法により供給することも考えられるが、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。

イ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。

ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から飲料水の供給に関して支援要請を受けたとき、飲料水製造業者や小売り業者等関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行うほか、災害救助法が適用となった市町村からの支援要請については、流通備蓄等からの供給を行うものとする。

また、県のみで市町村からの支援要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

2 応急給水の実施

【水道事業者】

(1) 公平で効率的な応急給水

水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。

(2) 応急給水基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(3) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急給水計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(4) 重要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

第3款 生活必需品の供給

第1項 基本方針

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して被服、寝具その他生活必需品を給与又は貸与する。

生活必需品の供給活動は、基本的には市町村が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用があった市町村から生活必需品の供給要請があった場合、備蓄等から生活必需品を供給するほか、当該市町村が生活必需品給(貸)与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 生活必需品の調達

【県】

県は、市町村からの支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めるときは、県が備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは、他県や小売業等関係業界に対し生活必需品の供給を要請する。

(1) 現物備蓄

県は、次の手順により、生活必需品を迅速に供給する。

ア 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、県の備蓄物資の放出を決定する。

同時に輸送業者等へ緊急物資輸送の協力要請をする。

イ 輸送業者等は、県の備蓄場所から市町村及び協定を締結している都道府県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(2) 流通備蓄

県は、次の手順により生活必需品を迅速に調達し供給する。

ア 事業者等が輸送する場合

(ア) 県は、市町村及び協定締結している都道府県から支援要請があった場合、または被害の状況等から判断して県が必要と認めた場合は、事業者等に対する物資の調達要請を決定する。

(イ) 県は、事業者等へ文書または口頭により物資の調達要請をする。

同時に、県が指定した物資の引渡し場所へ職員を派遣する。

(ウ) 当該事業者は、県が指定した引渡し場所までの物資の輸送及び引渡しを行う。

(エ) 派遣の指示を受けた職員は、引渡し場所において物資を確認のうえ引取る。

イ 前記アによる輸送が困難な場合

(ア) 自衛隊への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、自衛隊に航空機等による輸送を要請するものとする。

(イ) トラック協会等への輸送要請

県は、被災状況により前記アによる輸送が困難な場合は、トラック協会等に輸送を要請する。

(3) 他都道府県からの調達

県は、県のみでは十分な生活必需品の調達・供給ができないと認めた時は、他の都道府県に応援を要請する。

2 生活必需品の給(貸)与

【市町村】

市町村は、住家被害等により被服、寝具その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具その他生活必需品を、現物備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け又は住家に被害はないが現に住家に立入が禁止されている等で、被服・寝具その他生活必需品を喪失・毀損又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で一時的な生活の急場をしのご程度の品とする。

(3) 給(貸)与の方法

ア 生活必需品を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく現物を給(貸)与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。

ウ 備蓄物資以外に義援物資等の搬入も考えられるところから、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し給(貸)与すること。

(4) 品目の例示

- ① 寝具(毛布等)
- ② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、液体歯みがき、洗口剤、トイレットペーパー、簡易トイレ、ゴミ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
- ③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- ④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- ⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LP ガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
- ⑨ その他(ビニールシート等)

(5) 県、近隣市町村への協力要請

市町村は、当該市町村が多大な被害を受けたことにより、市町村において生活必需品の給(貸)与の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【県】

(1) 市町村からの支援要請に対する対応

県は、市町村から生活必需品の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

また、災害救助法の適用のあった市町村への生活必需品の供給については、県の現物備蓄や流通備蓄から供給する。

(2) 国、他の都道府県への要請

被災地方公共団体は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、国に対し、又は非常本部等に対し、物資の調達を要請するものとする。県のみで市町村からの調達要請に対応できない時は、応援協定により他の都道府県に応援を要請する。

第11節 保健衛生、防疫、災害廃棄物処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や避難生活の長期化等は生活環境の悪化を招くことになる。

被災地における環境衛生の維持と防疫対策は、災害医療の観点からみても欠かすことのできない活動であり、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

第1款 保健衛生対策の実施

第1項 基本方針

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活あるいは被災のショックは、心身の健康に様々な影響を及ぼす。このことから、県及び市町村は、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスクアを実施するものとする。

なお、県は、必要に応じ、被災地域内における保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努めるものとする。

第2項 対策

1 健康対策の実施

【県、市町村】

(1) 救護所の設置等

避難所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設けるものとする。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、高齢者、障がい者等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

(2) 巡回健康相談の実施

ア 県及び市町村は、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うために、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談及び家庭訪問を行うこととする。

イ 県及び市町村は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。

ウ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。

エ 県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めることとする

(3) 巡回栄養相談の実施

- ア 県及び市町村は、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
- イ 県及び市町村は、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- ウ 県は、巡回栄養相談の実施にあたり、市町村と連携して災害時要援護者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めることとする。

(4) 巡回歯科相談の実施

- ア 県及び市町村は、歯科医師会、歯科衛生士会等の協力を得ながら、被災者等の口腔衛生状態の悪化を防止するため、早期に歯科医師、歯科衛生士等による避難所等の巡回歯科相談を行う。
- イ 特に、要介護者、障がい者は、誤嚥性肺炎や口腔機能の低下のリスクが高いことから、口腔ケアなどの歯科保健活動を実施する。
- ウ 避難生活解消後も、必要に応じて歯科相談、健康教育等を実施する。

2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保

【県】

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。また、必要に応じてDPAT派遣の要請を行い、DPATは精神科医療機関の機能の補完を行う。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受け入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。その際においても、DPATは病床確保・調整等において必要に応じて支援する。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

ア 心の相談所の設置と救護活動の実施

【県、市町村】

県は、市町村(保健センター)の協力を得ながら、保健所に心の相談所を設置し、精神保健福祉センターは心の相談所に対し、助言・指導を行う。また、必要に応じて、DPATの派遣の要請を行う。

イ 心の相談所は、DPATの派遣等支援体制の進展に応じて、次のとおり救護活動を実施する。

(ア) 第一段階

- a 常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動
- b DPAT活動拠点本部を通じた保健所とDPAT先遣隊・DPATとの連携

(イ) 第二段階

- a DPATによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
- b 保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

(ウ) 第三段階

- a 心の相談所における被災者及び支援者に対するメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等
- b 支援者自身のためのメンタルヘルスに関する啓発

(エ) 第四段階

- a 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、移動が困難な在宅への訪問活動
- b 災害ストレスによる精神的不調への対応及び悪化防止のための啓発
- c DPAT活動拠点本部における、保健所及び心の相談所の救護活動状況や地域の精神保健医療に関する情報収集並びに災害時こころの情報支援センターとの情報共有
- d 地域全体のメンタルヘルス増進に関する啓発活動及び情報提供

(3) 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

【県、市町村】

被災者の心理的ケアに対応するため、県、市町村は「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレット等を被災者及び支援者に配付する等により、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」についての正しい知識の普及のための広報活動を行うとともに、「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

第2款 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

第1項 基本方針

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生及びまん延を防止するため、県及び市町村は、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

第2項 対策

1 防疫対策の実施

(1) 防疫組織の設置

【県、市町村】

県は、感染症のまん延及び食中毒発生の未然防止を目的とし、対策本部内及び保健所毎に防疫関係の組織を設置するとともに、平常時より職員の防疫作業の習熟を図る。

市町村は、それぞれ防疫関係の組織をつくとともに、必要な教育訓練を行う。

(2) 防疫措置情報の収集・報告

【県、市町村、医療機関】

県及び市町村は、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集するとともに、防疫措置に必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合は、市町村または保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

【県、市町村】

県及び市町村は、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

(4) 消毒薬品・器具器材等の調達

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

(5) 防疫措置等の実施

【県】

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

また被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

ア 被害状況の調査及び市町村指導

イ 検病調査及び健康診断

ウ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導及び被災住宅・仮設住宅住人に対する衛生指導

エ 飲料水等の消毒指導

オ その他の防疫措置に必要な事項

【市町村】

市町村は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒その他の措置等を行うものとする。

(6) 臨時予防接種の実施

【県】

県は感染症の予防上必要があると認めるときは、対象者の範囲及び期日を指定して臨時の予防接種を実施するものとする。

実施に当たっては、特別の事情のない限り通常災害の落ち着いた時期を見計らって、定期予防接種の操上げの実施等を考慮する。

ただし、集団避難所または環境衛生上病毒伝播のおそれがある地域に患者もしくは保菌者が発見され、流行のおそれがある場合には緊急に予防接種を実施するものとする。

(7) 患者等の措置

【県】

保健所長は、被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）または病原体保有者を入院させるに当たっては、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、感染症指定医療機関以外の病院もしくは診療所であって、知事が適当と認めるものに入院させる措置を講ずる。

(8) 予防教育及び広報活動

【県、市町村】

県及び市町村は、パンフレット等によりあるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底するとともに、自ら有する広報機能により又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(9) 記録の整備及び状況等の報告

【県】

保健所長は災害防疫に関し、市町村等からの報告をとりまとめて記録を整備するとともに、早急、また必要に応じ逐次、次の事項を県福祉保健部長に報告するものとする。

なお、県は保健所から報告をとりまとめ、県が実施する防疫活動状況とともに必要に応じ厚生労働省に報告する。

ア 被害状況

イ 防疫活動状況

ウ 防疫活動に必要な物品及び経費

エ 防疫活動の終息と事務処理の結果等

【市町村】

市町村は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(10) その他

その他、災害防疫の実施に当たっては、新たな通知等が出されるまでの当面の間、昭和40年5月10日付け衛発第302号厚生省公衆衛生局長通知「災害防疫の実施について」により行う。

2 食品衛生対策の実施

【県】

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

ア 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。

イ 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。

- ウ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。
- エ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。
- オ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。

(2) 食中毒発生時の対応

食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。

ア 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。

イ 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。

(3) 食品衛生に関する広報

県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

3 愛護動物の救護の実施

(1) 愛護動物の飼育場所の設置

【市町村】

被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想されるため、市町村は避難所とは別に愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。

(2) 被災地における愛護動物の保護等

【県・市町村】

被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。

ア 負傷した愛護動物の収容・治療・保管

イ 飼い主不明の愛護動物の収容・保管

ウ 飼養困難な愛護動物の一時保管

エ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供

オ 愛護動物に関する相談の実施等

(3) 避難所における愛護動物の適切な指導等

【県】

県は、避難所を設置する市町村と協力して、同行避難した愛護動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、避難所の生活環境の悪化の防止と愛護動物の飼育環境の維持に努める。

ア 各地域の被害状況、避難所での愛護動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援

イ 避難所から保護施設への愛護動物の受け入れ及び譲渡等の調整

(4) 応急仮設住宅における愛護動物の受入れ

【県・市町村】

必要に応じて、応急仮設住宅における愛護動物の受入れに配慮し、受入れ後は適正飼養のための指導・助言を行う。

第3款 災害廃棄物処理

第1項 基本方針

災害による大量の廃棄物の発生は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため、災害時の特に処理施設の被害、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、災害廃棄物処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

第2項 対策

1 建物の倒壊・浸水によるがれき類等の処理

(1) 被害情報の収集と災害廃棄物発生量の把握

【市町村】

市町村は、損壊建物数等の情報を収集し、速やかに災害廃棄物発生量を把握するとともに災害廃棄物処理実行計画を定める。同時に県に連絡するものとする。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、災害廃棄物処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

市町村は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

【県・市町村】

県及び市町村は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 災害廃棄物の撤去、建物の解体・撤去

(ア) 市町村が損壊家屋の解体を実施する場合は、倒壊の危険性のあるもの、通行上支障のあるもの等から優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるものを除きミンチ解体を行わない。

(イ) 建物の優先的な解体・撤去については、現地調査による危険度判定や所有者の意思を踏まえ決定する。市町村は所有者の解体意思を確認するため、申請方法を被災者に広報し、解体申請窓口を設置する。

(ウ) 損壊家屋については、石綿やPCB等の有害物質、LPガスボンベ、太陽光発電施設、ハイブリット車や電気自動車のバッテリー等の危険物に注意する。

(エ) 建物の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

イ 仮置場、中間処理施設及び最終処分場の確保

市町村は、損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理に長期間を要することから、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに仮置場を十分に確保する。また、破砕、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図るとともに、最終処分までのルートを確認する。

(4) 県の措置

【県】

ア 職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

イ 最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分までのルートの確保を応援する。

ウ 広域的応援要請

- (ア) 県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をするとともに、応援活動の全体調整を行う。
- (イ) 被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

エ 事務委託

災害廃棄物の発生量が膨大であり、被災した市町村での処理が困難と判断される場合には、地方自治法に基づく事務委託を市町村から受け、県が災害廃棄物処理を行う。

(5) 県民の行動

- ア 市町村が定める分別区分を遵守する。
- イ 仮置場への搬出は、市町村の指示に従う。

2 避難所・生活ごみ処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

- ア 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- イ 市町村はごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

- ア 人員、資機材等の確保
市町村は、迅速に処理を行うため、平常作業及び臨時雇い上げによる処理体制を確立する。
- イ 応援要請
処理施設や収集・運搬体制が被災している場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

(3) 処理の実施

【市町村】

- ア 避難所ごみ、生活ごみの収集
市町村は、避難者の生活に支障が生じることがないように、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。
- イ 住民への広報
市町村は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

(4) 県の措置

【県】

- ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行うこととする。
- イ 県は、被災市町村や県内市町村で生活ごみ等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、応援を要請することとする。

(5) 県民の行動

- ア ごみは指定された方法により搬出する。
- イ 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

3 し尿処理

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

【市町村】

- ア 市町村は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- イ 市町村は、避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握する。

ウ 市町村は、し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

ア 人員、資機材等の確保

市町村は、し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

(ア) 市町村は、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。

(イ) 市町村は、近隣市町村等からの応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

(3) 処理の実施

【市町村】

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

市町村は、下水道施設、し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗トイレを使用せず仮設（簡易）トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール等によって水を確保し、できる限り下水道機能の活用を図る。

エ 仮設（簡易）トイレの設置

市町村は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設（簡易）トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設（簡易）トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設（簡易）トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発によりし尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法でし尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

(4) 県の措置

【県】

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ 県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

(5) 県民及び自主防災組織の行動

ア 下水道施設等の被災に伴い水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

第4款 環境対策の実施

第1項 基本方針

大規模災害による工場・事業場の損壊等により有害物質が環境中に漏出するおそれがある。

また、災害により発生する障害物の除去や倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量（濃度）や粉じん等のモニタリング調査を行うとともに市町村等に対して適切に指導を行い、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

第2項 対策

1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認

(1) 被害状況の把握

【県】

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

(2) 施設等の稼働体制の確認

【県】

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

2 応急対策の実施

【県】

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の検視、検案及び埋葬に関する活動

第1款 行方不明者及び遺体の搜索

第1項 基本方針

行方不明者及び遺体の搜索については家族や近親者にとって切実な問題であり、また、住民にとっても関心の深い問題である。

このため、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手に努めるとともに、関係機関との連携を図りながら早期発見に努めるものとする。

なお、県は、災害救助法の適用をした市町村の行う、行方不明者及び遺体の搜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 行方不明者の調査

【警察】

(1) 行方不明者相談所等の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設するとともに、「行方不明者相談ダイヤル」及び「行方不明者情報受付サイト」を開設して、行方不明者の捜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

(2) 迷い人等（迷子・意識障害者等）の措置

ア 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。

イ 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所または福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

(3) 行方不明者の措置

ア 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行うなど、該当者の発見に努める。

イ 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした捜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(4) 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

【市町村】

市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。

2 遺体の捜索

(1) 捜索活動の実施主体

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市町村が、県・県警察本部・宮崎海上保安部及び赤十字奉仕団等の協力のもとに実施する。

(2) 捜索活動の実施

【市町村】

市町村は、災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防職員、消防団員、自主防災組織、地元のボランティア等と捜索する。

【県】

被災市町村だけでは十分な対応ができない場合、県は、周辺市町村、自衛隊等に対し応援要請を行う。

【警察】

警察は、市町村が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

発見した遺体については国家公安委員会規則に基づき、検視等所要の措置を講ずる。

【宮崎海上保安部】

宮崎海上保安部は、市町村が行う捜索活動に協力し、行方不明者の発見に努める。

第2款 遺体の検視、検案及び埋葬の実施

第1項 基本方針

遺体の検視、検案及び遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題であり、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

なお、遺体の検視、検案等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う、遺体識別等のための洗浄等及び埋葬に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

第2項 対策

1 遺体の検視、検案

【市町村、警察、宮崎海上保安部、宮崎県医師会、宮崎県歯科医師会】

- (1) 市町村等は、遺体を発見した場合に、速やかに警察に連絡する。
- (2) 警察は、警察に対して届出がなされた遺体及び警察官が発見した遺体について、調査又は検視を行い、医師の検案を経た後、関係者(遺族等又は市町村長)に引き渡す。
なお、遺体を遺族に引き渡す場合は、遺体の洗浄、消毒、修復を行い、遺族感情に配慮する。
- (3) 宮崎海上保安部は、海上における遭難者及び陸上から海上に及んだ災害の遺体を巡視船艇により収容するとともに、死体の調査又は検視を行った後、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。
- (4) 市町村は、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
- (5) 警察及び宮崎海上保安部は、身元不明遺体の調査又は検視に当たっては、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影することはもとより、身元特定のため、指紋資料の採取及び検案医師の協力を得てDNA型資料の採取並びに歯科医師の協力を得て歯牙鑑定を行う。
- (6) 警察及び宮崎海上保安部は、遺体の受取人がいないとき、又は身元不明の遺体は、遺品とともに所在地の市町村長に引き渡すものとする。
なお、戸籍法第92条第1項に規定による報告は、死亡報告書に本籍等不明死体調査書を添付して行うものとする。
- (7) 検案は、派遣された医師が実施するが、遺体多数により十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部は、必要に応じて検案活動に協力するものとする。
また、なおかつ対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

2 遺体の安置、一時保存

【市町村、県】

遺体の処理は市町村が実施するものとする。ただし、市町村のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部は必要に応じて市町村が行う遺体の処理に協力する。

上記により行う遺体の処理への協力は、県及び日本赤十字社宮崎県支部がそれぞれ組織する救護班により実施し、なおかつ、対応が困難な場合は、宮崎大学、国立病院等の関係機関の協力を要請するものとする。

(1) 遺体の洗浄・消毒・修復

災害後の混乱により遺族が遺体の措置を行うことができない場合には、市町村等は、人心の安定上または腐敗防止上必要である遺体の洗浄・消毒・修復等の措置を行い、遺体を一時保存し、埋葬に備える。

(2) 遺体の収容(安置)、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市町村の設置する遺体収容所に収容する。

ア 遺体検案所・収容所(安置所)の設置

市町村は被災直後でも電気・水道が確保可能な被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の検案所・収容所(安置所)を設置する。

被害が集中した市町村では遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて周辺市町村は、設置、運営に協力するものとする。

イ 棺の確保

市町村は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

ウ 身元不明遺体の集中安置

市町村は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合には、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられることから、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

3 遺体の埋葬

(1) 死亡者数の確認

【市町村】

市町村は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努めるとともに、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

【市町村】

遺体の埋葬は、市町村が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

当該市町村の火葬能力を超える遺体が発生した場合は、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(3) 広域火葬の実施

【県、市町村、火葬場設置者】

ア 県は、県内火葬場の火葬能力では不十分な場合、近隣県又は厚生労働省の協力を得て、他県の市町村での火葬の受入れを要請する。

イ 県は、受入れ承諾のあった応援火葬場の受入れ可能数に応じて調整を行い、被災市町村に通知する。

ウ 被災市町村は、県の調整結果に基づき具体的に応援火葬場と打合せを行い、遺体を搬送する。
なお、広域火葬の具体的な手順等については、別途定める宮崎県広域火葬計画によるものとする。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

第1款 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

第1項 基本方針

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。

このため、警察は、災害時においては早期に警備体制を確立し、関係機関等との緊密な連携のもとに災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

第2項 対策

1 予想される混乱

災害時に予想される混乱として次のものが挙げられる。

- (1) 交通網の寸断による被災地及び周辺道路の車両輻輳による交通渋滞
- (2) 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- (3) 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- (4) 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- (5) 真偽不明情報の流言による混乱
- (6) 被災地や避難所等での住民の混乱
- (7) 行方不明者の相談、捜索活動等の混乱

2 県民への広報・伝達

知事は、警察及び市町村の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置についてテレビ・ラジオ等の報道機関の協力を得て呼びかけを行うものとする。

3 警備活動の強化

(1) 警備体制の確立

【警察】

ア 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指揮体制を確立する。

イ 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容

【警察】

警備内容としては、次のものがあげられる。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分
- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

ア 地域安全活動の実施

(ア) 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

(イ) 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

(ウ) 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

(エ) 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

4 保安対策

(1) 危険物等に対する措置

ア 銃砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。

イ 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

第2款 物価の安定、物資の安定供給

第1項 基本方針

生活関連物資の買占め、売惜しみ防止を啓発し、生活関連物資価格の異常な高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保するものとする。

第2項 対策

1 物価の安定

【県、国】

(1) 物価の実態把握

ア 物価の監視

県は、県職員等により生活関連物資の価格調査を実施する。

また、国は、必要な所管に係る価格調査を実施する。

イ 情報の収集

県は、消費生活センター等を通じ、県民からの情報収集に努める。

(2) 緊急措置

ア 情報の提供

県は、ホームページ等により県民に対して情報の提供を行う。

イ 事業者への指導

県は、関係業者に対して適正な物資等の供給、流通の要請や便乗値上げ等の是正指導を行う。

2 物資の供給確保

県は、生活関連物資の異常な価格の高騰、買占め、売惜しみが発生した場合には状況に応じ、「宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和54年条例第8号）」に基づき、特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

また、国は、状況に応じて所管の生活関連物資の増産・出荷の要請等必要な措置を行う。

3 法律の発動の要請

県は、被災状況により非常事態に備えて、「国民生活安定緊急措置法」及び「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」の発動を、国に要請する。

第3款 帰宅困難者対策

第1項 基本方針

災害の発生により交通機能等が停止し速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要な措置を講ずる

第2項 対策

1 帰宅困難者対策の実施

【県、市町村】

県及び市町村は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供するほか、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図るとともに、その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

第1款 県有通信施設等の応急復旧

第1項 基本方針

県有通信施設や庁舎等は応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設であり、これらの施設に被害が生じた場合に直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

第2項 対策

1 県総合情報ネットワークの機能確保

(1) 県庁統制局の機能確保

ア 統制局に障害がある場合は、予備機切替により、復旧時間を短縮し、保守要員による速やかな復旧措置を講ずる。

なお、接続ケーブルに異常が生じた時は、予備ケーブルを使用する。

イ 県出先機関等及び市町村との連絡に障害がある場合は、孤立防止用無線、防災相互携帯無線、全県移動用携帯無線を使用し、中継局経由、又は口頭中継により応急連絡を行う。

(2) 中継局の機能確保

ア 中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間の短縮を図るとともに保守要員による復旧措置を講ずる。

イ 多重区間に障害があり中継が困難な場合は、全県移動、又は土木地区局移動の各携帯無線機を使用して連絡を確保するとともに、口頭中継で統制局まで集中させる。

ウ ア、イによっても中継局の機能を確保することが困難なときは、海上自衛隊に要請し県下の東西2点において携帯無線機を使用して海上中継による応急中継回線を確保する。

(3) 支部局等の機能確保

ア 支部・土木多重局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。

イ 電源部の故障、建築物の破損等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、全県又は、地区移動等の携帯無線機を活用して応急回線の設定を行い通信を確保する。

(4) 市町村及び他機関端末局

ア 端末局に障害がある場合は、シート交換による応急措置を行い、また交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。

イ 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市町村広域無線及び消防全県共通無線を使用して応急回路の設定により、支部と市町村、支部と県庁の間の通信を確保する。

2 警察無線通信の機能確保

(1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機又は無線自動車を固定局の代行として運用し通信の確保を図る。

(2) 中継局の機能確保

ア 中継局施設に障害がある場合は、予備機切替により復旧時間を短縮し、保守要員により復旧措置を講ずる。

イ 電源部の故障、建築物の損壊等関連施設の損壊が発生し、無線通信施設が使用不能のときは、代行中継局を開設して通信の確保を図る。

3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部(県庁)、地方支部(県総合庁舎)及びその他防災上重要な庁舎の施設及び設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

第2款 公共土木施設等の応急復旧

第1項 基本方針

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な復旧を図るものとする。

第2項 対策

1 道路の応急復旧

(1) 応急措置

【県、市町村】

被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、防災救急ヘリコプターによる上空からの調査を行うとともに、各土木事務所においてはパトロールカーにより巡視を実施する。また、市町村及び地域住民等からの道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

【九州地方整備局】

被害状況を速やかに把握するため、必要に応じヘリコプター等による上空からの調査を行うとともに、河川国道事務所、出張所においてはパトロールカーによる巡視を実施する。

また、道路情報モニター等からの情報の収集に努める。これらの情報を基に、必要に応じて迂回路の選定、その誘導等の応急処置を行い交通路の確保に努める。

【西日本高速道路株式会社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、社員等の非常出動体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかに警察当局と協力して交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び同社のパトロールカー等により情報を提供するなどして、通行者の安全確保に努める。

【県道路公社】

大規模災害が発生した場合には、速やかに同公社の防災業務要領の定めるところにより、非常災害対策本部を設置して、公社職員等の非常出勤体制を確保し直ちに災害応急活動に入るものとする。災害発生後、速やかに交通規制を行い、ラジオ、標識、情報板、看板及び公社のパトロールカー等により情報を提供するなどして通行者の安全確保に務める。

(2) 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対してラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2 港湾、漁港の応急復旧

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定めて行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

3 河川、砂防及び治山施設の応急復旧

【国、県、市町村】

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には、被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

河川施設については、速やかに被害状況を把握し、堤防及び護岸等の被害については土のうを設置するなど応急復旧を行うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。

ダムや水門等の施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(2) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

(3) 治山施設

治山施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る。

4 農業用施設の応急復旧

【市町村、土地改良区】

災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区が点検を行う。農道については市町村において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼす恐れの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

市町村は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

第1款 ライフライン途絶時の代替対策

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動、また、災害時における被災者の生活確保などの応急対策活動において重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講じる。

第2項 対策

1 上水道停止時の代替措置

【県、水道事業者】

第3章第10節第2款「飲料水の供給及び給水の実施」参照

2 下水道停止時の代替措置

【県、市町村】

(1) 緊急汲取りの実施

市町村は、便槽等が使用不能となった地域に対し、応急的に部分汲取りを実施する。

(2) 仮設トイレの設置

市町村は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

3 ガス停止時の代替措置

【宮崎ガス株式会社】

被災者救援対策としては、都市ガスの早期復旧が最優先ではあるが、防災上重要な施設を点検し、機能及び安全性の確認と復旧作業を行うとともに、臨時供給を含めた代替熱源を確保する。

(1) 需要家情報から、設備の復旧方法を整備し、臨時供給を含めた供給方法を想定しておく。

(2) 一般需要家の代替熱源として、カセットコンロ等による対応が図れるよう、調達できる体制を整備しておく。

(3) 病院や老健施設等の緊急施設及び主要避難所をリスト化し、移動式ガス発生設備（空気吸入式及び圧縮ガス式）による臨時供給を行う。

4 電力停止時の代替措置

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

【県、電気事業者等】

県は、大規模停電発生時には直ちに、あらかじめリスト化した病院等の重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を踏まえ、これらの施設の非常用電源の稼働状況を確認の上、電源の確保が必要な施設の把握を行い、電源車等の配備先の候補案を作成するよう努めるものとする。

また、国、電気事業者等と調整を行い、電源車等の配備先を決定し、電気事業者等は、電源車等の配備に努めるものとする。

5 電話停止時の代替措置

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

(1) 警察 110 番通話

平常時は、県警本部につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、地域所管警察署への代替回線が確保されている。

(2) 消防 119 番通話

平常時は、所管消防本部・局（西米良村については、西米良村役場）につながる専用回線であるが、災害時にこの回線が途絶した場合は、公衆回線に切り替え、通信の確保を図っている。

(3) 特設・臨時公衆電話の設置及び街頭公衆電話の無料開放

ア 特設公衆電話とは、災害が発生した場合、緊急措置として被災者の通話を確保するための無料の公衆電話で、災害救助法が発動された地域または、これに準じた災害が発生した場合設置する。

イ 街頭公衆電話の無料開放

災害により停電となった場合、テレホンカードが使用できなくなったり、コインの収納箱が一杯でコインが使えなくなったりするおそれがある。このような場合に実施する緊急措置が街頭公衆電話の無料開放で、テレホンカードやコインを使わずに利用できる。

(4) 通信の利用制限

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(5) 輻輳緩和対策

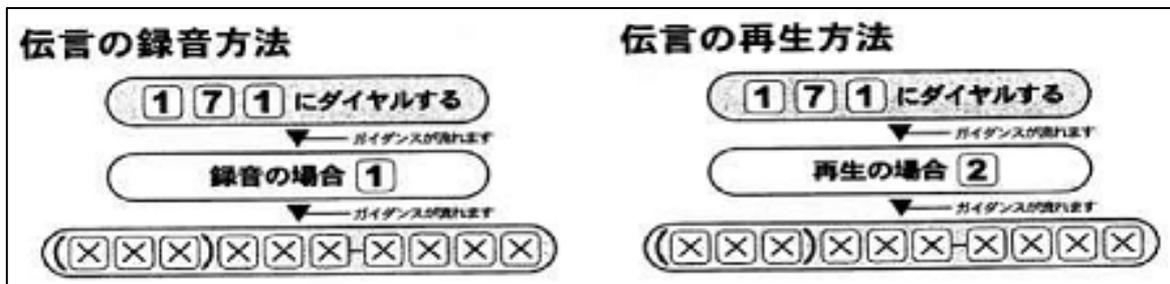
被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時のお願い>

- 1 ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- 2 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- 3 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- 4 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

<災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法>

- 1 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。
- 2 サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する



※ 電話番号は市外局番からダイヤルする。

第2款 ライフライン施設の応急復旧

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

1 上水道施設の応急復旧

【水道事業者】

(1) 応急復旧基本計画

水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効的かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておくこと。

(2) 作業体制の確保

水道事業者は、被災時において早急な状況把握のもとに効果的な応急復旧計画を立案するとともに、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておくこと。

(3) 重要施設の優先的復旧

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようにしておくものとする。

2 下水道施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

下水道事業者等は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

【市町村】

市町村は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、当該市町村のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

【県】

県は、協力要請を受け、近隣市町村に対し応急復旧の協力依頼を行うとともに、必要に応じて九州山口ブロック災害時支援体制連絡会議に支援要請を行うなど、広域的な復旧体制の確保に努める。

(3) 応急復旧

【市町村】

市町村は、次の通り応急復旧作業を実施する。

ア 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

イ ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、自家発電により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、処理場内の使用可能な池等を沈殿池や塩素混和池に転用することにより簡易処理を行うとともに、早急に高級処理機能の回復に努める。

(4) 情報の連絡・広報

【市町村】

ア 情報の連絡

市町村は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。

イ 住民への広報

市町村は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

3 工業用水道の応急復旧

【県】

県工業用水道施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領及び工業用水道施設災害処置要領等に基づいて実施するものとする。

4 都市ガス施設の応急復旧

【宮崎ガス株式会社】

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、支店及び本社に伝達する。支店及び本社は被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

ア 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

イ 対策要員の確保

(ア) 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

(イ) 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

ウ 被害復旧活動資機材の備蓄

(ア) 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

(イ) 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

(ウ) 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

ア 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

イ ガス施設または需要家の被害状況によるガス供給の地域的シャ断

ウ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

エ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

ア 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理

イ 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開

ウ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報

エ その他、現場の状況により適切な措置

(5) 情報の連絡・広報

ア 情報の連絡

災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。

イ 広報

災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況および復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

5 電力施設の応急復旧

(1) 九州電力・九州電力送配電における電力施設

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

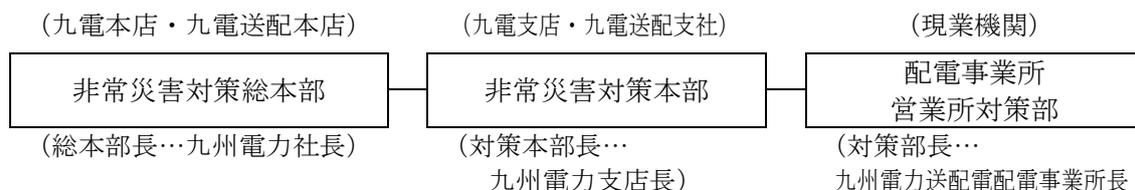
ア 災害対策に対する基本体制

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。

特に、供給区域内で震度 6 弱以上の地震が発生した場合には、本店並びに当該地震が発生した本店直轄機関及び現業機関等は、自動的に非常体制に入り、速やかに対策組織を設置する。

また、災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

<災害対策組織図>



イ 災害時における情報の収集、連絡

(ア) 通報、連絡の方法

通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。

(イ) 情報の収集、報告

災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

a 一般情報

(a) 気象、地象情報

(b) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(c) 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(d) その他災害に関する情報(交通状況等)

b 被害情報

(a) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(b) 停電による主な影響

(c) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(d) 従業員の被災状況

(e) その他災害に関する情報

(ウ) 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(エ) 通話制限

a 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めたとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

b 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めたときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

ウ 対策要員の確保

(ア) 夜間、休日に災害発生におそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

- (イ) 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。
 - (ウ) 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。
- エ 災害時における復旧資材の確保
- (ア) 調達
 - 対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。
 - a 現地調達
 - b 対策組織相互の流用
 - c 他電力会社等からの融通
 - (イ) 輸送
 - 災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。
 - (ウ) 復旧資材置場等の確保
 - 災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。
- オ 災害時における危険予防措置
- 電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。
- カ 災害時における応急工事
- (ア) 応急工事の実施
 - 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
 - (イ) 応急工事の基準
 - 災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。
 - a 水力発電設備
 - 移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
 - b 送電設備
 - ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
 - c 変電設備
 - 機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
 - d 配電設備
 - 仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
 - e 通信設備
 - 衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。
- キ 復旧計画
- (ア) 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。
 - a 復旧応援要員の必要の有無
 - b 復旧要員の配置状況
 - c 復旧資材の調達
 - d 復旧作業の日程
 - e 仮復旧の完了見込み
 - f 宿泊施設、食糧等の手配
 - g その他必要な対策

(イ) 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

ク 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

設 備 名	復 旧 順 位
水力発電設備	①系統に影響の大きい発電所 ②当該地域に対する電力供給上支障を生ずる発電所 ③早期に処置を講じないと復旧が一層困難になるおそれのある発電所 ④その他の発電所
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に送配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合、重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統用保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他回線

ケ 災害時における広報

(ア) 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

(イ) 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

(2) 県企業局における電力施設

【県】

県営電力施設の応急対策は、県企業局災害対策運営要領に基づいて実施するものとする。

6 通信施設の応急復旧

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

ア 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

ア 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

イ 非常招集と自主出社

(ア) 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

(イ) NTT西日本宮崎支店では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

ウ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

エ 広域応援体制

大規模災害時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

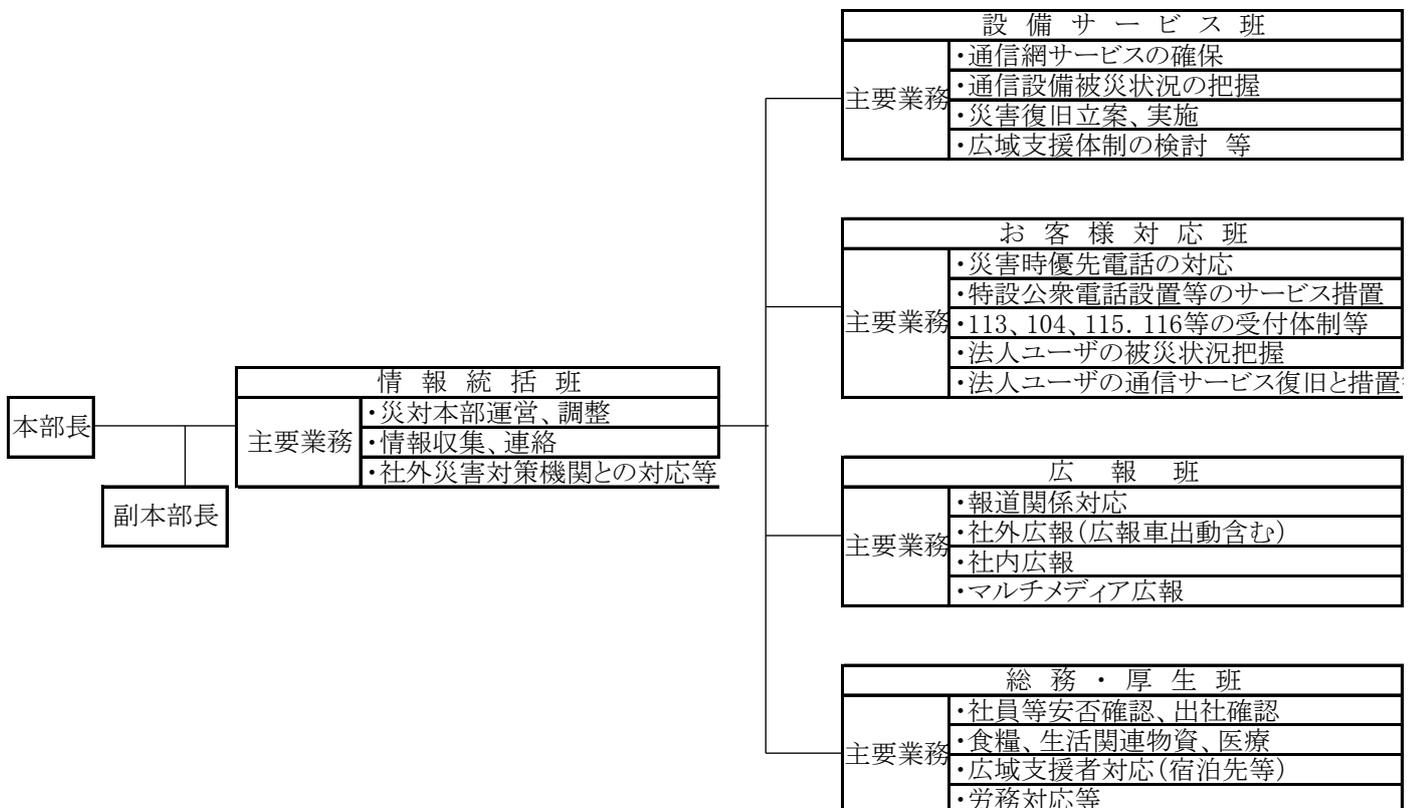
<レスキュー隊>

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

オ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

<図－NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図>



(3) 資機材の確保

ア 各種災対機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

<NTTの主な災害対策用機器・資材>

- ・ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。
- ・衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。
- ・衛星携帯電話：地震などの大規模災害時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。
- ・移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保する。
- ・非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。
- ・応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

イ 広域調達体制

NTT西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

ウ 緊急輸送

大規模災害時、復旧要員、資材及び災害対策用機・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

(4) 復旧順位

ア 復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

詳細については、「重要通信を確保する機関」及び「電気通信サービスの復旧順位表」による。

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる。）	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの。

＜電気通信サービスの復旧順位＞

順位	復 旧 回 線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 ・交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ・ZC以下の基幹回線の10%以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。 尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ・ZC以下の基幹回線の10(%)以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 ・テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上
		国内通信事業者回線 社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> ・対地別専用線の10%以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
加入電信サービス回線、 パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 ・第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 		
第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 ・人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線、 パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回 	
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

(注) その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

(5) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

ア マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

イ 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

第3款 事業者間の連絡・協力

第1項 基本方針

上下水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設や道路・港湾等の土木施設は、それらが相互に結びついており、単独の作業による復旧では非効率となる。県及び各事業者は、相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

第2項 対策

1 連絡体制の確保

各事業者において災害対策本部等が設置された場合、関係する事業者間で連絡を取り合う連絡協議会を設ける。

2 連絡・協議

連絡協議会を通じて、相互の被害状況、応急措置、復旧計画等に関する情報を交換する。それにより、効果的な復旧方法や復旧箇所の優先性等について検討・協議し、各事業者において協議結果をふまえて復旧を進める。

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

第1款 被災者・県民への的確な情報伝達

第1項 基本方針

災害発生後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立をうながしていくために、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

第2項 対策

1 ニーズの把握

【県、市町村】

(1) 被災者のニーズの把握

県及び市町村は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

2 生活情報の提供

【県、市町村、報道機関、防災関係機関】

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局、CATV 局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(2) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

(3) インターネットの活用

県ホームページを活用して、被災者・県民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(4) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(5) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

(6) 臨時 FM 局の設置、運営

阪神・淡路大震災時に設置された様な臨時 FM 局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。

設置にあたっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

第2款 相談窓口の設置

第1項 基本方針

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

1 総合窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県、市町村は2に示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、市町村、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

県の総合窓口は、災害対策本部総合対策部総括班で対応する。

2 各種相談窓口の設置

【県、市町村、防災関係機関】

県各部局、市町村は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3款 県民等からの被災者の安否確認について

【県、市町村】

被災者の安否について県民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

また、県は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、安否不明者

の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。

第17節 自発的支援の受入れ

第1款 ボランティア活動の受入れ

第1項 基本方針

大規模な災害が発生した場合、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、県、市町村及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、県及び市町村は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図るものとする。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握把握するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。

第2項 対策

1 ボランティア「受入れ窓口」の設置・運営

(1) 県及び市町村における措置

【県、市町村】

県及び市町村は、災害時及び復旧期における災害ボランティアの活動支援についてはボランティアの総合窓口を設置し、県・市町村社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部等と連携してボランティアの総合調整を図るものとする。

(2) 受入れ体制の確保

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

災害発生後直ちに、被災地の市町村社会福祉協議会に市町村災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制を確保する。

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は県と協議の上、県災害ボランティアセンターを設置し、ボランティア現地本部を支援する。

また、その他の市町村社会福祉協議会にもボランティアの受入れ・派遣体制を早急に整備するなど支援体制の確立を図るものとする。

(3) 災害ボランティアセンターの運営

【県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会】

ア 市町村災害ボランティアセンターの業務

- ①被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- ②ボランティア活動支援のための資機材、物資等の募集・確保と提供
- ③活動中のボランティアへの支援
- ④ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続
- ⑤被災者やボランティアに対する情報提供
- ⑥ボランティア連絡会議の開催
- ⑦ボランティア活動のための地図及び在宅要援護者のデータ作成・提供
- ⑧市町村災害対策本部との連絡調整
- ⑨県災害ボランティアセンターへの支援要請
- ⑩その他被災者の生活支援に必要な活動

イ 県災害ボランティアセンターの業務

- ①被災地及び市町村災害ボランティアセンターに関する情報収集・情報発信

- ②市町村災害ボランティアセンターの設置運営に対する支援・連絡・調整・派遣等
 - ③県外社会福祉協議会との連絡・調整・受入及び派遣等
 - ④県災害ボランティアセンター及び災害ボランティア活動に関する各種相談、問合せへの対応
 - ⑤災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達・貸出・保管・管理
 - ⑥県災害対策本部等との情報の共有
 - ⑦関係機関・団体との間の連絡・調整・仲介等
 - ⑧その他、県災害ボランティアセンターの活動に必要な業務
- ウ 被災地外の市町村社会福祉協議会の業務
- 被災地の状況把握及び当該地域内のボランティア活動希望者への情報提供を行うとともに、県災害ボランティアセンターと連携し、必要な支援を行う。

2 ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

(1) 市町村災害ボランティアセンター及び県災害ボランティアセンターとの連携

【県、市町村】

市町村は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、市町村と市町村災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

県は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」の開設時に、コーディネートを担当する職員を配置し、県内部及び県災害ボランティアセンターとの連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行う。

なお、県及び県から事務の委任を受けた市町村は、災害ボランティア活動と県及び市町村が実施する救助の調整事務について、県・市町村社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターに委託することにより、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(2) ボランティアに協力依頼する活動内容

【県、市町村】

ボランティアに県及び市町村災害ボランティアセンターを通じて協力依頼する活動内容は、主として次の通りとする。

- ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)
- ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)
- エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)
- オ その他被災者の生活支援に必要な活動

(3) 活動拠点の提供

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

(4) ボランティア保険の加入促進

【県、市町村】

県及び市町村は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進する。

(5) ボランティア等への啓発

【県、市町村】

県及び市町村は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

- ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。
- イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。
- ウ 被災者は、同性でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。
- エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

3 高校生のボランティア活動

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

(1) 一般ボランティア

- ・ 救援物資の運搬、配布
- ・ 食事の準備
- ・ 危険の少ない範囲での片付け
- ・ 負傷者の看護補助

(2) 専門ボランティア

- ・ 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、福祉科、工業科、農業科、水産科、家庭科等)

4 赤十字防災ボランティアの活動

【日本赤十字社宮崎県支部】

(1) 赤十字防災ボランティア「受入れ窓口」の設置・構成等

ア 赤十字防災ボランティアセンターの設置

災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部にボランティアセンターを設置し、事前に登録のある赤十字防災ボランティアの受入れ体制を整える。

イ 赤十字防災ボランティアセンターの構成等

赤十字防災ボランティアセンターの構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。

(2) 防災ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

赤十字防災ボランティアセンターは、市町村災害ボランティアセンター、県災害ボランティアセンター及び宮崎県災害対策本部と連絡を密にして、被災状況、被災者のニーズ等を共有し、活動内容及び派遣人員などの調整を相互に行う。

(3) 赤十字防災ボランティアの活動

ア 赤十字防災ボランティアの活動内容

日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を優先的に依頼するよう配慮する。

- (ア) 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
- (イ) 避難誘導、避難所運営の協力、炊き出し、仮設住居等の設置
- (ウ) 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
- (エ) 障害物の除去、被災地片付け
- (オ) 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
- (カ) 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
- (キ) その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動

イ 赤十字防災ボランティアの招集

赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

ウ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

日本赤十字社宮崎県支部災害対策本部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字ボランティア保険の加入促進

活動を行うボランティアが、活動時の事故や怪我等を保障する保険に加入していない場合は、赤十字ボランティア保険の加入を求める。

5 地域安全ボランティアの活動

【警察、県、市町村】

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

については、災害時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確かつ効果的な活動とするため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県・市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努める。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

ア 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ・災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障害者等要配慮者世帯に対する周知活動
- ・危険箇所の点検活動
- ・地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- ・地域でのパトロール活動
- ・地域安全ニュース等による情報提供活動等

イ 災害時における主な地域安全活動

- ・地域での安全パトロール活動
- ・避難場所の設置箇所や事件事故等の発生状況等地域での安全な生活のため必要な情報の提供活動
- ・高齢者等の要配慮者宅訪問活動
- ・防犯灯・街路灯の損壊により犯罪・事故等の恐れのある新たな危険箇所の確認活動
- ・防犯協会の防犯資機材や各地から寄せられる救援物資の配分協力活動等

第2款 義援物資、義援金の受入れ

第1項 基本方針

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、県、市町村及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する効果的な活用を図るものとする。

第2項 対策

1 災害義援物資の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受け入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

ア 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。

イ 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。

ウ 物資は、新品が望ましいこと。

エ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。

オ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

(2) 輸送

県、市町村及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し速やかに輸送すること。

(3) 配分

物資の配送を受けた被災市町村は、ボランティア等の支援も受け速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。

2 義援金の受け入れ

【県、市町村、関係機関】

(1) 募集

災害の発生に際して、県、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 配分

募集を行った機関は、義援金の適正な配分が達成されるよう、第三者機関である配分委員会を設置し、公平性や透明性を確保すること。

第18節 災害救助法の適用

第1款 災害救助法の適用

第1項 基本方針

大規模災害時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続を行うものとする。

第2項 対策

1 実施責任者

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

2 被災認定の基準

【市町村】

救助法の適用にあたっては、当該市町村が被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

(1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯、住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあっては3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

ア 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のもの

イ 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の 20%以上 50%未満のもの

ウ 住家の床上浸水

ア及びイに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、または、土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(3) 住家及び世帯の単位

ア 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ 1 住家として取り扱う。

イ 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1 棟の建物内でそれぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

3 救助法の適用基準

救助法による救助は、市町村単位の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに市町村毎に行うものとする。

(1) 市町村における住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し当該右欄の被災世帯数に達したとき。

市 町 村 の 人 口		被災世帯数
5, 000 人未満		30 世帯
5, 000 人以上	15, 000 人未満	40 世帯
15, 000 人以上	30, 000 人未満	50 世帯
30, 000 人以上	50, 000 人未満	60 世帯
50, 000 人以上	100, 000 人未満	80 世帯
100, 000 人以上	300, 000 人未満	100 世帯
300, 000 人以上		150 世帯

(2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500 世帯以上であって、市町村の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の 2 分の 1 に達したとき。

(3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が 7,000 世帯以上であって、市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。

(4) 市町村の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。

ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。

イ 多数の者が生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じたとき。

(5) 災害が発生するおそれがある場合において、次の全てに該当し、知事が特に救助が必要と認めたとき。

ア 国において当該災害に係る特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）が設置されたとき。

イ 政府本部の所管区域として本県が告示されたとき。

ウ 当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者がいるとき。

※ (1)～(4)・・・救助法第 2 条第 1 項、(5)・・・救助法第 2 条第 2 項

＜救助法による市町村別適用基準＞

(県人口 1,070,213 人)

【

区 分	人 口	適用世帯数	区 分	人 口	適用世帯数
市町村名			市町村名		
宮崎市	401,591	150	高鍋町	19,928	50
都城市	180,736	100	新富町	16,571	50
延岡市	118,450	100	西米良村	1,000	30
日南市	50,891	80	木城町	4,898	40
小林市	43,718	60	川南町	15,196	50
日向市	59,647	80	都農町	9,913	40
串間市	16,828	50	門川町	17,387	50
西都市	28,643	60	諸塚村	1,486	30
えびの市	17,645	50	椎葉村	2,506	30
三股町	25,595	50	美郷町	4,828	40
高原町	8,646	40	高千穂町	11,649	40
国富町	18,410	50	日之影町	3,637	40
綾町	6,938	40	五ヶ瀬町	3,476	30

※人口は、令和2年国勢調査の人口速報集計結果による。

4 救助法の適用手続

【市町村】

- 災害に対し、市町村における被害が「3 救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により当該市町村長は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。
- 災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、市町村長は救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受けるものとする。

【県】

- 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- 救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

5 救助の実施

- 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。

ア 避難所及び応急仮設住宅の供与	カ 被災した住宅の応急修理
イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	キ 学用品の給与
ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	ク 埋葬
エ 医療及び助産	ケ 死体の捜索及び処理
オ 被災者の救出	コ 障害物の除去

6 救助の組織

県災対本部が設置された場合における救助の組織は、第1節、活動体制の確立に定めるところによるものとする。なお、県災対本部を設置するに至らない場合においては、平常の組織をもって対処するものとする。

7 災害救助法による救助の程度と期間

＜「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」 早見表＞

令和3年6月18日現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月) 冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護証… 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所… 国民健康保険診療報酬の額以内 3 治療者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護証等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯 ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承諾を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から （教科書） 1ヵ月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護証以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護証 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等(法第3条に規定する都道府県知事等をいう。)の総括する都道府県等(法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。)の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の8 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4 </div>		

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第19節 文教対策

第1款 学校教育対策

第1項 基本方針

学校は、災害時における児童生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、実施するものとする。

第2項 対策

【県教育委員会、県立学校、市町村教育委員会、市町村立学校、私立学校設置者】

1 応急教育

(1) 応急教育の実施責任者

ア 市町村立学校の応急教育は、当該市町村教育委員会が計画し実施する。

イ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。

ウ 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

(2) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(3) 児童生徒の安全の確保措置

災害時における児童生徒の安全の確保に関し、次の措置をとる。

ア 県立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、臨時に授業を行わない等の措置は、校長の判断により行うものとするが、県教育委員会は、必要に応じ次の事項の指導を行う。

(ア) 職員を派遣して、応急並びに事後の授業等に関する措置を指導する。

(イ) 事前に災害が予知される場合は、あらかじめ校長に対し指導助言を行う。

(ウ) 避難所等に学校を提供したため、長期間学校が使用不可能の場合には、他の公共施設を利用して早急に授業の再開を図る。

イ 市町村立学校に対する措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合において、県教育委員会は、臨時に授業を行わない等適切な措置をとるよう、当該市町村教育委員会に対して指導助言を行う。ただし、緊急事態が生じた場合は、県教育委員会は市町村教育委員

会の了解のうえで、報道機関などを利用して、県下の全公立学校の休業措置等適切な措置を講じることもある。

ウ 校長の措置

(ア) 事前準備

- a 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成、実施するとともに、危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成し職員に周知する。
- b 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策及び措置を講じなければならない。
 - (a) 防災に関わる施設・設備の点検・整備を計画的に行う。
 - (b) 災害時には、学校行事、会議、出張等を中止する。
 - (c) 児童生徒の避難訓練、災害時の事前指導及び事後処理、保護者との連絡方法を検討する。
 - (d) 県(市町村)教育委員会、警察署、消防機関及び保護者への連絡網の確認を行う。
 - (e) 校長は、時間外における所属職員の所在を確認し、非常召集の方法を職員に周知させておく。

(イ) 災害時の体制

- a 校長は、状況に応じ適切な緊急避難の指示を与える。
- b 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、県(市町村)教育委員会に連絡し、災害対策に協力し校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- c 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど災害状況と合致するよう速やかに調整する。
- d 応急教育計画については、県(市町村)教育委員会に報告するとともに、決定次第速やかに児童生徒及び保護者に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の体制

- a 校長は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、県(市町村)教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- b 正常な授業再開に際しての保健安全上の障害処理については指導助言を行うが、危険物の処理、通学路の点検整備については、校長は関係機関の援助等により処置する。
- c 疎開した児童生徒については職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- d 災害の推移を把握し、県(市町村)教育委員会と連絡のうえ平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

エ 私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講じるものとする。

(4) 施設の応急整備

災害により被害を受けた公立学校の施設・設備について正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

ア 公立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

県立学校にあつては、応急復旧工事を実施する。

市町村立学校にあつては、当該市町村において応急復旧工事を実施する。

イ 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するために必要な施設・設備を校長において確保することができない場合は次の措置を講じる。

(ア) 県立学校については、県教育委員会が確保する。

(イ) 市町村立学校については、当該市町村教育委員会から要請のあった場合に、県教育委員会は市町村教育委員会間の調整を図る。

(5) 教職員補充措置

災害時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

ア 県立学校に対する措置

(ア) 災害に伴い教職員に被害が発生した場合、校長は、速やかに県教育委員会に報告する。

- (イ) 上記報告に基づく教職員の被害状況に応じ、県教育委員会は速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内においてできる限りの常勤講師の補充を行う。
 - b 被災学校以外の学校に勤務する教職員を被災学校へ兼任させる。
 - c 必要に応じて、非常勤講師の配当を行う。
 - d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、県教育委員会事務局、県教育研修センター等に勤務する教職員を臨時に被災学校に派遣する。
- イ 市町村立学校に対する措置
 - (ア) 災害時における教職員の被害状況について、当該市町村教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。
 - (イ) 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。
 - a 条例定数の範囲内においてできうる限りの補充を行う。
 - b 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
 - c 必要に応じて、小・中学校にあっては非常勤講師の配当を行う。
 - d 上記 a～c の措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第 22 条)の予算措置を講じるとともに、さしあたって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

2 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童生徒に対し、県及び市町村は、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった市町村立学校の児童生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう市町村教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又はき損した児童生徒に対して、県及び市町村はその供給を支援する。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村が行う義務教育中の児童生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。
- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助するため、授業料の免除を行った県内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。
- (5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

3 学校給食の応急措置

災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の要領による。

- (1) 校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、市町村教育委員会(県立学校にあっては県教育委員会)に報告し、当該教育委員会と協議のうえ、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意するものとする。
 - ア 被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること。
 - イ 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ウ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
 - エ 被災地においては感染症発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。
- (2) 県教育委員会は、市町村教育委員会と連携を図り、学校給食用物資の供給が円滑に行われるよう、関係団体への協力要請を行う。

4 災害時における環境衛生の確保

(1) 事前準備

- ア 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
- イ 校長は、常に児童生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。

(2) 災害時の措置

災害後の感染症、防疫対策については、校長は、保健所の指示、援助等により必要な措置を速やかに行うものとする。

5 災害時における心の健康への支援

被災した児童生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童生徒の心の健康の保持に努めるとともに、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。

(1) 事前準備

- ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てるとともに、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。
- イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について教職員の研修を実施する。

(2) 災害時の措置

災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

6 教育の再開

避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

(1) 臨時のカリキュラムでの対応

- ア 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
- イ 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みさせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。

(2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）

道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。

(3) 民間施設の活用

(4) プレハブ教室の早期設置

(5) 訪問教育の実施等

- ア 児童生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- イ 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

第2款 文化財保護対策

第1項 基本方針

大規模災害被害から文化財の保護を図るため、教育委員会（県、市町村）は必要な計画を立てるとともに、所有者・管理者に対して災害対策の必要性について意識啓発を図る。

県教育委員会は区分に応じて自らが管理する文化財の災害対策をとるほか、所有者・管理者に対して文化財の保存管理が万全に行われるように指導、助言するものとする。

木質系の文化財については火災による焼失被害を防止するために消防機関と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

第2項 対策

1 予防対策の実施

【県】

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2 被害状況の把握と応急対策の実施

【県】

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にし、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

3 埋蔵文化財対策

緊急を要する復旧事業等が行われる場合で、埋蔵文化財の所在が確認された場合は、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体からの派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定

県及び関係市町村は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

第1款 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来通り、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

第2款 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要援護者の参画も促進するものとする。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方

第1款 公共施設災害復旧事業計画

第1項 基本方針

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

第2項 対策

1 事業計画の種別

【県(各部局)、市町村】

基本方針を基礎にして、次に掲げる事業計画について、被害の都度検討作成する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画
 - ア 道路施設災害復旧事業計画
 - イ 河川施設災害復旧事業計画
 - ウ 海岸施設災害復旧事業計画
 - エ 砂防設備災害復旧事業計画
 - オ 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - カ 港湾施設災害復旧事業計画
 - キ 漁港施設災害復旧事業計画
 - ク 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - ケ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画

- コ 下水道施設災害復旧事業計画
- サ 公園施設災害復旧事業計画
- (2) 農林水産施設災害復旧事業計画
- (3) 都市災害復旧事業計画
- (4) 上下水道災害復旧事業計画
- (5) 住宅災害復旧事業計画
- (6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
- (7) 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- (8) 学校教育施設災害復旧事業計画
- (9) 社会教育施設災害復旧事業計画
- (10) 復旧上必要な金融その他資金計画
- (11) その他の計画

2 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、県または市町村において被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。(次款に詳述)

3 緊急災害査定促進

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

4 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

5 国土交通省等の権限代行制度

(1) 道路

県は、自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行うものとする。

県又は市町村は、県道又は市町村道において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

(2) 河川

県は、知事が管理を行う一級河川又は二級河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

市町村は、準用河川における河川の改良工事若しくは修繕又は災害復旧事業に関する工事において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

県又は市町村は、災害時に、知事が管理を行う一級河川若しくは二級河川又は市町村長が管理する準用河川に係る維持(河川の埋塞に係るものに限る。)において、工事の実施体制等の地域の実情を勘案し、実施に高度な技術又は機械力を要する工事の場合は、国土交通省の権限代行を要請することも検討するものとする。

第2款 激甚災害の指定

第1項 基本方針

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講じるものとする。

第2項 対策

1 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

2 災害調査

【県(各部局)】

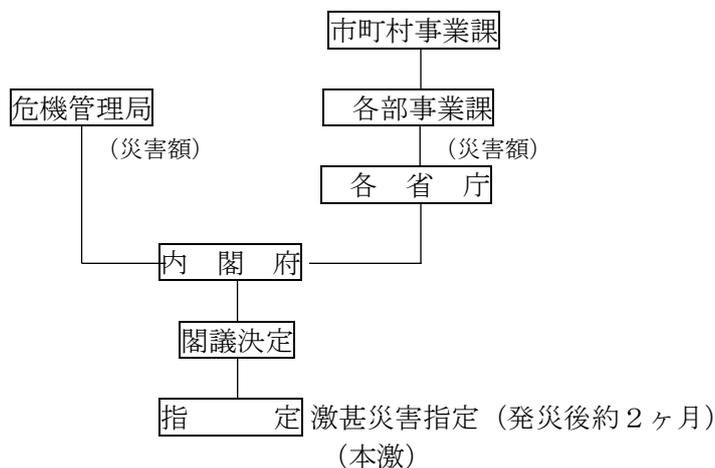
知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について各関係部局に必要な調査を行わせる。

知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【市町村】

市町村は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

<激甚災害指定フロー図>



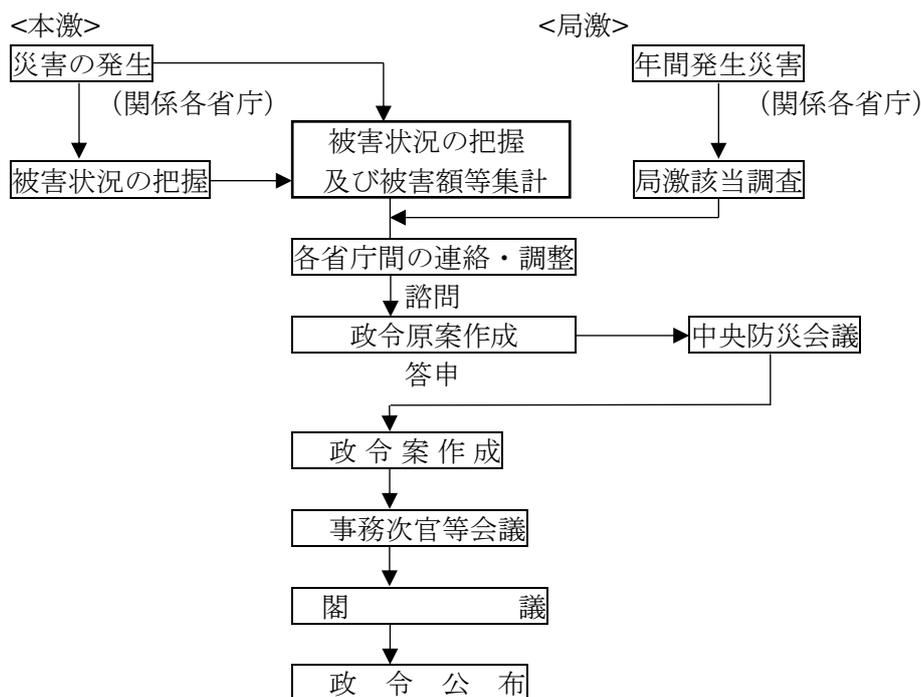
3 激甚災害指定の手続

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか及び何条の措置を適用するかについて政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

激甚災害及び適用措置の指定手順



4 激甚災害指定の促進

【県(各部局)】

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係各部署局長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

5 激甚災害指定基準

(1) 激甚災害指定基準(本激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定総見込額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%
法第5条 (農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円
法第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例)	次の(1)又は(2)の要件に該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5%で 法第8条の措置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5%

	<p>(4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で法第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)～(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。</p>
<p>法第8条 (天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5% (B 基準) 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの 一の都道府県の特別被害農業者数>当該都道府県の農業者×3%</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は、木材生産部門に限る。 (A 基準) 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5% (B 基準) 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額>当該都道府県の生産林業所得推定額×60% (2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%</p>
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2% (B 基準) 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額>当該都道府県の中小企業所得推定額×2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。</p>
<p>法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 被災地全域滅失戸数≥4,000戸 (B 基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数≥2,000戸 かつ、</p>

	<p>一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸又は住宅戸数の1割 (2) 被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ、 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸又は住宅戸数の2割</p>
<p>法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>法第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合。</p>
<p>上記以外の措置</p>	<p>災害の実情に応じ、その都度検討する。</p>

(2) 激甚災害指定基準(局激)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章 第3条～4条 (公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(1千万円以上) >当該市町村の標準税収入$\times 50\%$ *ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。</p> <p>(2) 標準税収入が50億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(2.5億円超) >当該市町村の標準税収入$\times 20\%$</p> <p>(3) 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費 >当該市町村の標準税収入$\times 20\%$ + (当該市町村の標準税収入—50億円)$\times 60\%$</p> <p>(4) 早期局激 (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>第5条 (農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて (1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
<p>第6条 (農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>(1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額$\times 10\%$ (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p> <p>(2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額$\times 10\%$ (漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>
<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) >当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額$\times 1.5$ (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ、 (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、</p>

	要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例)	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。
法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)	法第2章(第3条及び第4条)又は5条の措置が適用される場合

第3節 計画的復興の進め方

災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となる。したがって被災地域の復興にあたっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

第1款 災害復興対策本部の設置

【市町村】

市町村は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、市町村長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。

【県(各部局)】

県は、被害状況を速やかに把握し、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、知事を本部長とする災害復興対策本部を設置する。さらに、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

災害復興の必要性が1市町村のみで確認された場合は、当該市町村の災害復興に対する支援体制を整え、県と当該市町村の連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援のため、職員を必要に応じて派遣する。

また、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとする。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用すること。

第2款 災害復興方針・計画の策定

1 災害復興方針の策定

【市町村】

市町村は、学識経験者、有識者、市町村議会議員、市町村民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を市町村民に公表する。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認した場合に、学識経験者、有識者、県議会議員、県民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、県としての災害復興方針を策定する。この方針では、広域的な観点からの災害復興のあり方及び市町村支援等についての県の役割を示す。

2 災害復興計画の策定

【市町村】

市町村は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

【県(災害復興対策本部)】

県は、複数の市町村で災害復興の必要性を確認し、災害復興方針を策定した場合、それに基づき、県としての具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、県所管の広域的な施設、産業等の復興に関する計画、市町村の復興支援・相互調整に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

第3款 災害復興事業の実施

1 市街地復興事業のための行政上の手続の実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

【県(県土整備部)】

県は、建築主事を置かない市町村において、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

【建築主事を置く市】

建築主事を置く市は、被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、県の承認を受け、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続

【市町村】

市町村は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続と同様の手続で行う。

【県】

県は、市町村による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

2 災害復興事業の実施

【市町村】

(1) 専管部署の設置

市町村は、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業の実施

市町村は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(災害復興対策本部)】

(1) 専管部署の設置

県は、災害復興計画を策定した場合、災害復興に関する専管部署を設置する。

(2) 災害復興事業

県は、災害復興に関する専管部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

【県(各部局)】

(1) 災害復興事業の支援

県は、市町村が行う災害復興事業の技術的、財政的な支援を実施する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

被災者にとって一刻も早く安定した生活を確保することは、大きな願いである。その願いにできるだけ応える為、被災者の相談にのるとともに各種の支援措置を迅速に行っていくことが重要である。

第1款 被災者への広報及び相談窓口の設置

第1項 基本方針

県、市町村及び関係機関は、各種支援措置について被災地以外へ疎開等を行っている被災者を含め、広報するとともに相談窓口を設置するものとする。

第2項 対策

1 総合相談窓口の設置

県、市町村は、第3章第16節第2款「相談窓口の設置」で設置した相談窓口を復旧・復興期に対応できるよう組織の再編を行い、被災者の生活再建のための総合相談窓口を設置するものとする。

地方における総合相談窓口は地方支部に設置するものとする。

2 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

主な参加機関は次のとおりとする。

農林振興局、こども福祉センター、福祉事務所、県税・総務事務所、保健所、土木事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所、公共職業安定所、教育事務所、総務商工センター、社会保険事務所、警察署、税務署、県社会福祉協議会、農業協同組合、農業共済組合、商工会議所(商工会)、社会福祉協議会、金融機関、住宅金融支援機構、県信用保証協会、九州電力、NTT、市町村

第2款 生活確保資金の融資等

第1項 基本方針

県及び関係市町村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付並びに生活福祉資金の貸付等により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。

県及び関係市町村は、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に罹災証明(書)の交付体制を確立し、被災者に罹災証明(書)を交付する。

また、県及び関係市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

なお、各種の事務処理に当たっては、手続の簡素化、迅速化を図るものとする。

第2項 対策

1 被災者台帳の整備

【市町村】

市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。

2 災害弔慰金等の支給

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」(昭和48法82)に基づき、市町村の条例の定めるところにより、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給するものとする。なお、費用負担は国1/2、県1/4、市町村1/4となっている。

<災害弔慰金等一覧>

災害弔慰金	対象災害	自然災害	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 市町村において住居が 5 世帯以上滅失した災害 ・ 都道府県内において、住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害 ・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害 ・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	500万円 250万円
	遺族の範囲		配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹 (兄弟姉妹については、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合で、死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者が対象となる)
災害障害見舞金	対象災害	自然災害	上記「災害弔慰金」の場合と同じ
	支給額	①生計維持者 ②その他の者	250万円 125万円
	障害の程度		<ul style="list-style-type: none"> ①両目が失明したもの ②咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥両上肢の用を全廃したもの ⑦両下肢のひざ関節以上で失ったもの ⑧両下肢の用を全廃したもの ⑨精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

※災害弔慰金については、自然災害によるもので法対象に満たない規模の災害について、県単独事業による弔慰金支給制度があるので市町村は所用の措置を講じること（費用負担県 1/2、市町村 1/2、支給額①生計維持者 500 万円、②その他の者 250 万円）

3 災害援護資金の貸付

市町村は「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和48法82）に基づき、被災世帯の世帯主に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付を行うものとする。

なお、資金貸付の財源は、国が3分の2、県が3分の1をそれぞれ市町村に、原則、無利子で貸し付けることとなっている。

災害援護資金	対象害	自然災害 — 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	
	貸付限度額	①世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ②家財の1/3以上の損害 150万円 ③住居の半壊 170万円(250) ④住居の全壊 250万円(350) ⑤住居の全体が滅失もしくは流失 350万円 特別の事情がある場合は()内の額重複する場合は50万円を調整する	250万円 270万円(350) 350万円
貸付条件	所得制限	(世帯人員)	(市町村民税における総所得金額)
		1人	220万円
		2人	430万円
		3人	620万円
		4人	730万円
		5人以上	(一人増すごとに30万円に30万円を加えた額)
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあたっては、1,270万円とする。		
	利率	年3% (据置期間は無利子)	
据置期間	3年 (特別の事情のある場合は5年)		
償還期限	10年 (据置期間を含む)		
償還方法	年賦又は半年賦		

4 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

【宮崎県社会福祉協議会】

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

	生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた 低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内 ②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	6か月以内
償還期間	7年以内
償還方法	月賦

5 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【県】

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和 39 年法律第 129 号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資金名	母子父子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市福祉事務所)、宮崎市
貸付対象者	母子家庭の母又は父子家庭の父もしくは寡婦
貸付限度額	200 万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年 1.0% ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から 6 箇月
償還期間	据置期間経過後 7 年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

6 被災者生活再建支援制度(国)

【被災者生活再建支援法人(公益財団法人道府県会館内)】

「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 1 号又は 2 号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(10 万人未満に限る。)における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
- カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合に、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 10 万人未満に限る)における自然災害
2 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村(人口 5 万人未満に限る)における自然災害

(2) 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)
- オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯(中規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支給額は、次の 2 つの支援金(基礎支援金、加算支援金)の合計額となる。

(※世帯人数が 1 人の場合は、各該当欄の金額の 4 分の 3 の額)

①住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

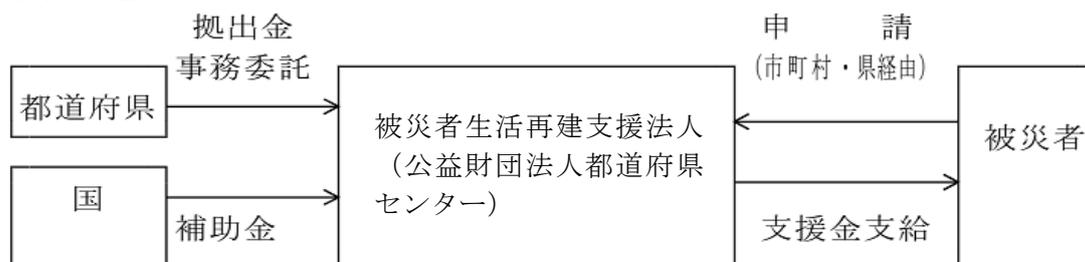
住宅の被害程度	全壊 (2)アに該当	解体 (2)イに該当	長期避難 (2)ウに該当	大規模半壊 (2)エに該当	中規模半壊 (2)オに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	—

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
(支給額) 全壊・解体・ 長期避難・ 大規模半壊・ (2)ア～エに該当	200万円	100万円	50万円
中規模半壊 (2)オに該当	100万円	50万円	25万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み



- ・申請窓口：市町村
- ・申請時の添付書面
 - ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
 - ②加算支援金 契約書（住宅の購入、賃借等） 等
- ・申請期間
 - ①基礎支援金 災害発生日から13月以内
 - ②加算支援金 災害発生日から37月以内

7 宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度

【県、市町村】

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

(1) 対象となる自然災害

6と同じ

(2) 支給対象世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

6と同じ

8 宮崎県・市町村災害時安心基金

【県、市町村】

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、県と市町村が共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

(1) 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

(2) 基金の設置場所

公益財団法人宮崎縣市町村振興協会

(3) 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

(4) 支援金の額

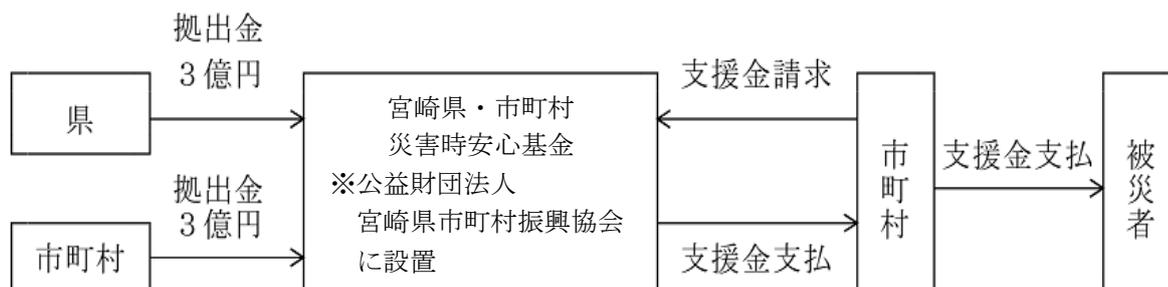
1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

- ア 全壊 20万円
- イ 大規模半壊 15万円
- ウ 半壊又は床上浸水 10万円

(5) 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

(6) 支給の仕組み



9 罹災証明の交付

【市町村】

市町村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。その際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

また、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明するものとする。

【県】

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付に係る事務の市町村向け説明会を実施するとともに、その実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、当該市町村に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

また、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違いについて、被災者に明確に説明する市町村の活動を支援するものとする。

第3款 金融関係機関の応急措置

第1項 基本方針

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況、資金の需要状況に応じ、関係行政機関と連絡協調のうえ、次のとおり金融上の措置を講ずるものとする。

第2項 対策

1 災害応急措置

(1) 通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ寄託発行元銀行券の活用を図るほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずること等により、通貨の円滑な供給の確保に万全の措置を講ずる。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えについては、状況に応じ職員を現地に派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のため緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡のうえ、各種輸送、通信手段の活用を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保に係る措置

関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

日本銀行宮崎事務所は、災害の状況に応じ必要の範囲で適宜営業時間の延長及び休日臨時営業を行う。

(4) 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

必要に応じ関係行政機関と協議のうえ、金融機関または金融機関団体に対し、次に掲げる措置その他の金融上の措置を適切に講ずるよう要請する。

ア 預金通帳等を滅失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。

イ 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ウ 電子交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分等の猶予等の特別措置をとること。

エ 損傷日本銀行券および貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

オ 必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

(5) 各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

とくに(3)および(4)で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第4款 雇用の確保

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第2項 対策

1 離職者への措置

【公共職業安定所】

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生日況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

(1) 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

(2) 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、または巡回職業相談を実施する。

(3) 諸制度の活用

職業訓練受講指示、または職業転換給付金制度等を活用する。

(4) 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

【公共職業安定所】

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者(日雇労働被保険者は除く。)に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除または労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

第5款 税対策等による被災者の負担の軽減

第1項 基本方針

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

第2項 対策

1 国税等の徴収猶予及び減免の措置

【市町村】

市町村は、被災者に対する市町村税の徴収猶予及び減免等、納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

【県】

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

【国】

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

- (1) 申告等の期限の延長
- (2) 徴収猶予
 - ア 納期限未到来の場合の徴収猶予
 - イ 通常の場合の徴収猶予
 - ウ 災害減免法に基づく徴収猶予等
- (3) 減免措置

2 県税の徴収猶予及び減免等

(1) 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法またはこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)または納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

(2) 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、または納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り(やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内)、その徴収を猶予することができる。

(3) 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第177の17条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税種別割及び鉦区税を減免することができる。

ア 事業税の減免(個人の事業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

- (ア) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(イ)において同じ。)が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の12第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下である者
- (イ) 自己(同一生計配偶者または扶養親族を含む。)の所有に係る住宅または家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅または家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下である者

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

イ 不動産取得税の減免等

- (ア) 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。
- (イ) 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月経過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。

(ウ) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

ウ 自動車税種別割または鉦区税の減免

(ア) 災害により自動車について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害を受けた日の属する年度分の自動車税種別割の税額の2分の1を軽減する。

(イ) 災害により鉦区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の鉦区税の税額の2分の1を軽減する。

3 その他公共料金の特例措置

(1) 郵便事業

【郵便事業株式会社】

ア 被災者に対する通常葉書(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。

イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種または盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。

ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除

(ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。

(イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会または共同募金連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパックまたは現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

(2) 通信事業

【西日本電信電話株式会社(宮崎支店)】

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

(3) 電気事業

【九州電力株式会社(宮崎支店)及び九州電力送配電株式会社(宮崎支社)】

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ 被災により1年末満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

(4) 都市ガス事業

【宮崎ガス株式会社】

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、ガス供給事業者が被害の状況を見て判断する。九州経済産業局長の認可が必要。

ア ガス料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月のガス料金(基本料金)の免除

- ウ 被災により、ガス使用ができなくなった使用者が、同一場所で応急的にガスを使用するための臨時のガス工事費の免除
- エ 被災により、1年未満で廃止または減少した契約の料金精算（補償料）の免除

第6款 住宅確保の支援

第1項 基本方針

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、市町村が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、市町村で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

第2項 対策

1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

(2) 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

(3) 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)）の条件を具備する者

(ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

(イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(ウ) その者の収入が低額所得者の居住の安定を図るため必要なものとして公営住宅法施行令第6条第2項に規定する金額を参酌して、市町村の長が定める金額を超えないこと。

(エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

(ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。

ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)をこえることができる。

(イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

2 災害住宅融資

(1) 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、県及び市町村は、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

(2) 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者(り災の日から2年を経過しない場合に限る。)は、融資を受けることができるので、県及び市町村は、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続の相談等を行うものとする。

また市町村は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

第7款 災害復興基金の設立

県及び市町村は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

第5節 被災中小企業の復興、その他経済復興の支援

第1款 中小企業の復興支援

第1項 基本方針

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株)日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

1 被害状況把握のための体制整備

【県・市町村】

県及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

2 資金需要の把握連絡通報

【県】

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

3 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

【県】

県は、関係金融機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。
また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

4 中小企業者に対する金融制度の周知

【県】

県は、市町村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

5 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

6 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

7 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに、県中小企業融資制度「経営支援・災害対策貸付」「セーフティネット・危機関連貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応する。

〔経済変動・災害対策貸付の融資条件等〕

(H28. 4. 1 現在)

資金名	経営支援・災害対策貸付（災害対策）
融資対象者	災害等の復旧を行う中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000 万円(組合は 8,000 万円) 設備資金 5,000 万円(組合は 8,000 万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置 12 月以内) 設備資金 10 年以内(うち据置 18 月以内)
融資利率	年 1.00%～年 1.50%
保証料率	年 0.40%～年 1.50%

(R5.4.1 現在)

資金名	経営支援・災害対策貸付（災害対策（特例））
融資対象者	災害救助法に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000 万円(組合は 8,000 万円) 設備資金 5,000 万円(組合は 8,000 万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置 12 月以内) 設備資金 10 年以内(うち据置 18 月以内)
融資利率	年 1.00%～年 1.50%
保証料率	年 0.20%～年 0.75%

(R5.4.1 現在)

資金名	経営支援・災害対策貸付（激甚災害対策）
融資対象者	激甚災害（局激）に係る災害等の復旧を行う中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000 万円(組合は 8,000 万円) 設備資金 5,000 万円(組合は 8,000 万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置 12 月以内) 設備資金 10 年以内(うち据置 18 月以内)
融資利率	年 0.80%～年 1.30%
保証料率	年 0%

〔セーフティネット・危機関連貸付の融資条件等〕

(R5.4.1 現在)

資金名	セーフティネット・危機関連貸付
融資対象者	セーフティネット保証制度 4 号（突発的災害（自然災害等））認定又は危機関連保証認定を受けた中小企業者及び組合
融資限度額	運転資金 3,000 万円(組合は 8,000 万円) 設備資金 5,000 万円(組合は 8,000 万円)
融資期間	運転資金 7年以内(うち据置 12 月以内) 設備資金 10 年以内(うち据置 18 月以内)
融資利率	年 0.80%～年 1.30%
保証料率	年 0.35%

8 その他の措置

【県】

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関（商工組合中央金庫）に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

第2款 農林水産業の復興支援

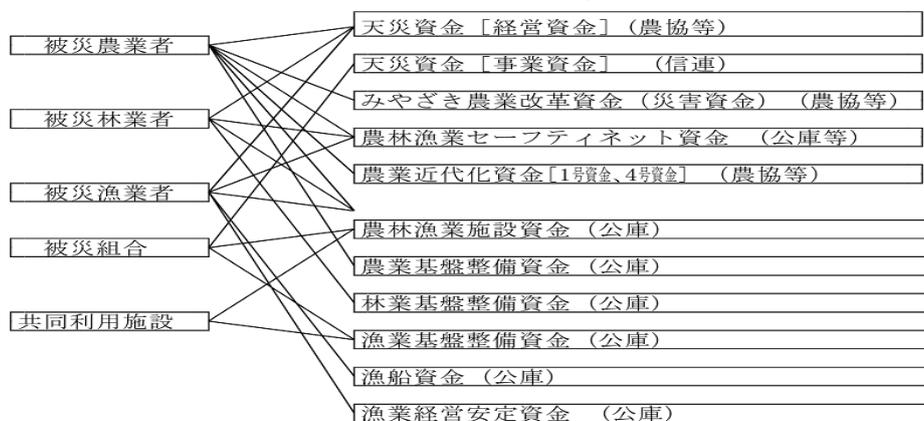
第1項 基本方針

県は、災害により被害を受けた農林漁業者または団体に対し、生産力の維持と経営の安定を図るために必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに国に対しても要望するものとする。

第2項 対策

1 農林漁業関係融資の種類

災害時における農林漁業関係の融資は、次のとおりである。



※ 信連＝宮崎県信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会
公庫＝株式会社日本政策金融公庫

2 農業関係

被害農業者及び被害農業協同組合に対しては、「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）の適用を国に対して要請し、低利の経営資金及び事業資金の融通により、農業経営の維持安定を図るほか、県独自の措置として、県単独の災害資金を発動し、被害農業者の経営再建を図る。

また、株式会社日本政策金融公庫資金の農林漁業セーフティネット資金、農業基盤整備資金（農地等の復旧資金）、農林漁業施設資金（施設復旧資金）を活用し、早急な災害復旧を図るものとする。

なお、農業用施設災害については、農業近代化資金（1号資金、4号資金）により、被害を受けた農業用施設の復旧を図る。

3 林業関係

被害林業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、林業経営の安定を図るよう推進するものとする。

なお、林業者に対する株式会社日本政策金融公庫による融資制度の積極的な活用を指導するとともに災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を積極的に指導推進するものとする。

4 水産業関係

被害漁業者に対しては、天災融資法を適用し、低利の経営資金の融通を円滑にして、被害漁業者の経営の安定を図るよう推進するものとする。また、宮崎県信用漁業協同組合連合会等の系統金融

の積極的な利用を指導するとともに、株式会社日本政策金融公庫の融資制度の活用を図るものとする。

5 農林漁業関係融資制度一覧

<農業>

(平成28年1月1日現在)

資金名	融資対象	資金使途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付減資負担	備考
天災資金	農業を営む個人及び法人で、政令で指定された天災による農産物の減収量が平年収穫量の30%以上、かつ、減収による損失額が平年農業総収入額の10%以上の者	経営資金	【個人】 一般 200万円 果樹等 500万円 【法人】 一般 2,000万円 果樹等 2,500万円	災害の都度、政令で指定 (特別被害農業者は3.0%以内)	なし	3～6年以内 (特別被害農業者は6年以内)	原則として、元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	農業経営支援課 ※「特別被害農業者」とは、政令で指定された天災による農産物の減収による損失額が平年農業総収入額の50%以上の者又は果樹・茶樹・桑樹体の損失額が被害時価額の50%以上の者
みやざき農業改革資金(災害資金)	県が指定した災害による農畜産物の減収見込量が過去3か年の平均収量30%以上、かつ、減収見込額が過去3か年の平均農業総収入額の10%以上であることを市町村長が証明した農業者	経営再建に要する営農経費	300万円以内	災害の都度、県が指定	3年以内	7年以内 (利子補給期間は5年間)	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	農業経営支援課
農林漁業セーフティネット資金[公庫資金]	・認定農業者 ・農業所得(法人は農業に係る売上高)が総所得(法人は総売上高)の過半を占めている者又は粗収益が200万円以上(法人は1,000万円以上)である者 ・認定就農者又は農業経営開始後3年以内の者 ・集落営農組織等	経営再建資金及び収入補填	【一般】 600万円 【特認】 年間経営費等の12分の3以内	0.25%～0.35%	3年以内	10年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
農業近代化資金(1号資金, 4号資金)	・認定農業者 ・認定農業者以外の対象者(ただし、復旧に必要な資金を除く。)	施設等の復旧	【個人】 1,800万円 【法人】 2億円	0.25%～0.7% (償還年数等で異なる)	2～7年以内	7～15年以内	元金均等償還	農協・市中銀行等 10/10	農業経営支援課

農林漁業施設資金 〔公庫資金〕	災害等で施設被害を受けた農業を営む者、農協等	施設等の復旧等	貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額	0.3% ～ 0.8%	3～10年以内等	15～25年以内等	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫
農業基盤整備資金 〔公庫資金〕	災害等で農地、牧野の被害を受けた農業を営む者、農協等	農地・牧野の災害復旧	貸付けを受ける者が当該年度に負担する額	0.3% ～ 0.8%	10年以内	25年以内	元金均等償還、元利均等償還等	公庫 10/10	日本政策金融公庫

< 林業 >

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付減資負担	備考
林業基盤整備資金 (造林資金)	復旧造林(激甚法に関する法律施行令で告示された市町村の区域内で行う造林であり、かつ、森林災害復旧事業事務取扱要綱に基づく事業であるもの)	造林資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額。ただし、計画森林の場合は90%)	0.16% ～ 0.20%	20年以内	補助30年以内 非補助35年以内	元利均等償還、元金均等償還、元金不均等償還のいずれか最も適当と認められる方法	公庫 10/10	
					改善計画認定者25年以内	改善計画認定者補助40年以内 非補助45年以内			
林業基盤整備資金 (樹苗養成施設資金)	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成資金	樹苗養成の事業を営む者(借入者の負担する額の80%に相当する額)		5年以内	15年以内			
林業基盤整備資金 (林道資金)	林道の復旧	林道資金	森林組合、森林組合連合会、林業者等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内 改善計画認定者7年以内	20年以内 改善計画認定者25年以内			
農林漁業施設資金 (共同利用施設のうち林業施設資金)	林産物の生産等に必要共同利用施設等の復旧	林業施設資金	森林組合等(借入者の負担する額の80%に相当する額)		3年以内	20年以内			
農林漁業施設資金(主務大臣施設のうち林業施設資金)	素材・樹苗・特用林産物の生産等機械・施設の復旧		林業を営む者(1施設当たり) 一般 300万円 特認 600万円			15年以内			

農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた林業者	災害復旧	一般 600万円 特認 年間経営費等の12分の3以内	0.16%		10年以内			
----------------	----------------	------	-------------------------------------	-------	--	-------	--	--	--

<水産業>

資金名	融資対象	資金用途	融資限度額	利率	据置期間	償還期間	償還方法	貸付減資負担	備考
漁業災害対策資金 (新みやざき漁業推進資金)	災害を受けた施設等の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	個人等 9,000～ 36,000万円 組合等 12億円	1.5% ただし基準金利 3.0% まで	2～ 3年 以内	5～ 20年 以内	年賦	信漁連 漁協等 10/10	水産政策課
農林漁業施設資金 (共同利用施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設復旧	借入者負担の80%	0.5% ～ 1.0%	3年 以内	20年 以内		公庫 10/10	
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設)	災害を受けた共同利用施設の復旧を行う漁業者、漁協等	施設等復旧	漁船 1,000万円 その他施設 300万円			15年 以内			
農林漁業セーフティネット資金	災害による被害を受けた漁業者	災害復旧	600万円			10年 以内			
漁船資金	災害を受けた漁船の復旧(原則20トン以上)	施設復旧	借受者負担の80%か漁船1隻あたり4億5千万円のいずれか低い額	2年 以内	12年 以内				
漁業基盤整備資金	災害を受けた共同利用施設等の復旧を行う漁協等		借入者負担額の80%	3年 以内	20年 以内				
天災資金 (天災融資法が発動された場合に限る)	天災により被害を受けた漁業者が経営資金を必要とする場合	経営資金	※融資限度額、利率、据置期間、償還期間については、その都度政令で定められる。					漁協・市中銀行等 10/10	